

平成30年第2回定例会

(6月7日招集)

# 山都町議会会議録

平成30年6月第2回山都町議会定例会会議録目次

○6月7日（第1号）

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	2
開会・開議	2
日程第1 会議録署名議員の指名	2
日程第2 会期決定の件	2
日程第3 諸般の報告	2
・議長の報告	
日程第4 行政報告	2
日程第5 提案理由説明	4
日程第6 報告第1号 平成29年度山都町一般会計継続費繰越計算書について	7
日程第7 報告第2号 平成29年度山都町一般会計繰越明許費繰越計算書について	8
日程第8 報告第3号 平成29年度山都町一般会計事故繰越し繰越計算書について	11
日程第9 報告第4号 平成29年度山都町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書について	11
追加日程第1 議案第46号 町長及び副町長の給与の特例に関する条例の制定について	12
散会	14

○6月12日（第2号）

出席議員	15
欠席議員	15
説明のため出席した者の職氏名	15
職務のため出席した事務局職員	16
開議	16
日程第1 一般質問	16
11番 後藤壽廣議員	16
6番 藤川多美議員	30
7番 甲斐重昭議員	43
9番 吉川美加議員	57
散会	72

○6月13日（第3号）

出席議員	73
欠席議員	74
説明のため出席した者の職氏名	74
職務のため出席した事務局職員	74
開議	74
日程第1 一般質問	74
4番 矢仁田秀典議員	74
2番 西田由未子議員	87
日程第2 報告第5号 有限会社「虹の通潤館」の経営状況について	98
日程第3 報告第6号 株式会社「まちづくりやべ」の経営状況について	99
日程第4 報告第7号 一般財団法人「清和文楽の里協会」の経営状況について	100
日程第5 報告第8号 有限会社「そよ風遊学協会」の経営状況について	102
日程第6 報告第9号 有限会社「清和資源」の経営状況について	104
日程第7 議案第32号 専決処分事項（平成29年度山都町一般会計補正予算第6号）の報告並びにその承認を求めることについて	105
日程第8 議案第33号 専決処分事項（平成29年度山都町介護保険特別会計補正予算第4号）の報告並びにその承認を求めることについて	107
日程第9 議案第34号 専決処分事項（山都町税条例等の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて	109
日程第10 議案第35号 専決処分事項（山都町税等の減免に関する条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて	111
日程第11 議案第36号 専決処分事項（山都町国民健康保険税条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて	113
日程第12 議案第37号 専決処分事項（山都町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて	114
日程第13 議案第38号 山都町営体育館条例の一部改正について	116
日程第14 議案第39号 山都町短期滞在施設条例の一部改正について	119
日程第15 議案第40号 山都町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	121
日程第16 議案第41号 山都町土地改良事業換地委員会条例の制定について	123
散会	124

#### ○6月14日（第4号）

出席議員	125
欠席議員	125

説明のため出席した者の職氏名	125
職務のため出席した事務局職員	126
開議	126
日程第1 議案第42号 平成30年度山都町一般会計補正予算（第1号）について	126
日程第2 議案第43号 平成30年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について	139
日程第3 議案第44号 平成30年度山都町水道事業会計補正予算（第1号）について	142
日程第4 議案第45号 物品売買契約の締結について	144
日程第5 議長報告 各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査 申出について	147
閉会	147

6 月 7 日（木曜日）

平成30年6月第2回山都町議会定例会会議録

1. 平成30年6月7日午前10時0分招集
2. 平成29年6月7日午前10時03分開会
3. 平成29年6月7日午前10時58分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程(第1日)(第1号)
  - 日程第1 会議録署名議員の指名
  - 日程第2 会期決定の件
  - 日程第3 諸般の報告
  - 日程第4 行政報告
  - 日程第5 提案理由説明
  - 日程第6 報告第1号 平成29年度山都町一般会計継続費繰越計算書について
  - 日程第7 報告第2号 平成29年度山都町一般会計繰越明許費繰越計算書について
  - 日程第8 報告第3号 平成29年度山都町一般会計事故繰越し繰越計算書について
  - 日程第9 報告第4号 平成29年度山都町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書について
  - 追加日程第1 議案第46号 町長及び副町長の給与の特例に関する条例の制定について

---

7. 本日の出席議員は次のとおりである(14名)

1番 眞原 誠	2番 西田 由未子	3番 中村 五彦
4番 矢仁田 秀典	5番 興 栢 誠	6番 藤川 多美
7番 甲斐 重昭	8番 飯開 政俊	9番 吉川 美加
10番 藤原 秀幸	11番 後藤 壽廣	12番 藤川 憲治
13番 藤澤 和生	14番 工藤 文範	

---

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

---

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	梅田 穰	副町長	岡本 哲夫
教 育 長	井手 文雄	総務課長	荒木 敏久
清和支所長	渡辺 八千代	蘇陽支所長	橋本 由紀夫
会計課長	藤島 精吾	企画政策課長	藤原 千春
税務住民課長	田中 耕治	健康ほけん課長	山本 祐一
福祉課長	坂口 広範	環境水道課長	増田 公憲

農林振興課長	山本敏朗	建設課長	佐藤三己
山の都創造課長	藤原章吉	地籍調査課長	玉目秀二
学校教育課長	渡邊尚子	生涯学習課長	工藤宏二
そよう病院事務長	小屋迫厚文	監査委員	志賀美枝子

---

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 緒方 功 外2名

---

開会・開議 午前10時03分

○議長（工藤文範君） ただいまから平成30年第2回山都町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

**日程第1 会議録署名議員の指名**

○議長（工藤文範君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、9番、吉川美加君、10番、藤原秀幸君を指名します。

---

**日程第2 会期決定の件**

○議長（工藤文範君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日から6月15日までの9日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月15日までの9日間に決定しました。

---

**日程第3 諸般の報告**

○議長（工藤文範君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長の報告事項は、お手元に配付しているとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

---

**日程第4 行政報告**

○議長（工藤文範君） 日程第4、行政報告の申し出があつております。これを許します。

山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） それでは、私のほうから平成30年度末をもって指定管理期間の満了を迎える指定管理施設につきまして、本年度中に次の指定管理者を選定する必要がござ

いますので、指定管理者の選定、指定の手続について御説明させていただきます。

公の施設の管理の運営について民間の手法を活用することにより、公共サービスの水準の向上及び経費の削減等を図ることを目的に、平成15年6月の施行の地方自治法の一部改正が行われたところです。それを受けて、本町においても平成18年度から主に観光施設の関連施設を指定管理者制度を導入しているところでございます。

今回公募する指定管理施設は、観光関連11施設のうち8施設となります。該当施設を申し上げますと、国民宿舎通潤山荘、道の駅通潤橋、清和文楽館、清和物産館、清和高原天文台、そよ風パーク、服掛松キャンプ場、それと猿ヶ城キャンプ場の8施設でございます。

お手元にお配りしております「公の施設における指定管理者の指定手続」についてをもとに指定手続について御説明をいたします。

横の欄には企画政策課、山の都創造課選定委員会備考という欄を設けております。縦の欄については、本年4月から来年の4月までの時間の流れになります。本年4月から5月にかけては、企画政策課、山の都創造課において、指定管理者の更新等に関する基本方針の策定や選定委員会設置要綱の改正等の検討と指定管理者へのモニタリングを実施しております。5月18日に第1回の指定管理者候補者選定等に係る委員会を開催しております。

6月の欄でございますけれども、本議会において選定手続のスケジュール等について説明を行った後に、町のホームページ等で公募する指定管理施設に係る施設の概要や業務内容、簡単なスケジュール等について掲載を行う予定にしております。早目に情報を提供し、広く公募するために行うものでございます。

9月の欄をごらんいただきたいと思います。9月では、定例会に指定地管理期間の指定管理料の算出予算を債務負担行為として定める必要がありますので、議会にお諮りする予定です。この債務負担行為とは、将来にわたります地方公共団体の債務を負担する予算上の行為でございます。

その後10月には、公募の広告や募集要項の公表を行い、1カ月程度の募集期間を設定したいと思います。

11月の欄でございますけれども、選定委員会において提案者からのプレゼンテーションを行い、選定審査を行い、指定管理候補者の選定を行います。その後、町長へ指定管理候補者選定結果について報告をし、決裁を得る予定にしております。

12月の欄でございますが、これも定例会に指定管理者指定の議案及び必要に応じて、施設の設置条例の改正について議決をいただきたいと思いますと考えております。

翌年1月には、指定管理者と町との間で基本協定の締結と指定及び告示を行い、4月1日以降の指定管理の運営がスタートするスケジュールとしております。

5年前の選定スケジュールとほとんど変更はございませんけれども、先ほど説明しました6月の公募する指定管理施設の公開を新たに追加しております。ホームページ等で施設の概要等を広く周知することにしております。

以上、指定管理者の選定、指定の手続について説明を終わります。

**○議長（工藤文範君）** これで行政報告が終わりました。

---

## 日程第5 提案理由説明

○議長（工藤文範君） 日程第5、提案理由の説明を求めます。

町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） おはようございます。

平成30年度第2回定例会を招集しましたところ、御参集をいただき、まことにありがとうございます。

初めに、このたび町職員によりますセクシャルハラスメント及び公金横領、固定資産税の課税の誤りという重大な不祥事が相次いで発生し、町政に対する信頼を大きく損ないましたことにつきまして、関係者を初め町民の皆様に関心をおわびを申し上げます。町政に対する信頼を一日でも早く回復するために、職員の綱紀粛正及び職務規律の保持徹底に全力を注いでまいります。

また、このような事案の再発防止を図るために、ハラスメント相談員や弁護士による相談窓口の設置、金銭の出納管理に対する二重チェック体制の整備など、具体策を実施してまいります。

不祥事に関係した職員については、地方公務員法等の法令に基づき、厳正な処分を行ったところではありますが、町政の責任者として、私自身の処分についても、今議会にお諮りをしたいと考えております。重ねて町民の皆様に関心をおわびを申し上げます。

さて、私も昨年3月、町長に就任をしてちょうど1年3カ月を経過したところでございます。町民の皆様と接する中で、改めて責任の大きさを実感しているところでございます。

さきに国の人口問題研究所が発表しました人口動態の予測では、2045年に本町の高齢化率が62.3%に達し、県下で1位になるとの予測がありました。少なからずショックを受けたところでございます。

しかしながら、私は豊かな自然と人情味あふれる町で年齢を重ねても健やかに暮らし、生き生きと活動していける町をつくっていききたいという思いを強く持ったところであります。そのために必要な施策を立案し、着実に実行してまいります。

次に、提案理由の説明に先立ち、町政の現状について報告をさせていただきます。

平成28年度熊本地震から2年を経過しましたが、まだ仮設住宅に5世帯、みなし仮設住宅に7世帯の不自由な生活を送っておられる方々がおられるところでございます。そうした皆様には、地域支え合い事業や保健指導事業などの活動を通じて一日でも早く生活再建や健康保持が図れるよう、丁寧に対応をしておるところでございます。

本年は平年に比べて早い梅雨入りとなりましたが、大規模災害の発生に備えて、本町では隣接する高森町、宮崎県五ヶ瀬町、高千穂町との災害応援協定を締結いたしました。自治体間の互助とも言えるもので、災害時の支援物資の提供や職員の派遣など、迅速な対応を相互に行うこととしました。

また、きのうは山都町防災会議を開催しました。防災関係機関が一堂に会し、情報の共有、相互連携による災害防止や減災についての取り組みを確認したところでございます。

農地や農業施設の災害復旧工事につきましては、契約率がまだ25%と道半ばであります。この

ため、複数の工事箇所をまとめるなど、受注しやすい条件整備を行い、早期着工、早期復旧に取り組んでまいります。

本町のシンボルであります通潤橋につきましては、年内の復旧工事を完了する予定でございましたが、5月7日の大雨による石垣の一部が崩壊する想定外の事態となってしまいました。復旧を心待ちにされた町民の皆様、とりわけ商工観光業の皆様の心情を思うと、残念でなりません。通潤橋の崩落は全国ニュースでも大きく報道されるなど、町内外の関心が非常に高く、通潤橋の持つ価値の大きさを再認識したところでございます。幸い、文化庁の平成30年度災害復旧事業の認定を受け、先週、復旧に向けた検討会議を開催をしたところでございます。また、先日は、熊本県教育委員会に出向き、宮尾教育長に対し、一日も早い復旧に向けて協力をいただくよう要望をしたところであります。

そうした中で、うれしいニュースが飛び込んでまいりました。本町米生出身の門岡良昌氏が、平成30年度文部科学大臣表彰において、科学技術賞を受賞されました。門岡さんはスーパーコンピュータ「京」の開発に従事をされ、完成後は医療を初め、さまざまな分野での研究業績が評価されたところであります。本町を初め、全国各地で講演活動、次代を担う子供たちに刺激を与えるものであり、今後ますます御活躍を期待しております。

続きまして、廃棄物処理についてであります。広域的な廃棄物処理を建設するために、上益城郡5町と西原村で組織される熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会では、新たな広域廃棄物処理施設の建設用地の選定を進めてまいりました。

このほど御船町上野の古閑原古閑迫地区に建設予定地を決定しました。各町村から廃棄物搬入の利便性、用地の取得や開発の容易性、景観や環境への影響などの点から、候補地の中で最もすぐれていると判断したものであります。平成37年度の新設稼働を目指して、今後、用地取得、施設建設に取り組んでまいります。

本町の処理場は既に耐用年数を超えており、修理、改修を行いながら稼働している現状にあります。町民の皆様の御理解と御支援をいただきたいと思っております。

先日、山都町に進出をしていただいた企業や今後、事業展開予定の企業の方々との懇談会を開催いたしました。サテライトオフィスの誘致や遊休施設の活用策など、さまざまな御提案をいただきました。新たな雇用の場や地域活性化につながることを、期待をしております。

次に、本町東京事務所を港区白金台に今月下旬に開設することといたしました。町単独での東京事務所開設は全国でもほとんど例がないというようなことでありますが、民間会社に委託をしまして運営を行います。首都圏からの本町への移住定住や企業誘致の推進、さらには、山都町産物のブランド化、戦略拡大につなぐべく、本町の情報発信の拠点にしたいと考えております。

次に、定例会に提案しております議案についての御説明をいたします。今回の定例会に提出する議案は、専決処分報告6件、報告9件、条例4件、補正予算3件です。

議案32号は、平成29年度山都町一般会計補正予算（第6号）です。これはさきの3月定例会において提出しました補正予算第5号議決後に判明、確定した事業及び町税や交付金に係る補正予

算について専決処分を行ったため、その報告並びにその承認を求めるものです。

議案第33号は、平成29年度山都町介護保険特別会計補正予算（第4号）です。さきの3月定例会において提出しました補正予算（第3号）議決後に判明、確定した事業につき、専決処分を行った補正予算について、報告並びにその承認を求めるものです。

議案第34号は、働き方の多様化等を踏まえ、個人住民税の見直し等を主な内容とした地方税法の一部改正に伴い、山都町税条例等の一部改正について専決処分を行いましたので、その報告並びにその承認を求めるものです。

議案第35号は、農業災害補償法の改正に伴う農業経営収入保険事業の創設や農業共済事業の見直し等に伴い、山都町税等の減免に関する条例の一部改正の専決処分を行いましたので、その報告並びにその承認を求めるものです。

議案第36号は、都道府県が保険者に加わり、国民健康保険事業費給付金の創設、算定方式の改正など、国民健康法や地方税法の一部改正に伴い、山都町国民健康保険条例の一部改正の専決処分を行いましたので、その報告、並びにその承認を求めるものです。

議案第37号は、介護現制度改正に伴い、条文の文言についての整理が行われたことに伴い、山都町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の専決処分を行いましたので、その報告並びにその承認を求めるものです。

次の報告第1号は、平成29年度山都町一般会計継続費繰越決算書についての報告です。地方自治法施行令第145条第1項の規定により、継続費の金額のうち実際に翌年度に繰り越した金額について報告を行うものです。

報告第2号は、平成29年度山都町一般会計繰越明許費繰越決算書についての報告です。地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費の金額のうち実際に翌年度に繰り越した金額について報告を行うものです。

報告第3号は、平成29年度山都町一般会計事故繰越し決算書についての報告です。地方自治法施行令第150条第3項の規定により、翌年度に繰り越した金額について報告を行うものです。

報告第4号は、平成29年度山都町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書についての報告です。地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費の金額のうち実際に翌年度に繰り越した金額について報告を行うものです。

報告第5号から第9号は、地方自治法第243条の3第2項の規定により、町が2分の1以上を出資している法人について、その経営状況を報告するものです。

次の議案第38号は、山都町営体育館条例の一部改正について、名連川体育館の用途廃止に伴い、必要な条例の改正を行うものです。

議案第39号は、山都町短期滞在施設条例の一部改正について、熊本県から取得した元土木事務所官舎を新たに短期滞在施設に加え、管理運営するために必要な条例の改正を行うものです。

議案第40号は、山都町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、厚生労働省令放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準の一部改正に伴い、必要な条例の改正を行うものです。

議案第41号は、山都町土地改良事業換地委員会条例の制定について、土地改良事業による換地処分に関する町長の諮問のための附属機関を設置する必要がありますので、新たに条例を定めるものです。

次に補正予算ですが、議案第42号は、平成30年度山都町一般会計補正予算（第1号）について、1億5,700万円を増額補正し、補正後の額を116億7,900万円としています。

歳出の主な内容は、2款総務費に、過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業補助金として876万円、コミュニティ助成事業に210万円、地籍調査費の追加分1,900万円を計上しました。

5款農林水産業費には、低コスト耐候性ハウスや里芋選果機を導入する産地パワーアップ事業補助金の8,367万円、イチゴ農家による連棟ハウス導入のため、攻めの園芸生産対策事業補助金1,847万円、地元就農による農業後継者向けの交付金の追加を320万円、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業費1,250万円、県営中山間地域総合整備事業負担金600万円、林業費には、有害鳥獣被害防止対策事業補助金600万円を計上しました。また、本町の基幹産業である農業振興に係る経費を重点的に計上しました。

9款教育費では、熊本地震復興基金を活用した公民館改修に310万円、不登校児童生徒への支援事業として160万円を計上しました。

議案第43号は、平成30年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について、人事異動に伴う人件費の減額と配水管更新工事の実施に伴い82万3,000円を増額補正し、補正後の額を7億3,295万7,000円としています。

議案第44号は、平成30年度山都町水道事業会計補正予算（第1号）について、人事異動に伴い、人件費が不足しましたので予算の組み替えを行うものです。

なお、コミュニティバスの購入に伴う物品売買契約の締結について及び町長、副町長の給与の特例に関する条例の制定につきましては、追加提案をさせていただき予定であります。

以上、提案理由について説明をいたしました。詳細については、担当課長から説明をさせていただきますので、適切な決定をいただきますようお願いを申し上げます。よろしくお願いいたします。

**○議長（工藤文範君）** 提案理由の説明が終わりました。

---

## 日程第6 報告第1号 平成29年度山都町一般会計継続費繰越計算書について

**○議長（工藤文範君）** 日程第6、報告第1号「平成29年度山都町一般会計継続費繰越計算書について」報告を求めます。

総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** おはようございます。それでは、報告第1号、平成29年度山都町一般会計継続費繰越計算書について報告をいたします。

本件につきましては、平成29年度当初予算におきまして設定しました継続費について、地方自治法施行令第145条第1項の規定によりまして、実際に翌年度、つまり平成30年度に繰り越しました金額について報告を行うものです。

次のページが計算書でございますので、説明をいたします。

7款2項事業名でございます。大矢野原演習場周辺民生安定事業、町道上鶴線道路改良工事、町道水の田尾下鶴線道路改良工事に伴うものでございます。

継続費につきましては、設定期間中の年度で支出ができなかった場合は、これを翌年度に順次繰り越して使用できるものでございます。継続費の総額は2億4,351万円でございます。これを平成29年度から30年度の間で設定しているところでございます。

平成29年度分の設定金額4,751万円のうち翌年度に195万433円を平成30年度に繰り越して使用するために、今回計算書を作成し、報告を行うものでございます。

以上で、報告を終わらせていただきます。

**○議長（工藤文範君）** 報告第1号の報告が終わりました。

よって、報告第1号「平成29年度山都町一般会計継続費繰越計算書について」は、報告済みとします。

---

## 日程第7 報告第2号 平成29年度山都町一般会計繰越明許費繰越計算書について

**○議長（工藤文範君）** 日程第7、報告第2号「平成29年度山都町一般会計繰越明許費繰越計算書について」報告を求めます。

総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** それでは、報告第2号、平成29年度山都町一般会計繰越明許費繰越計算書について報告をいたします。本件につきましては、平成29年度第5号及び第6号補正予算におきまして、設定、追加及び変更を行いました繰越明許費につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、実際に翌年度、平成30年度に繰り越しました金額、事業について報告を行うものでございます。

1 ページから順にその概要を説明したいというふうに思います。

2款1項でございます。事業名、翌年度繰越額等の説明を申し上げます。

まず、公衆無線LAN環境整備事業でございます。主要避難所や観光施設等19カ所に無線LAN設備を行うものでございます。727万9,000円を翌年度委託料でございますが、繰り越す額でございます。

それから2番目が、地籍事業でございます。国の2次補正、これは2月に成立しておりますが、それに伴いまして1億50万円を繰り越すものでございます。事業費、それから人件費に充てるものでございます。

地方創生総合戦略事業の短期滞在施設改修事業ということで、元矢部土木の官舎に関します工事費301万3,000円というところでございます。

次に、くまもとフリーWi-Fi環境整備事業ということで、指定管理施設等町内にございますが、観光施設を含めて14カ所の整備委託料ということで788万6,000円というところでございます。

それから、被災宅地普及支援事業でございます。11カ所でございます。補助金として2,000万

円を繰り越したものでございます。

次に、自治公民館再建支援事業でございます。4件分でございます。336万7,000円の補助金でございます。

続きまして、地域コミュニティ施設等再建支援事業、神社仏閣関係でございますが、15件でございます。2,540万3,000円補助金でございます。

続きまして、地域コミュニティ施設等再建支援事業の慰霊碑関係でございますが、4件分でございます。336万1,000円補助金でございます。

次に、5款でございます。1項大雪被害生産施設復旧対策事業ということで、1月の大雪に伴いまして被害が発生しましたハウスの復旧事業でございます。2,000万円でございます。補助金でございます。

続きまして、担い手確保・経営強化支援事業でございます。国の2月補正に伴うものでございます。ニンニクの植えつけ機械等でございます。160万5,000円でございます。

続きまして、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業、北中島長谷への瀬戸水路の改修事業関係でございます。1,451万2,000円でございます。

2項でございます。林道補修事業費でございます。清和矢部線の法面復旧工事ということで、工事費257万1,000円を繰り越すものでございます。

2項の治山事業、単県治山でございますが、長田、それから緑川地区の2カ所におきます工事費ということで634万8,000円を繰り越すものでございます。

地方創生道整備交付金事業、林道関係でございますが、緑川の場合貫線でございます。工事費としまして499万2,000円を繰り越すものでございます。

次に、6款1項でございます。八朔祭大造り物小屋整備事業ということで、新町分でございます。工事費として1,464万7,000円を繰り越すものでございます。

次に、観光施設の改修事業でございますが、道の駅通潤橋、それから服掛松キャンプ場、清和文楽色関係の3カ所でございます。工事費としまして1,552万2,000円を繰り越すものでございます。

次のページになります。

サテライトオフィス誘致受入施設整備事業費ということで、旧白糸第一小学校の調査費用49万8,000円ということで、委託料でございます。繰り越しております。

次に、7款でございます。

1項の住宅耐震改修事業でございます。工事費の2分の1を補助するものでございますが60万円ということで、補助金でございます。

2項の町道の台帳作成事業でございますが、作成の委託料ということで300万円を繰り越すものでございます。

次に、道路維持事業ということで、維持工事でございます。6カ所分691万8,000円を繰り越すものでございます。

次に、道路新設改良のこれ、単独分でございます。瀬戸福良線、それから米生滝下線ござい

ます。工事費で1,620万2,000円でございます。

次に、地方創生道整備交付金事業、町道の改良でございます。長谷埋立線ほか9路線分の工事費でございます。2億3,331万5,000円でございます。

次に、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業、町道の鍛冶床線の工事費でございます。3,023万円でございます。

次に、社会資本整備総合交付金事業でございます。長谷のインターチェンジです。インターチェンジほか8路線ということで3億2,726万7,000円、工事費でございます。

自然災害防止事業でございますが、須の子赤木線の防災関係工事でございます。1,000万1,000円でございます。

3項の河川等災害関連事業でございますが、名ケ川の河川災害関連工事に伴う工事費でございます。1,720万円でございます。災害関連防災がけ崩れ対策事業ということで、17カ所分の宅地の裏の防災工事ということで7,873万7,000円でございます。

次に、4項でございます。震災被災住宅応急修理事業でございます。32件分があります。修繕費として527万円でございます。

次に、宅地耐震化推進事業でございます。杉木と島木の平地区で行う工事費及び委託料でございますが、4,348万7,000円を繰り越すものでございます。

6項でございます。高速道路対策事業費ということで1,164万5,000円の工事費でございます。

次に、9款4項公民館改修事業でございますが、これにつきましては、9件分の補助金でございます。1,320万8,000円でございます。

10款でございます。1項が現年度農業施設災害復旧事業費でございます。工事費として1,865万2,000円。それから、過年度農業施設災害復旧事業分ということで31億8,887万9,000円でございます。

次のページです。

現年度林業施設災害復旧事業、7路線でございます。工事費として2,729万6,000円でございます。過年度林業施設災害復旧事業、52カ所でございます。1億8,475万7,000円でございます。

2項が現年度の公共土木施設災害復旧事業でございます。5億2,690万2,000円を繰り越すものでございます。

次が、過年度公共土木施設災害復旧事業でございます。20億9,891万8,000円を繰り越すものがございます。

3項が、文化的景観災害復旧事業ということで、布田神社の復旧に係るものでございます。補助金、工事費等合わせまして2,094万7,000円でございます。

以上、38事業で、31年度に繰り越しました総額は71億1,493万5,000円となります。

以上、報告いたします。

**○議長（工藤文範君）** 報告第2号の報告が終わりました。よって、報告第2号「平成29年度山都町一般会計繰越明許費繰越計算書について」は報告済みとします。

---

## 日程第8 報告第3号 平成29年度山都町一般会計事故繰越し繰越計算書について

○議長（工藤文範君） 日程第8、報告第3号「平成29年度山都町一般会計事故繰越し繰越計算書について」報告を求めます。

総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） それでは、報告第3号、平成29年度山都町一般会計事故繰越し繰越計算書について報告いたします。

事故繰越しにつきましては、地方自治法第220条第3項におきまして、歳出予算経費の金額のうち年度内に支出負担行為、原則として契約をしている分でございますが、契約は行いましたけれども、避けがたい理由のために年度内に支出が終わらなかったものにつきまして翌年度に繰り越して使用できるということでございますので、その計算書につきまして説明を申し上げたいというふうに思います。

5款1項でございます。震災復旧関連の対策事業でございます。農業施設等の復旧に係るものでございます。翌年度繰越分につきましては2件。それで、補助金につきましては681万4,000円ということでございます。

畜産・酪農収益力強化整備特別対策事業でございますが、蘇陽地区におきます採卵養鶏場の整備に伴うものでございます。1億178万円3,000円でございます。

7款2項が大矢野原演習場民生安定事業ということで、上鶴線道路改良工事と水の田尾下鶴線の改良工事に伴う1億7,609万5,282円でございます。

次は、社会資本整備総合交付金事業でございます。長谷埋立線の工事に伴うものでございます。940万円でございます。

3項が名ケ川の災害関連工事に伴います工事費でございます。964万9,000円の繰り越しでございます。

3番目が、防災関連防災がけ崩れ事業でございます。住宅裏の補修工事でございますが、13件分の工事費で3億526万8,760円でございます。

次のページが10款でございます。

農地等災害復旧工事、それから林道施設の災害復旧工事、それから公共土木災害復旧工事、それから重要文化財復旧工事、これは通潤橋でございますが、それぞれ翌年度に繰り越した分につきましては工事費等を記載をしております。なお、備考の欄に理由等の掲載をしておりますので、御確認をお願いしたいというふうに思います。全10事業でございます。

以上で、報告を終わります。

○議長（工藤文範君） 報告第3号の報告が終わりました。よって、報告第3号「平成29年度山都町一般会計事故繰越し繰越計算書について」は、報告済みとします。

---

## 日程第9 報告第4号 平成29年度山都町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（工藤文範君） 日程第9、報告第4号「平成29年度山都町簡易水道特別会計繰越明許

費繰越計算書について」報告を求めます。

環境水道課長、増田公憲君。

**○環境水道課長（増田公憲君）** それでは、報告第4号、平成29年度山都町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書について御報告いたします。

地方自治法施行令第146条の2項の規定により、繰越明許費の金額のうち実際に翌年度に繰り越した金額について報告を行うものでございます。

2枚目をごらんください。

平成29年度山都町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書、表内でございます。

1款総務費1項総務管理費、事業名特定防衛施設周辺整備調整交付金です。工事内容は、北中島下鶴地区水道施設の更新工事になります。事業費金額1,489万8,000円、翌年度繰越額909万2,000円です。左の財源内訳につきましては、国庫支出金817万8,000円、一般財源が91万4,000円になります。表内の件につきましては、同額でございます。

平成30年6月7日提出。山都町長、梅田穰。

繰り越すこととなった理由につきまして御説明いたします。本工事は、町道水の田尾下鶴線道路改良工事と同時並行で施工しております下鶴地区水道施設の本館の更新工事になります。町道水の田尾下鶴線道路改良工事において、離合箇所の設置協議に伴い、不測の日数を要したことにより、年度内に工事完了が困難となったため、水道工事もあわせて繰越措置を余儀なくされたところでございます。

工事内容につきましては、古くなった水道管を更新するもので、口径30から75ミリの水道用ポリエチレン管延長1,074メートルに埋設する工事になります。

工期につきましては、平成29年8月10日から平成30年2月28日までとしておりましたが、工期延長を平成30年5月30日までとし、現在は工事は完了しているところでございます。

以上で、報告第4号の報告とさせていただきます。よろしく申し上げます。

**○議長（工藤文範君）** 報告第4号の報告が終わりました。

よって、報告第4号「平成29年度山都町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書について」は、報告済みとします。

ここで職員に文書を配付させます。しばらくお待ちください。

〔資料配付〕

**○議長（工藤文範君）** ただいま町長梅田穰君から、議案第46号が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1号として議題にしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 異議なしと認めます。

議案第46号を日程に追加し、追加日程第1号として議題とすることに決定しました。

---

### 追加日程第1 議案第46号 町長及び副町長の給与の特例に関する条例の制定について

**○議長（工藤文範君）** 追加日程第1、議案第46号「町長及び副町長の給与の特例に関する条

例の制定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** お許しをいただきましたので、議案第46号について説明をいたします。

町長及び副町長の給与の特例に関する条例の制定について。

町長及び副町長の給与の特例に関する条例を別紙のとおり定める。

平成30年6月7日提出。

山都町長、梅田穰君。

このたびの本町職員の不祥事については、町民の皆様と行政の信頼関係を損ねた極めて遺憾なことであり、当該事態に対する監督者としての責任を明らかにするため、町長及び副町長の給与を特例に関する条例を定める必要があります。これが議案を提案する理由です。

条例等詳細については、荒木総務課長より説明をさせます。

**○議長（工藤文範君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** それでは、次ページの条例の内容について御説明申し上げます。

町長及び副町長の給与の特例に関する条例。

第1条。町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例第3条に規定する町長の給料の月額、平成30年7月1日から平成30年8月31日までの間、特例期間でございますが、に係るものに限り、同条の規定にかかわらず、町長等の給与等条例別表第1の町長の項に掲げる月額から基礎額に100分の10を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、基礎額とする。

第2条。町長等給与等条例第3条に規定する副町長の給料の月額は、特例期間に係るものに限り、同条の規定にかかわらず、町長等給与等条例別表第1の副町長の項に掲げる月額から基礎額に100分の10を得た額を減じて得た額とする。ただし、手当等の額の算出の基礎となる給料の月額は基礎額とするものでございます。

町長の月額給料につきましては79万1,900円でございますので、減ずる額としましては7万9,190円の2カ月分、合わせまして15万8,390円。副町長につきましては、給料月額59万3,900円でございますので、減ずる額としましては5万9,390円の2カ月分、総額11万8,780円でございます。

以上で説明を終わります。

**○議長（工藤文範君）** 議案第46号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第46号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号「町長及び副町長の給与の特例に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

一般質問の通告の届け出は、本日午後2時までをお願いをします。

本日はこれで散会いたします。

---

散会 午前10時58分

6 月 12 日（火曜日）

平成30年6月第2回山都町議会定例会会議録

1. 平成30年6月7日午前10時0分招集
2. 平成30年6月12日午前10時0分開議
3. 平成30年6月12日午後3時08分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程(第6日)(第2号)

日程第1 一般質問

- 11番 後藤壽廣議員
- 6番 藤川多美議員
- 7番 甲斐重昭議員
- 9番 吉川美加議員

- 
7. 本日の出席議員は次のとおりである(14名)

- |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 眞原 誠   | 2番 西田 由未子 | 3番 中村 五彦  |
| 4番 矢仁田 秀典 | 5番 興 梶 誠  | 6番 藤川 多美  |
| 7番 甲斐重昭   | 8番 飯開 政俊  | 9番 吉川 美加  |
| 10番 藤原 秀幸 | 11番 後藤 壽廣 | 12番 藤川 憲治 |
| 13番 藤澤 和生 | 14番 工藤 文範 |           |

- 
8. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

- 
9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

- |          |        |         |        |
|----------|--------|---------|--------|
| 町 長      | 梅田 穰   | 副町長     | 岡本 哲夫  |
| 教 育 長    | 井手 文雄  | 総務課長    | 荒木 敏久  |
| 清和支所長    | 渡辺 八千代 | 蘇陽支所長   | 橋本 由紀夫 |
| 会計課長     | 藤島 精吾  | 企画政策課長  | 藤原 千春  |
| 税務住民課長   | 田中 耕治  | 健康ほけん課長 | 山本 祐一  |
| 福祉課長     | 坂口 広範  | 環境水道課長  | 増田 公憲  |
| 農林振興課長   | 山本 敏朗  | 建設課長    | 佐藤 三己  |
| 山の都創造課長  | 藤原 章吉  | 地籍調査課長  | 玉目 秀二  |
| 学校教育課長   | 渡邊 尚子  | 生涯学習課長  | 工藤 宏二  |
| そよう病院事務長 | 小屋迫 厚文 |         |        |

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 緒方 功 外2名

---

開議 午前10時0分

○議長（工藤文範君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

**日程第1 一般質問**

○議長（工藤文範君） 日程第1、一般質問を行います。

6名の方から質問の通告がっておりますので、本日4名、あす2名といたしたいと思います。また、本日は国際的には米朝首脳会談が行われ、歴史的な日でもあります。本議会も建設的な御意見をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

それでは、順番に発言を許します。

11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） 11番、後藤です。一般質問を行わせ……。多くの質問を提示をしておりますけれども、最後まで行けるかどうかわかりませんが、明確な回答と今議長から話がありましたように建設的な答弁をお願いしたいというふうに考えています。質問が多少多うございますので、質問席のほうから質問に移らせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（工藤文範君） 11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） まず、質問事項に書いておりますとおり職員の不祥事を受け、事務体制のチェック、その他につきまして町長より答弁をお願いしたいと思います。

今回につきましては、短期間のうちに3件の職員による、事務体制がどうなったのかわかりませんが、不祥事が生じたわけでございます。

この件に関しまして町長あたりのほうには報告はなかったのか、未然に防ぐようなことはできなかったのか、その点について町長にお答えしてもらいたいと思います。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） おはようございます。ただいま後藤議員からありました先般、開会するときもおわびを申し上げましたが、まずは町民の皆さん、また議員の皆様にも今回の不祥事につきまして本当に申しわけなく思い、心から深くおわびを申し上げます。

今、未然に防げなかったかというようなことでございますが、私も就任以来、職員には町民の奉仕者であると自覚を持って、責任を持って業務に当たってほしいと事あるごとに言ってきたところでございますが、浸透していなかったと。ありますように立て続けに3件の不祥事の発生があります。本来であれば未然に防ぐべき事案だと思っておりますが、なかなかこれができなかったのは我々業務に対する姿勢がまだ職員全員に行き渡ってない結果だと深く反省をしておるところでございます。

今後につきましては、事務取り扱いの再点検と再発防止策を検討しておるところでございます。

詳細については、この対策としては総務課長なり関係課長から答弁をさせますが、まずは職員教育の一環として、ことしから朝の朝礼等々も始めておるところでございますが、そういうのを含めながらやってまいりたいという思いであります。

**○議長（工藤文範君）** 11番、後藤壽廣君。

**○11番（後藤壽廣君）** 今回の不祥事に関しまして行政的には町長の減給、あるいは副町長の減給、関係各課長、係長を含めて減給をされたところであります。

しかしながら、それで責任をとれたかということに関しましては、まだまだ甘いと。減給したからいいんじゃないかというようなレベルで町民の方々は、私は納得できないというふうに考えております。

それにつきまして、3件につきましては、固定資産税の過剰な取り立てですね。それにつきまして、またその事務的なこともあって農業者団体にも被害を与えた。私たちは自分で減額したからこれで責任は全て終わった。その人もやめましたとか、だから終わりですよというレベルで、事を解決するべきじゃないと私は考えているところであります。

つきましては、その方々へ対して今後のケアをどのように考えているのか。それは行政処分であって、今後の方々たちとそれを見極める町民に対して姿勢を明確にすべきであると。新聞紙上では減給されましたという、そんな厳しい処分があったんだとか、柔らかい処分であったのか私はわかりません。それは町民一人一人が判断するところであります。

しかしながら、こういう席を借りながらでもやっぱりその姿勢をきちんとやっぱり言うし、今後の対応に対しても明確に答えていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

**○議長（工藤文範君）** 町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** 今ありますように減給処分を私と副町長がした、職員の処罰をしたことによって、これが終わったとは思っておりません。先ほどありますように関係された団体の方、そしてまた、法人の方、そしてまた、お断りをしながらしたところでございますが、大きな問題は休んでおられる職員に対する今後のケアをどうするかというのが我々に与えられた一番の課題じゃないかなという思いであります。

今後の防止策等につきましては、先ほど言いましたように関係課から課長から答弁をさせますが、まずは関係された方々に対するおわびという分については、今しているところでございますが、非常に難しいデリケートな部分もあって、まだまだ十分な対応ができていない部分もあります。この部分について早急に関係者の方との対応を進めてまいりたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** 11番、後藤壽廣君。

**○11番（後藤壽廣君）** 今回の件につきましては、梅田町長がなられて1年ちょっとの間に起きました。担当課におきましても課長になって半年後に起きてしまった。これは合併して13年です。合併した当初から非常に同じ屋根の下で仕事をするような体制じゃなかったわけですね。町長も3人目です。梅田町長で。その前からやっぱりその事務所が八つあったわけです。蘇陽支所、清和支所、それに公民館、営林署とかいろんな事務所があって、その中に町長がおって、采配しながら管轄しよる。その中で危機管理能力っていうのはかなり低下したと。10年間の間にですね。

その場所が違うがゆえになかなか目が届かないところがあった。それでやっぱり職員のたるみが出てきたんじゃないかと思うし、決して梅田町長がなめられてこんなことをやったとかいうそのレベルじゃないわけです。そういう体制が私はあったと思います。ましてや13年前、合併当初は100人の人員削減をすると、財政の健全化というような名目です。しかしながら10年もたつてくると事務の煩雑化いろんな面で私も考えました。このような広域的なところにおいて100人減して、今のところ、四、五十人減してますよね。それで嘱託を70人入れたら同じなんです。責任能力の低下は当然つながってくるわけですね。ですから、13年前の100人減というのはもうやめて新しい事務体制をつくっていく中で、梅田町長の体制の中でやっぱりその行政が円滑にかつ責任を持った事業ができるような体制を構築すべきであると位置づけて私はおります。決して、梅田町長を責めるわけでもなく、関係各課を責めるわけではありません。それはそこに至るまでに十二、三年の経過がある中で、必然的にそうなったんじゃないかなというふうに考えます。たまたま、そこに町長と課長がいたと。職員もおったわけですけどもね、そういうふうな今後の体制づくりというのは梅田町長に課せられた大きな課題だと位置づけております。それはどういうことかという当初の13年前の100人減を今に当てはめるとしても10年ひと昔で事務は非常に煩雑化しております。いろんなことをやらなきゃいけなくなりました。それで、合併してわかったことはこんなにまで広いのかということです。ですから、例えば今回何名かの職員が、若い職員もやめていかれましたですね。そういう中で、私は何でこうなるのかなと。それはやっぱり組織の強化がなかなか。臨時さんを雇ったり、嘱託を雇ったり、パートさんを雇ったりしてそれをなすりつけていくとこれは事務的には責任能力は低下するんですよ。やっぱり正職員をきちんと置いて、そして、きちんとした管理体制をするべきと私は考えております。今回、蘇陽支所でも若い職員がやめられたりしましたけれども、そこにまた臨時職員で対応するというようなことがあればまた今度は第二、第三の被害者が出てきたり、仕事をやらない状況になってきたり、こぎゃんとやおいかと。責任能力がないわけ。蘇陽支所、清和支所で管理職手当をやっているのは1名だけです。それでもやっぱり処分は受けるわけです。管理手当をやっていないでも管理しているのですよね。ですから、やっぱりその体制づくりというのは梅田町長、これは非常に私は大切だと思いますし、ここらのものの考え方については梅田町長の100人減に対してはものすごく私はやめてほしいと思うし、嘱託、臨時、パートさんをやたら入れて体制づくりをすると、数合わせするようなことはやめていただきたいし、きちんとした職員の配置をしながら責任ある業務を持っていかれるような体制づくりをやってもらいたいと考えているわけですけども、梅田町長の御意見をお聞かせ願いたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** 町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** お答えします。今ありますように合併をして、また合併の計画の中で正職員を100名程度減という形の中で合併ができたのも、計画ができたのも事実であります。

今現在14年でございますが、そのような部分の中で正職員についてはおおむね100名減という今の体制になっております。合併当初2万人の人口が今1万5,000人強になっておるところでございますが、今ありますように人口が減ったからといって業務が減っているわけではないと、それ

は私も十分承知しておりますし、就任して以来、常々言っておりますのは、同じ課の中に四つ、五つの職種の方々が隣同士で机を並べながら仕事をしておられるのも実態であります。

今後、正職員を減らすなど。減らすか減らさないか、また職員体制をどうするか支所の体制をどうするかは今後いろんな場面の中で、今言われたような部分も勘案をしながら検討していきたいという思いであります。

常々職員の方々にも言っている部分は余りにもそういう形の中で、これは我が庁舎、役場をやっていくいろんな職場がそのような形で、今、働き方改革と言われながらもそういう方々を雇用しながら事業を、また行政をやっているのが実情だという思いでありますので、もう一回後藤議員から言われた分については、今後検討してまいります。

**○議長（工藤文範君）** 11番、後藤壽廣君。

**○11番（後藤壽廣君）** 町長のほうからありがとうございました。町長のほうから、関係各課のほうから話をといることがありましたけれども、関係各課の話を聞いてもどうにもならんと思いますし、今後、本庁と支所の関係、これは支所には管理者1名なんですね。一つの課で本庁の三つ、四つの課をまとめて係長が見ているというような状況があるわけです。そういう中で、なかなか連携が本庁とうまくとれているのかなという不安もあるわけですね。ですから、もっと各支所の行政サービスにも目を向けてもらい、清和の方にも目を向けてもらい、蘇陽の方にも目を向けてもらい、各支所、本庁の連携を十二分にとっていただきながら、住民サービスの低下が起きないように、また、今後二度とこういう不祥事が起きないように管理体制の整備については御配慮願いたいと思ひ、二度とこういうことが起きないように。先ほども言いましたけれども、決して梅田町長の責任でも何でもありません。今、合併して、この広域的な中で責任の随所ずさんさが出てきた結果だと位置づけておりますので、ぜひ各課長の皆さん方も肝に銘じて今後こういうことがないような管理をきちんとしていただけるように、この件につきましてはお願いして終わりたいと思います。

ありがとうございました。

**○議長（工藤文範君）** 11番、後藤壽廣君。

**○11番（後藤壽廣君）** 続きまして、山の都創造課長のほうにちょっとお尋ねしたいと思ひますけれども、町のランドデザインの策定ということで計画がなされているかと思ひます。これについて主な方針だけでもちょっと結構ですので、述べていただいて、その後いろんな質問をしていきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** おはようございます。山都町ランドデザイン構想策定についての基本的な考え方についてのお尋ねでございます。

このランドデザインを策定経過につきましては、大きく三つの目的を持っております。本年度作業を始めているところでございますが、まず一つ目ですが、平成6年度に旧矢部町で策定されました「いこいの里、ふれあいの里づくり基本計画」というのがございまして、現状に合った見直しを図るというものでございます。当時、過疎化、高齢化の進む旧矢部町の観光拠点整備を

目的に整備が進められたところがございますけれども、物産館、国民宿舎、温泉センター、保健福祉センターなどは整備を終えておりますけれども、その他の事業の実施は長く中断した状態でございます。また、計画策定から20年以上の時間も経過をしておりますし、時代背景も変化していることから今回見直しを図るものでございます。

二つ目には高速道路開通を見据えた受け入れ態勢の整備ということで、これに対する計画を策定するものでございます。新たにグラウンドゴルフ場の建設や高速道路の建設に伴う廃土処理地としての整地後の活用及び高齢者生産活動センター、町営プールの跡地の活用方法、体育館跡地の活用も含めて現在の山都町にあった全体的な見直しを行い、本町の財政状況も勘案しながら実施可能な計画を策定する予定としております。

また、国道からのアクセスが弱いとの御指摘も受けているところでございますので、アクセス道路の整備についても検討していくこととしております。

三つ目には受け入れ体制の整備とあわせて、商店街の人の流れの仕組みをつくるということでございます。商店街の活性化にいかにつなげるかということについて検討していきたいと思えます。これは行政だけでは進めることはできませんので、商工会、観光協会、中心市街地活性化協議会等の皆さんと連携していきたいと思えます。

よりわかりやすいランドデザインをお示しできるように取り組んでまいりたいと思えます。計画の策定に当たっては国の重要文化財に指定されております通潤橋、平成22年に国の重要な文化的景観、通潤用水と白糸台地の棚田景観に選定された地域と隣接していることもありますし、本町の観光拠点、まさに中心地山都町の顔ともいべき場所でもございますので、景観については、特に注意を払う必要があると認識をしているところでございます。

本年度、企画政策課で景観計画の見直しが予定されておりますので、連携を密にして景観計画との整合性をしっかり図っていきたいというふうに考えております。

また、議会や総合計画審議会、景観審議会の御意見も伺いながら策定を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** 11番、後藤壽廣君。

**○11番（後藤壽廣君）** 大体、お話聞きましたが、平成16年に策定した基本計画、これもそのまま積み残しになっているわけですね。わかりましたけれども、これにつきまして、実施の方法なんですけれど、委託されるのか、計画を第三者に委託されるのか。そのときに委託した場合、町民はどのようなかわりを持つのか。また、関係各課はどのようにかわるのかをお尋ねしたいと思えます。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** 事業の進め方についてのお尋ねだと思いますが、事業の策定に当たっては、委託を予定しております。委託業者につきましては、既に委託業務の契約を締結をさせていただけるところであります。

それと策定に当たっての御意見の集約方法ですが、先ほど申し上げましたとおり総合計画審議

会ですとか景観審議会、それと町内の商工団体あたりの御意見をいただきたいというふうに思います。

それと庁内体制については、まだ組織化はできておりませんが、関係各課に御協力をいただきながらプロジェクトチームつくって、計画の策定づくりを進めていきたいというふうに思います。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** 11番、後藤壽廣君。

**○11番（後藤壽廣君）** あのですね、委託という言葉は余り好きじゃないんですけども、委託する場合、町民の意見、あるいはその役場の関係各課の意見が十分に反映されなければいけないわけですね。なおかつ、今までいろんな計画をつくってきたわけでしょう。合併当初もつくりました。山の都、ももとの企画課も通潤橋を生かした計画をつくりました。その計画が全部ボツになっているわけですね。つくっただけで。計画書をつくる金、委託する金はあるわけですが、実施する金がないけ、つくらんがいいぐらいのレベルですよ、これ、私から言わせれば。言えばですね、山都町総合計画というのがありますよね。5年間、10年間の計画をつくっていくわけですが、来年度はこういうふうにつくりますよとなっていますが、来年度になつてくれば予算がありませんので、その次に延ばしました。結局、できないまま総合計画を延んで、新しいのがとんとんと入ってくるわけですね。ですから、今度の総合計画におきましてはきちんとした予算の裏づけがなんなのかということも明確にしていきたいし、担当部署がどこのかということも明確にしていきたいし、議会にもわかりやすく、町民にもわかりやすく、なおかつ職員各課が理解できるような計画が必要と私は考えるわけですね。そういう中で今後の取り組み方、メンバーについても公表しながら実効性のある、計画書。実際、絵に描いた餅になると多いわけですよ。委託する金の2,000万はあっても実施する金は5円もないというようなことが。ですから、書いたらできる計画書でなくちゃ私は意味がないと思うわけですね、計画書というのは。今後、課長には私は非常に期待しているわけです。若手で精ある、今頑張ろうという気迫が見えますので、そこら辺の実効性のある計画というのはどのようにしてつくるのか、その取り組みもお聞かせ願いたいし、今まで私もいろんな計画をしてきました。それは全部予算の裏づけがあって、どこから金を引っ張ってくるというのがあって、じゃあ何年度にこのようなことをして、このようにするという実施計画書まで持ったような総合計画が必要であり、これは委託業務に出すと本当にもう実施不可能な計画が出てくるんですよ。本当にこれええなど。ばってん、金はということになるわけですね。そこら辺のところの注意は十分に払っていただきたいと思いますが、そこら辺の取り組みについてお聞かせしたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** それはお答えしたいと思います。今、委託業者と契約を結んでおりますが、まだ打ち合わせの段階ですが、その段階ではスケジュールをですね、ここ5年間のスケジュールの中でどう取り組んでいくかということをお協議をしているところであります。

議員、御指摘のとおり実施計画については、繰り延べ、繰り延べという、確かに予算の関係で

繰り延べしていくという状況がありますので、財政状況と勘案しながら実施可能な計画に移行していきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

**○議長（工藤文範君）** 11番、後藤壽廣君。

**○11番（後藤壽廣君）** ぜひですね、今度のこの計画だけは課長中心といいますか、町長中心にして地域住民を巻き込んだ、実施可能でなおかつ山都町の未来が見えるような計画書をぜひつくっていただきたいし、この議会の中でも提案していただきたいし、町民の皆さんにも10年後の姿が見えるようなそういう計画書をつくって、職員誰でもが共有できて、職員誰でもが答えられるような、知らんということが多いわけです。職員の中で。いろんなところで、東京事務所の話も同じですけどもですね。初めて聞いたというのが多いじゃないですか。そういうことのないように、ぜひとも町民みんなが共有できて、職員みんなが共有できて、また、どこの課に行ってもいやそれはこうですって、答えられるような計画書、実施可能な計画書をつくっていただきたいとお願いしてこの質問は終わりたいと思います。よろしくをお願いします。

**○議長（工藤文範君）** 11番、後藤壽廣君。

**○11番（後藤壽廣君）** 次はちょっと下のほうになってしまいますけれども、自治振興区制度について区長区の再編ということについて、平成28年度、皆さん御存じだと思いますけれども、「行政と住民自治組織とのかかわり方の再編の手引きについて」というのが、これは基本的には区長制度の廃止の話ですね。自治振興区に任せるよという、27年度をもって区長公務員としての身分を廃止しますよと。区長報酬も廃止しますよと。それと自治振興区としての新設があつて部長制度というのの交付金というのが提示されたわけですね。これで地域振興を図るということで区長は部長を通じてその地域の計画書を出す、実施報告書を出すということに変更がされました。それから2年が経過するわけですね。そういう中で、これについては各区長区の蘇陽地区、清和地区は問題なかったんですけども、矢部地区においては非常に戸数が少ないところもあつて、合併しなくちゃいけないなというところもその当時話し合いをしたのかなと思いますが、これがですね世帯数が100戸までは金額が5万円なんですね。10戸も5万円、100戸も5万円という区分けが非常に大ざっぱなんです。それはそれとしてまた後で聞きますけれども、このことに関して総務課長、見直されたけれども、自治振興区の区長制度の設置を新しくしました。その中でどのような……。まだ、整備半ばとは思いますが、今どのような状況になるのかお聞かせ願いたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** それではお答えいたします。現在の区長区につきましては、矢部地区87、清和地区27、蘇陽地区21の計137区長区がございます。人口減少なり等々で地域の運営には大変苦慮されているというふうに考えております。なかなか再編が進んでいないのが実情かというふうに考えておりますけれども、今後必要な支援につきましては、相談に応じるということの体制づくりでいろんな各区長区の課題とそれぞれさまざま地域の事情があると思いますので、今後対応していきたいというふうに考えております。

**○議長（工藤文範君）** 11番、後藤壽廣君。

**○11番（後藤壽廣君）** これに関して、地域振興をするとか、担い手育成とか、区長を自治振興区の中に入れて地域整備をやっていくというようなことだったんですけども、これについては実績のある地域とない地域が当然あると思います。ですね。できましたら、この本会期中でも結構ですので、優良な事例とやってないところもあると思うわけですね。これはやっぱり公表していきながら、各区長、今集めるのは28名でしょう。代表部長さんは28名程度しか集まってないわけですね。それでこの話によると区長報酬は削減するとかいう話がちまたで飛んだりするものですから、いや、それは聞いとらんよという話になったりするわけですね。ですから、そこら辺のところをやっぱり制度的なものをもっと区長さんにわかってもらうように。区長さんというのは地域で変わっていきますから、この制度をもっとわかりやすく会議をしなくちゃいけないのじゃないかなと思いますし、優良事例のほうをこの地区でこんなことをやっています、区長を中心にやっていますというような優良事例もぜひ今会期中に二、三件でも結構ですので提示していただき、それを各区に反映するようなことをやっていただきたいし、あと1点は再編ですね。再編に関してはそのどのような……。進める気持ちがあるのかどのように考えてのか。私ですね、この要綱を見てみると算定方法は共有割というのがあって世帯数が、ここが5万ですね、100から200とか大ざっぱにも100戸単位でこう分かれてくるんですよ。ですからこの単位というのがやっぱり10件あっても5万円、100件あっても5万円というのかなと。そこら辺のところが見直しが必要なのかわかりませんが、そういうところも踏まえながら今後合併していく中で考慮していきたい額。構成については考えていらっしゃるのかをお尋ねしたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** お答えいたします。まずその区長区等の活動の優良事例ということがございましたが、年に自治振興区の代表者会議と区長の代表者会議というのを設けております。そのところでも今、提案がございましたとおりの優良事例なり何なりを紹介していく機会をつくっていききたいというふうに考えております。

それから、いわゆる交付金の部分でございますけれども、共有割というところで、今ございましたとおりの100戸刻みということでございます。なかなかこの数字がどうか、非常に既存の数字として適当かどうかというのは非常に難しいところでございますけれども、現在のところこの算定基準でいっているというところでございます。

それから、再編の部分でございますけれども、やはり地域のいろんな会議にも行きましてもなかなか役員のなり手がなくなるとかといういろんな悩みというのが、声が聞こえますので、やはりそちらには十分いろんな会議等を通じまして情報収集しながら対応していきたいというふうに考えております。

**○議長（工藤文範君）** 11番、後藤壽廣君。

**○11番（後藤壽廣君）** 本当にですね、今、総務課長が言われたように役員のなり手が実際ないのが実情ですよ。それに伴って、交付金を減らすとかいう話あったら、なおさら大変なことになって、自治振興区の区長制度そのもの、区長交付金そのものがなくなる可能性もありますので、ぜひふやしはしても、減らすことのないように配慮をお願いしたいと思いますのですが何かありますか。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） お答えいたします。今の交付金の部分の世帯割と申しますか、従前この区長制度が変わるときに区長さん方の負担軽減ということで行政文書配付を月2回というのは月1回に減じましたということで、3年間を現在経過したところでございます。

単価としましては1世帯当たり4,000円というところでございますけれども、3年ほど経過しましたので方針としましては31年度より2,000円ではどうかということで代表者会議のほうに振っております。ありましたとおり区長さんからも御意見がありましたので、ここ1年をもちましていろいろ検討していきたいということで答えているところでございます。

○議長（工藤文範君） 11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） やっと今、答えが見つかりましたけれども2,000円ってしたわけですね。ですから、聞いたですもんね、やっぱり、へーって。ちょっと4,000円ば2,000円に減らすちゅうことはまだ決定じゃないですよ。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） 平成31年度からということでございますので、この1年はいろんな協議の場にとということでございますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（工藤文範君） 11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） 今理解しました。でも2,000円ちゅう話はまだ理解はまたその後にしませう。まずは十分議論してきたいと思えます。ありがとうございます。

○議長（工藤文範君） 11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） 続いて、町の重要な課題とそのプロジェクトに取り組む関係各課の課長さんにお尋ねしたいと思えます。

関係各課長といいます十数人おられますけれども、まずは今回、新しく制度になれた課長さん4名の方々に、前回の質問も踏まえながら、また、新しい課長になられましたんで、そこら辺を踏まえながら4名の課長にお聞かせ願いたいと思えます。

まずは環境水道課長のほうにお尋ねしたいと思えます。ごみ対策事業につきましては、これは非常に将来有料化とかいろんな問題がこうある中で、どのような形で住民に周知徹底していくのか。そしてまた、課長の考える環境水道課の課題とはどのように位置づけているのかお聞かせ願いたいと思えます。

○議長（工藤文範君） 環境水道課長、増田公憲君。

○環境水道課長（増田公憲君） 失礼します。11番、後藤議員のごみ処理対策の本年度の課題とその対応について、お答えしたいと思えます。

小峰クリーンセンターには可燃物、粗大ごみ及び資源ごみが搬入されております。平成29年度実績としまして、搬入されたごみの全体量について4項目について全体量からの割合で分析しておりますので、少し触れさせていただきます。

小峰クリーンセンターへ搬入される年間の総搬入量は3,980トンになります。それで、まず搬入方法の割合ですが、収集業者さんによる収集ごみの搬入は約65%、それから、直接センターへ

持ち込まれるごみが35%になります。

次に、生活系ごみと事業系ごみの割合ですが、生活系ごみが67%、それと事業系ごみが33%になります。

次に、3地区の割合ですが、矢部地区が約70%、清和地区が約10%、蘇陽地区が約20%になるところです。

それで最後に、資源ごみについて搬入されたリサイクル率ですが、これが14.49%になります。このリサイクル率については、平成28年度の熊本県の平均の19.3%を5%ほど下回っている数字でございます。

山都町は自然豊かな町でございます。次世代に引き継ぐためにも循環型社会の構築に向け、町民の皆さん、事業所の皆さん、行政がそれぞれの立場から役割と責任を果たした取り組みが重要となっていくところでございます。山都町ではこれまでごみの減量化、分別及び資源化について取り組んでまいりました。しかしながら、依然としてごみの排出量については、人口は減少しているにもかかわらずごみの量は逆にふえている状況でございます。このようなことを踏まえて、町の諮問機関であります山都町環境審議会において、いろいろ審議を重ねてまいりました。そこで結果としましてはごみの減量化は環境問題とあわせ、山都町にとってごみ処理経費の削減にもつながる重要な課題であると位置づけられております。そして、ごみの有料化はごみ減量化への有効な施策ではないかということで意見をいただいているところでございます。

本年度の取り組みとしまして、7月の4日に開催予定の山都町環境審議会において山都町のごみの減量化対策について正式に諮問していただくように進めているところでございます。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** 11番、後藤壽廣君。

**○11番（後藤壽廣君）** 課長、要するに私が心配しているのは、7年後ですね、ごみは広域の中で持って行って処理するというようになってくるわけですね。当然そのときはもう有料化になるわけで、その中では分別等々についても、有料化についても住民に十分に周知しないと行き当たりばったりではまた困るし、この問題についても二、三年前からずっと言っているわけですが、このごみの有料化についての周知徹底というのはこれは本当にこの議会を通じてのみならず、やっぱりいろんな形でやっていく。今、課長のほうから来年度ですか、有料化にもっていくというような話がありましたし、方法としてはごみ袋を利用してということになるかと思えますけれども、そこら辺のところも今後十分な徹底をお願いしたいというふうに考えております。どうですかね、何年。今建設整備のほうも順調に進んでいるわけですので、当然、こちらからも運ぶような形になってくる。今のところは使わなくなってくるわけですので、それまでには有料化の整備をしなくちゃいけないと思えますが。

**○議長（工藤文範君）** 環境水道課長、増田公憲君。

**○環境水道課長（増田公憲君）** それではお答えしたいと思います。広域の協議会の話が出ましたけれども、これにつきましては……。済みません、ちょっとお待ちください。お待たせしました。上益城郡5町と西原村1町6カ町村で進めております広域の協議会でございますが、一応

平成37年度に稼動するというところで計画されているところございます。

まだまだ平成30年度の用地取得が決定したばかりでございますので、今後新しい検討委員会と  
かに諮られて進めていくということで聞いておるところでございます。

**○議長（工藤文範君）** 11番、後藤壽廣君。

**○11番（後藤壽廣君）** これについては、今後十分皆さんと一緒に検討していくということで、  
町民の皆さんには有料化に向けての説明をお願いしたいというふうに思います。結構です。

続いてですね、山の都創造課長も新しくなられたんですけども、先ほどからいろんな答弁を  
お願いしておりますけれども、文化の森について、これは前回の課長のときもここで質問しまし  
た。文化の森につきまして管理体制がどうなっているのかということをしまして、利用はどの  
のかということで、私も再三再四そこに行ってみるわけですね。なかなか、造り物、やっぱり見  
るところに行くばってんが、中にちょっと入れんなど。何でかなど。名前が固すぎるのかなと思  
いますし、中に行って何があるやらわからんわけですね。バックヤードがあってコーヒー出すと  
かそういうのもお願いしたけど、そこまでまだ行き着いていない。これは補助事業の関係もある  
のかもしれない。がしかしながら、せつかく3億円かけてつくった文化の森ですので、この辺  
のバックヤードをつくりながらの有効利用、中に入れるような、入りやすいような雰囲気をやっ  
ていかにかいかんというふうに思いますけれども、その辺についてはどういうふうなことかお聞  
かせ願いたいし、あと、山の都創造課長が考えている今後の政策についてももしありましたらお聞  
かせ願いたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** ただいまの件につきましては、通告外でございますので、答弁は差し  
控えます。

取り組みについて、山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** それでは私のほうから山の都創造課の課題と今後の展望と  
いうことで、お話をさせていただきたいと思います。

山の都創造課に参りまして2カ月余りが過ぎたわけですけども、この2カ月というのは総会  
の開催期間でもございましたので、いろんな団体の皆さんとか指定管理者の管理をされている役  
員の皆様方と色々なお話をする機会が多うございました。その中で色々な方から町に対する  
期待や要望等も多く伺ったところでございます。それだけ町の将来に対して危機感を持っていら  
っしゃる方が多くいらっしゃったということと、町政に関心を持っていただいているということ  
だというふうに思います。改めてこう責任の重さを感じたところでもございます。

今、山の都創造課としてプロジェクト事業として取り組んでおりますブランド化事業ですとか、  
東京事務所の開設についても重要な事業でございます。東京事務所の開設については、けさの熊  
日新聞にも掲載をされておりましたけれども、初めての取り組みであり、今後効果があらわれる  
ように実施をしていかなければならないというふうに思います。この東京事務所では人事交流、  
企業誘致、販路拡大の三つのテーマで取り組むこととしております。昨年の町長就任後に三つの  
プロジェクトということで若者定住向け宅地造成プロジェクト、それと防災拠点施設機能を備え  
た体育館の建設プロジェクト、それと有機農業推進の魅力情報発信プロジェクトに加えて、今行

っておりますプロジェクトについて大きく加速させることも可能ではないかというふうを考えております。ブランド化事業につきましても、熊本県山都町の名前を大きくこう発信できる地域ブランドが確立できる取り組みはないかというふうを考えております。2年目、3年目とつながるようにしていきたいというふうに思います。

それと当面する課題としては、先ほど御説明しましたけれども、ランドデザインの策定業務、これを時間もございません。高速道路が開通するまでにはどうか形の見えるような形にしていきたいというふうに思いますので、それを早急に取り組むべき課題ということで考えております。

以上よろしく申し上げます。

**○議長（工藤文範君）** 11番、後藤壽廣君。

**○11番（後藤壽廣君）** 山の都創造課長においては、非常に町を左右する大きなプロジェクトであると思います。いろんな形ですね。ほかの課も当然ですよ。ぜひですね、エネルギーに町の活性化のために頑張ってくださいと思います。よろしく申し上げます。

続きまして、農林振興課長について有害鳥獣駆除対策と災害復旧工事の状況についてですけれども、この有害鳥獣駆除対策につきましては、加工場も含めたところで考えているところであり

ます。つい先日、私もごみ処理場のほうに行ってまいりました。加工施設のほうからごみを燃やして持ってこられるわけですね。黒のビニール袋に入とったけん、どこ入ととかわからん話ではありますけれども、これがどのくらいさばけているのか、どのくらいの販路で需要があるのかはわかりません。だがしかしながら、これにつきましてはまだ9月になって1年たっていませんので、今の状況は頑張りますと言われれば、頑張っていらっしゃるのかなというぐらいのレベルですけれども、ウインナーも売ってありますよね。鹿のウインナーが130グラム5百五、六十円で。高いなと思いましたがけれども、イノシシの肉も清和に売ってある。3千五、六百円、高いなと思いましたがけれども、そこは今回はよろしいというところで意見があったら言ってください。これにつきましては12月、お互いに資料を集めながら今後の対策を練っていかなきゃいかんと思いますが、あと、有害鳥獣駆除対策につきましては今の加工場じゃなくて、有害鳥獣に対しましての今の取り組み状況とあと災害復旧の推進事業につきましては、これはほかの議員も質問に入っていらっしゃるので、簡単にお願ひしたいと思ひます。

**○議長（工藤文範君）** 農林振興課長、山本敏朗君。

**○農林振興課長（山本敏朗君）** それでは、ただいまの議員の御質問にお答えいたします。

まず有害鳥獣対策でございますけれども、現在圃場に侵入する防護柵等の設置ともう一つは駆除ということで、この2本柱で現在取り組んでおります。

29年度の実績としまして、ワイヤーメッシュ事業でございますけれども、関係受益者が18名、守った面積が15.7ヘクタール、事業費が475万円で実施しております。なお、これは国の事業ということでございますので、関係農家が3戸以上の場合には国の補助が受けられる事業となっております。

次に、町単のワイヤーメッシュ事業でございますけれども、これにつきましては事業単価が4

万円以上の場合に2分の1を補助するというので、平成29年度は9名の方が10.6ヘクタールで実施されております。全体事業で235万円と電柵の設置についてでございますけれども、これにつきましては7万円以上の事業費に2分の1の補助をやるということになっております。29年度の実績が151名の方が92.2ヘクタールで実施されまして、全体事業費で2,132万というふうになっております。なお、箱わな、くくりわなにつきましても9名の方が92万円で実施されております。

30年度の5月31日現在でございますけれども、今申請があつていますのが74名の方で1,002万円の申請があつて実際に交付しているところでございます。また、今後、この電柵等につきましては、予算等につきましても今回の補正のほうでお願いしておりますので、またそのときに御審議をいただきたいというふうに思っております。

捕獲のほうでございますけれども、現在54班体制で324名の方で捕獲のほうもやっております。捕獲隊の皆さんには大変な御苦勞と御尽力をいただいて狩りをされておられますけれども、現在も29年度の実績で言いますと、イノシシで3,553頭、鹿が1,687頭、合わせまして5,240頭の駆除がされております。なお、昨年も5,000頭以上を駆除されたわけでございますけれども、全体的に見て駆除数が同じぐらい過去から推移しているということで全体数が減っているのかというのがちょっと目に見えないところもあるんですけども、やっぱり地域によりましては電柵等の効果があつて、イノシシの姿を余り見なくなったというようなところもございまして、それなりの一定の効果はあつているのかなというふうに考えたところでございます。

次に、電柵と駆除と別にですね、議員御存じかもしれませんが、里山林の整備ということで国のほうで交付金対象の事業がございまして。こういったものも利用して里山林、いわゆるイノシシが出てくるところを人の目にさらすような整備をするということで、駆除の減になるのかなというところもございまして、そういった事業も使っていきたいなというふうに思っております。

次に、農地の災害復旧工事でございますけれども、これは簡潔に申し上げます。全体件数が1,791件、現在契約できていますのがそのうち408件、約10億が現在契約をやっているところでございます。今後の予定でございますけれども、これまでは各工事を1件ずつ入札をやってまいりましたけれども、新規の入札につきましては各地域で10件から5件ぐらいの中で、まとめて一括して発注していきたいということを考えております。

発注のスケジュールとしましては6月の末に550件を115件にまとめて、まず発注をやる。次に、7月の末に残りの550件を115件と814件は76件ということで今後のスケジュールとしてやっております。なお、2回目の入札を今後続けていくんですけども、その入札結果を受けまして、落札率でありますとか、そういうところを見て再度検討する部分があるかというふうに思っておりますけれども、それは入札の結果を見ての判断ということにしております。

28年災害につきましては以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** 11番、後藤壽廣君。

**○11番（後藤壽廣君）** 災害につきましては合併施工するのがやっぱり必要だろうというふうにも実感しておりました。それで、できたら落札していただくと非常にありがたいなと思っております。

ます。

イノシシにつきましては補助金も膨大な額になってくると思います。がしかしながら、農家にとってはこれはもう本当にイノシシの被害は深刻な問題ですので、積極的に取り組んでいただきたいと思います。私もどうも子イノシシをとつとはですね、どがんかなと思うて聞いてみますと、子イノシシをとつたらすぐまたはらむそうなんですよ。すぐもう子供を産むらしいんですよ。もう乳が張っておるもんだけん。ですから、そこら辺のところも、やっぱね、子イノシシをやたらとるともいかなものかと。ちょっと成長してからのほうがええじゃないかなと思いますし、しょうがないですね。決まったことやけん、ええとして。何かそういうような状況らしいです。イノシシというのは子ば殺されたらまたすぐつくるそうです。なので、そこら辺のところは、それは私もイノシシではありませんので、はっきりわかりませんので、いいとしましてですね、ありがとうございました。

最後になりましたが……。

**○議長（工藤文範君）** 11番、後藤壽廣君。

**○11番（後藤壽廣君）** 企画政策課長もあと5分ですので、あと政策課長の意気込みと高速道路、光通信等を利用した地域活性化について余った時間を全て使って御答弁願いたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** 企画政策課長、藤原千春君。

**○企画政策課長（藤原千春君）** まず高速道路対策についてお答えしたいと思います。

九州中央自動車道につきまして小池高山から北中島間が本年度中に開通することになります。北中島から矢部間についても供用予定年度は明示されておりませんが、着実に工事も進んでいるところです。このことから矢部までの開通を見越した交通道路、高速道路開通を町の活性化にどう生かしていくのかが重要な課題であると考えております。

先ほど山の都創造課長が説明しましたグランドデザイン策定にも山の都の資源を活用した観光まちづくりの推進の一つで高速道路開通後の受け入れ体制の中で重要な位置づけになると考えられます。

また、景観計画につきましては、山の都らしい魅力ある景観づくりを推進するため高速道路延伸に伴うインターチェンジ周辺の景観、太陽光発電と景観の調和など今後予想される景観変化に対応するため見直しを行うものであります。

これらにつきましては、関係各課と連携し、整合性を図るとともに総合計画審議会や景観審議会、関係団体と意識の共有を行い、議論を重ねながら取り組んでいきたいと考えております。

まだ、光通信活用につきましては、光情報通信基盤整備が平成29年度に完了しました。光にブロードバンド加入者も徐々に加入者が増加しております。公衆無線LANにつきましても、防災拠点、観光施設21カ所を本年度中に整備することとしております。これまで不便、不通であった情報通信の利用環境が大幅に改善されまして、都市部との情報格差も解消されてきているところです。今後はICTを地域社会または行政の課題を解決するための手段の一つとして活用していくことが大切かなと考えております。先進地の事例も参考にしながら具体的な施策の実現に向けて職員はもとより広く町民の皆様に活用していただくために啓発を行ってまいりたいと考えてお

ります。

そして、先ほど議員から御指摘がありました総合計画の件ですけれども、平成32年から36年の後期計画を今後策定していくこととなります。総合計画は町民の皆様及び行政職員が共有するまちづくりの方向性を示した物差しでありまして、利用者にとってわかりやすいものとする必要があると思います。これから山都のまちづくりがイメージしやすいものでなければならないと考えます。ランドデザインとあわせてまちづくり計画の見える化を図っていきたいと考えております。これらを「広報やまと」や町のホームページなどを活用しながら町民の皆様に周知を図っていきたいと考えております。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** 11番、後藤壽廣君。

**○11番（後藤壽廣君）** 今ですね、企画政策課長のほうから話がありました。ぜひですね、ランドデザインとともに町民が理解しやすいような……。この総合計画というのはなかなか5年分立ててありますけれども、全部先送りになっていくのは通常化しておりますので、今度はランドデザインですね、これと全部共有しながらできるものをちゃんと提示するというようなことじゃなくちゃですね、期待は持たせとって金はないというようなことじゃ困りますんで、ぜひデザインするのであれば実際に実現可能なことを町長ぜひ、皆さんの意見も聞きました。やる気満々でありますので、ぜひ職員一人一人の意見を聞きながらより活力ある地域づくりを進めてもらいたいというふうにお願いして私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

**○議長（工藤文範君）** これをもって11番、後藤壽廣君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

---

休憩 午前11時01分

再開 午前11時09分

---

**○議長（工藤文範君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

6番、藤川多美君。

**○6番（藤川多美君）** 6番、藤川多美です。梅雨に入り田植えも終わりに近づこうとしております。しかしながら、植えたばかりの田んぼにイノシシや鹿が通ったと農家の方が嘆いておられます。これから収穫までイノシシ、鹿との戦いでございます。獣害の少ない1年でありますようにお祈りをしたいと思います。

さて、通潤橋が熊本地震からの復旧工事のさなか、5月7日に新たな崩落が発生いたしました。工事に携われる皆様のおかげで予定よりよも早く今年末に修復が完了するとのことで町のシンボルでもある通潤橋の復興を心待ちにしていた矢先のことです。誰もがまさかと驚かれたことだと思います。自動気象データ収集システム、通称アメダスの記録を見ますと7日の雨量は158.5

ミリで特に激しく降ったのが午前5時の1時間雨量38ミリでございました。大雨も一因かと思いますが、今後1日も早い崩落原因の究明と復旧工事の着工を願うところでございます。被災により農業、観光だけでなく、経済にまで大きな影響を及ぼしております。歴史的文化遺産、通潤橋の本来の姿のよみがえりを望むところでございます。

以下、一般質問を質問台のほうから質問をいたします。よろしくお願いいたします。

**○議長（工藤文範君）** 6番、藤川多美君。

**○6番（藤川多美君）** 6番、藤川です。一番初めに太陽光発電について、お伺いをいたします。2012年固定価格買取制度の導入以降、爆発的な太陽光発電設備の普及に伴い、建築基準法、都市計画法や景観条例の適用を受けることのない、主に中小規模の野立ての太陽光発電施設については景観等の阻害、太陽光パネルによる反射光、パワーコンディショナーの付帯設備からの騒音、また、雑草防止を目的に土地に敷設したコンクリートによる周囲温度の上昇により生活環境の悪化や雨水の敷地外への大量流失による下流域への影響、また土地の形質変更に伴う防災機能の低下、設置計画地の周辺地域への住民不足等が問題となっております。昨今では固定価格買取制度における買い取り価格の下落により当初よりも勢いは減少したものの、機器の高機能化、低価格化により今もなお至るところで太陽光発電施設の建設が行われております。これに対して、各地の自治体では独自の条例の制定や既存条例の改定を検討する都道府県や市区町村も出てきております。そこで、NPO法人太陽光発電所ネットワークが調査した2017年の事業用太陽光発電施設に対する地方自治体の条例等の制度の改定や制定の調査状況報告によりますと太陽光発電等の記述が具体的に含まれる景観計画、景観条例施行規則等の定めがあるのは熊本県では阿蘇市、天草市、南小国町、産山村、高森町、西原村以上の6町村でございます。

そこで、山都町についてお尋ねをいたします。まず初めに、町内の産業用太陽光発電の設置数とそれにかかわる償却資産の固定資産税について幾らあるのかお尋ねをいたします。

**○議長（工藤文範君）** 税務住民課長、田中耕治君。

**○税務住民課長（田中耕治君）** 御質問にお答えいたします。平成30年課税分の山都町内における産業用太陽光発電の設置数がおおよそ164基程度というふうにこちらで把握しております。産業用の太陽光発電に係る、設備に係る固定資産税償却資産がおおよそ1億200万円程度というふうに把握をしているところでございます。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** 6番、藤川多美君。

**○6番（藤川多美君）** ありがとうございます。6番、藤川です。

次に、山都町総合計画の基本方針における第2次総合計画なんですけど、84ページに記載してあります「豊かな自然環境の保全、活用」において現況と課題に「メガソーラーを含む太陽光パネルの設置が進んでいるが、雄大な自然環境への配慮が求められる」とあります。この課題をどのようにお考えでしょうか。

また、同じく基本方針101ページに記載してあります「「山の都」らしい魅力ある景観づくりの推進においても、魅力ある景観観光地や山の都の宣伝に積極的に活用しその景観を阻害してい

る要素の検証と対応を行う」とあります。景観を阻害している要素の対象にはどんなものが考えられますでしょうか。そして、その要素のこれまでの検証と対応についてお伺いをいたします。

**○議長（工藤文範君）** 企画政策課長、藤原千春君。

**○企画政策課長（藤原千春君）** 太陽光発電についてお答えいたします。山都町におきましても小規模の太陽光発電から大規模のメガソーラーまで太陽光発電の設置が進んでいるところです。国のエネルギー基本計画におきましても「原子力発電依存度を可能な限り低減させ、再生可能エネルギーを最大限に導入する」とあり、太陽光発電は時代の流れとして増加してきております。

太陽光発電は太陽光をエネルギー源とするため、発電時に二酸化炭素を排出しないクリーンなエネルギーと言われ、地球温暖化の観点からは望ましいことですが、一方で課題としまして、いわゆるメガソーラーのような大規模の施設は地形や景観の変化など自然環境、生活環境への影響について懸念されているところです。

また、要素の対処とこれまでの検証と対応についての御質問であります。お尋ねの趣旨と相違する回答になるかもしれませんが、大規模行為につきましては、周辺の景観との調和に配慮するとともに緑化に努めるなどの景観形成基準が設けられているところですが、太陽光発電については、規制がない状況です。他の自治体では独自のガイドライン等を策定されているところもあります。今年度、山都町景観計画の見直しを予定しておりますので、他の自治体の例を参考にしながら現状の検証を行い、対応をしていきたいと考えております。

豊かな自然環境は山都町の宝であり観光資源となり得るものです。その自然も一度壊れたら取り戻すことは困難であります。町民の皆様や事業者の皆様にも景観づくりに関する意識の啓発、情報提供を行いながら景観や生活環境との調和を図り、自然エネルギーの秩序の推進を図っていく必要があると考えております。

**○議長（工藤文範君）** 6番、藤川多美君。

**○6番（藤川多美君）** 6番、藤川です。それでは、次に観光の視点からお尋ねをいたします。

山都町はただいま企画課長が申しあげましたように緑豊かな町でございまして、緑化推進も進めなければならない立場でもあると思いますが、山都町は豊かな自然環境が売りの町でございまして、自然そのものが観光につながっています。そこで観光を担う担当課長として産業用太陽光発電が観光としての景観を阻害していると思われるかどうか、思われるとするならば観光振興に対する思いを聞かせていただきたいと思っております。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** それでは、お答えいたします。議員御指摘のとおり本町は広大な面積の中に山林原野、農地などが多く面積を占めております。自然豊かな町であります。自然そのものが観光資源であることは町民の皆さんも御認識のことと思っております。山都町ののどかな農村風景や美しい棚田は多くの手が入り、そこに住む人が長い時間をかけて作り上げられた観光資源として十分保全していかなければならないというふうに考えております。

お尋ねのありました産業用太陽光発電が景観を阻害していると思われる場合についての考えでございますけれども、太陽光発電は地球温暖化対策の観点からは望ましいことであると思っております。

が、発電容量が1メガワット以上のメガソーラーのような地上設置型の大規模な太陽光発電施設については、地域の自然環境、生活環境や景観あるいは観光振興への影響について懸念されるケースが全国各地において見受けられるようです。

先ほど議員からもありましたとおり、そうした自治体では景観条例や環境影響評価条例などを制定して、規制と誘導を図っていると。本町においても地域の自然環境、生活環境、景観への影響があれば必要に応じて条例の制定が必要であるというふうに考えます。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** 6番、藤川多美君。

**○6番（藤川多美君）** 6番、藤川です。冒頭に申し上げました六つの町村なんですが、よくよく考えてみますと国立公園内の町村であろうかと思えます。それで各町の景観条例あるいは景観計画の中にこの太陽光発電を盛り込んでおられますので、山都町みたいに乱立した建設は見受けられないのがそこかと思えますので、ぜひとも景観計画あるいはこの条例の中に太陽光発電を盛り込んでいただきたいと思えます。

いずれにしましても、山都町総合計画の基本方針の課題が課題で終わらないように、目標値も定められております。町民が幸せを感じる住みよい町に近づけてほしいと思えます。

それでは次に、山都町に大規模な太陽光発電の設置が計画されているとお聞きいたします。その発電所の概要について企画政策課長にお尋ねをいたします。

**○議長（工藤文範君）** 企画政策課長、藤原千春君。

**○企画政策課長（藤原千春君）** 概要について御説明申し上げます。現在、山都町長谷地区内の原野で太陽光発電所建設計画が進んでおります。発電所名はJRE山都高森太陽光発電所、所在地は山都町長谷です。発電規模としましては80メガワット、2,500から3万世帯分の年間電力量に相当するというふうにお聞きしております。事業主体はジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社、売電先は九州電力ということで計画されております。

**○議長（工藤文範君）** 6番、藤川多美君。

**○6番（藤川多美君）** 6番、藤川です。それでは、これまでの地元等への説明会や今後の建設のスケジュールについて把握されている範囲で結構でございますので、お答えいただきたいと思えます。

**○議長（工藤文範君）** 企画政策課長、藤原千春君。

**○企画政策課長（藤原千春君）** 企画政策課で把握しております分についてお答えいたします。地元説明会につきましては、平成29年12月に上差尾自治振興区、同じく12月に長谷自治振興区の役員の方に事業説明をなさっております。あけて平成30年1月に上差尾自治振興区の住民の方、平成30年2月に目細地区の住民の方、3月に目細地区の住民の方、4月に入りまして上差尾自治振興区の総会のほうに出席されております。その間、関係地域の区長の方をはじめ住民の方や町とのやり取りをなさっております。開発に当たりの農地法、森林法、景観法など国県町で必要な許可申請、遵守要件を一つずつクリアされているところであります。

開発に当たりまして、町としましては下流域の住民の方に最大限の配慮をすること、不安を取

り除くような計画でなければならないと申し入れをしてきております。

また、設置に当たっては土地の造成は極力最小限度に抑えること、貯水池を雨量に対し想定以上に設置すること、下流域への十分な説明と了承をもらっていただくよう指導をしてきました。計画書には17カ所の貯水池が配置されております。

事業スケジュールにつきましては、説明会において本年5月に工事着工、平成33年4月竣工、同年5月より売電開始とのことでしたが、現在、林地開発許可申請中と聞いております。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** 6番、藤川多美君。

**○6番（藤川多美君）** ありがとうございます。建設予定地はもともと牧野であります。以前、牧野を改良した際に大雨による下流域の被害が甚大で、また同じような災害が起きないとも限らないということで下流域での住民の方は大変心配をなされております。そういった被害への損害賠償の約束もどうなるかわからないし、土地も買収されているので事業に対し云々言う立場でもないのではといういろんない意見が出ているのも事実でございます。

熊本地震や平成18年の豪雨災害もそうでございますが、これまでに経験したことのない災害が今後も起こらないとも限りません。問題が深刻化する前からの対応が望まれます。

現在、熊本県一の発電所建設が進められている山鹿市と和水町で発電所名が熊本山鹿ソーラーパークと言いますが、規模が53メガワットです。山都町に新たに建設されされる太陽光発電所の規模がただいまの課長の説明では80メガワットとお聞きいたしましたので、和水町の53メガワットをはるかに超えて熊本県一の大きい発電所となるようでございます。山鹿市及び和水町におきましては業者と熊本県の4者で立地協定といいますか、災害防止協定を結んでおられます。

冒頭にも述べましたように、地域では特に災害を危惧されておりますので、ぜひとも災害防止の点では町も協力のほどよろしくお願ひしたいと思います。

地球温暖化防止のためには太陽光をはじめ、水力、風力、バイオマス等の再生可能エネルギーの普及拡大が求められているのは事実でございます。環境に配慮しつつ地域にもメリットがあるような発電所の建設を望みます。

最後に、町長に熊本県一のメガソーラーが建設されることに、例えばゲリラ豪雨等の災害が懸念されますことにどうお考えなのか、防げるのかお聞きをしたいと思います。お願ひいたします。

**○議長（工藤文範君）** 町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** お答えします。これにつきましては、私も昨年末、会社の方との協議を町長室でしたところでございます。今、藤川議員からありますように80メガと、どういう形か。先ほど個数、件数等も言ったところでございますが、熊本県一より九州でも余りない大規模な施設というようなことでありました。資金については、山都町内でございますが、高森の地区の方々の所有地をと買収をしたというような話でありました。今ありますように自然環境災害、想定外が、想定外がと毎日の報道が想定外でありますので、気象予報士もその席に来ておられました。皆さんはこの浜町のこの地区とあの高森の峠の地形も違うし、雨量も積算雨量も全然違うとばいと。あたどんが感覚ではおそらく大変な災害が出んじやないかと。そのときの話では230

万枚のパネルを設置するというようなことでありますので、これについては今先ほどため池等の設置をするというようにございまして、あの数が十分かどうかはもうはっきり言いまして私も想定ができませんし、わかりません。そのために地域の方々の、下流の方々の同意がなくては私たちが先を進めてもらっては困るというような話をしました。先ほど言われますように3回、4回地域の方々とも協議をしながらの今回というようなことでありますので、その後につきましても、はっきり言いまして私もどのような形の水が流れてくるかわかりませんが、ある地区で上益城郡内でございまして、大雨が降れば下流域の川が濁ると。おそらく何年かでは草も生えるんじゃないかなと思っておりますが、そういう状況もありました。

島木地区にあります分についてはそう大きな施設ではないというようなことで、そういう被害は出てないということではございますが、今後、この施設につきましては、大変心配をしております。これにつきましては、先ほど和木、山鹿、熊本県のというようなことでありますので、これについても会社の方にも熊本県とのしっかりした協定を結んでほしいというような話をしとりますので、今後そのような形で進めてまいりたいという思いであります。

何はともあれ先般の牧草のうちの改良のときは目細地区に大変な被害があったというようなことでありまして、そして、毎年だったという話もお聞きをしておりますので、そのようなことがないよう、もう一回大きな砂防ダムであったり、いろんな分ができるか、できんか等々についても検証しながら進めてまいりたいという思いであります。

**○議長（工藤文範君）** 6番、藤川多美君。

**○6番（藤川多美君）** 地元の下流域の地域の皆さんは非常にこの災害に対してのアレルギーがございまして。ぜひ今、町長も申されましたが、県の協定等も含めてぜひともこれ業者ももちろん生きていかなければなりません。環境のためにもいいことではございますので、みんながいい方向になりますようにぜひともよろしく願いしておきます。

それは次の2番、東京事務所についてお尋ねをいたします。

本定例会の冒頭の町長の提案理由の中での説明があってございましたが、本日の新聞報道のほうで私のほうも朝見しておりましたが、同僚議員のほうからけさお伺いをいたしまして、もう私の質問はする必要ないなというふうな、記事の中からですね、詳細な記事が掲載されておりましたが、再度お尋ねをいたしたいと思っております。

もちろん目的、活用方策についても書いてありましたけれども、再度、山の都創造課長に目的と活用方策についてお尋ねをいたします。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** それではお答えします。山都町東京事務所の開設につきましては、町長の提案理由の中にもございましたし、先ほど議員がおっしゃられたとおりきょうの熊日の新聞に掲載をされたところでございます。

山都町の急激な人口減少に歯止めをかけるべく、その対策として全国における山都町の知名度を向上させ、存在感を示していくための情報発信、交流拠点とするため業務委託をする東京都内のコンサルタント会社の事務所の一部をお借りして、山都町東京事務所を開設するもので

ございます。

交流人口や山都町の関係人口ですね、山都町を応援していただく方をふやして将来的な移住定住者の増加に向けた取り組みを行うものでございます。

東京事務所での業務については、大きく三つのテーマで取り組みを行う予定でございます。一つは人事交流、二つ目が企業誘致、三つ目が販路拡大について取り組むこととしております。

人事交流につきましては、山都町での企業研修の開催や企業との人との交流、派遣それとあと矢部高校応援につながる事業計画をしております。

企業誘致につきましては、サテライトオフィスへのニーズ調査ですとか誘致戦略策定、誘致説明会等を想定をしております。

販路拡大につきましては、都市圏でのイベント開催や農産物加工品等も販路拡大に向けたプランニング及びプランの実行を想定しているところでございます。

詳細はまだ決まっていないところもございますけれども、今後詰めていく予定にしております。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** 6番、藤川多美君。

**○6番（藤川多美君）** はい、6番、藤川です。次に、2番の開設準備の進捗状況をお伺いしておりましたが、新聞等で19日に開設されると理解いたしましたのでここは省きます。

次に、委託先（民間会社）の選定方法ということで選定するに至った経緯あるいは選定方法等をお尋ねいたします。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** それではお答えいたします。本事務所の開設運営に当たっては幅広いネットワークと本町への深い理解とつながりが必須となります。株式会社クレアンは持続可能な社会の実現を経営ビジョンに掲げ、これまでCSRという企業の社会的責任を推進する大企業延べ700社の統合コンサルティングを手がけております。専門家や中央省庁、メディアと幅広いネットワークを有しております。

また、これまで本町に対する取り組みとして、サントリー労働組合の白糸台地への圃場や水路整備、お田植え祭への参加、定期的な訪問機会の創出、震災、豪雨への大手企業からの寄付のあっせん、本町がまさに本事業において取り組む内容についての実績があり、成果とさらなる広がりが期待できるために株式会社クレアンと随意契約を行ったところでございます。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** 6番、藤川多美君。

**○6番（藤川多美君）** 完全に100%民間委託というふうに認識をいたしました。例えばお隣の美里町におきましては職員を民間企業等に派遣して起業等の経営感覚、コスト意識や発想を学ばせ人材育成を図ることについて条例等も「職員の民間企業等派遣研修実施要綱」というのが定められておりますが、こういうふうに民間に派遣して研修された職員を東京事務所に配置するといった、これは一つの例ですが、結果的に職員を配置するというお考えはいかがでしょうか。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** 今回の業務については、全て業者の方に丸投げということではございませんで、職員にも常時張りつくことはちょっと現在のところ不可能かもしれませんが、そういったところで町のほうもかわりはしていくと当然かわっていくということでございます。

御質問の議員御指摘の企業の経営感覚やコスト意識を学び人材育成を行うことは大変有益なことだと思いますし、実際に民間企業体験して見聞することはこれから行政事務の遂行に必要なことであるというふうに思います。

合併前の蘇陽町でそういった制度があったというふうにもお伺いしております。まだ今の時点では判断できませんけれども、将来の町職員の配置については、職員の人材育成や資質向上につながる事業と判断した時点で検討したいというふうに考えます。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** 6番、藤川多美君。

**○6番（藤川多美君）** それでは、町長にお伺いをいたします。やはりこの大規模なプロジェクトでございます。職員と業者に委託ばかりでなくてやはりノウハウも学ぶためには職員もそれだけのスキルアップが必要だと思いますが、さきに申しました隣町のように民間に今は熊本県庁とかですね、公的な場所に出向させておられますけれども、今後民間に出向等の考えはありませんでしょうか。お伺いします。

**○議長（工藤文範君）** 町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** お答えします。今ありましたように私もみんなから民間から来た町長と言われておりますが、非常に大事じゃないかなと。今毎日のように印鑑を打つとりますが、印鑑を打つだけが町長の仕事かなという思いでおる中で、やはり感覚が違うなという思いであります。やはりいろんな工事の入札だったり、いろんな単価の問題、ほとんど経営的な感覚の中での事業ができらんじゃないのかなという思いしております。予算がついとるけん、予算がついとるけんという形の中の、それが当然であり、また規律規範があるわけでありますので、余りはみ出しますと先般来のような不祥事も起きるわけでございますが、それとは別にして民間企業の感覚は十分派遣をすることによって、また交流をすることによってできるんじゃないかなという思いしております。先ほど藤原課長が言いましたように、今回はうちからアドバイザーの3名の方々はいつも行っていただくような形で東京事務所を開設するわけでありますが、きのうもクレアンという会社の社長さんと一緒でした。ここに来てもらいましたが、そがんこつなど。東京の会社でございましたが、我々もという思いで話をさせていただきました。そして、また先般七つの山都町に今企業立地をしたり、企業立地をする予定の会社の方々とこれにつきましても、今までは山の都との方々との接触でございましたが、今回関係する職員十数名と相手方も十数名の交流会をしたところであります。そういう方々が企業立地であったり、企業誘致であったり、人事交流の機会をつくってやりたいと東京事務所を核にした中というお話もいただいておりますので、そのような形にしたいという思いであります。もう最後といいますか、お尋ねの人事交流についてはぜひ検討をして、検討は検討じゃなかと先般言われましたが、できるような形で進めてまいり

たいという思いであります。

**○議長（工藤文範君）** 6番、藤川多美君。

**○6番（藤川多美君）** 目指すところは株式会社山都町ということで、しっかりと山都町を売りに出して、目的であります一つの矢部高校の生徒の確保にもしっかりと頑張っていたきたいと思います。

この問題の最後に、地方創生アドバイザーの活用も視野に入れておられるようでございますが、この3名の方のアドバイザーの活動はどのようにされるおつもりでしょうか、お尋ねをいたします。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** お答えいたします。地方創成アドバイザーについては、山都町まち・ひと・しごと創成、山の都総合戦略に位置づけられた基本目標の実現に向けて、本町の地方創生に係る政策を推進するため、地方創生アドバイザーを設置したところでございます。先月5月30日に3名の方に委嘱状を交付したところでございますけれども、東京事務所における活動支援についても3名のアドバイザーの方をお願いをしているところでございます。

専門的な立場から助言、または提言をしていただくこととしております。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** 6番、藤川多美君。

**○6番（藤川多美君）** どのくらいの回数というか、程度というか、例えば東京事務所に出向かれるといったこともあろうかと思いますが、どのくらい、例えば年間にでもいいですし、月に1回とかわかっている範囲でお答えいただきたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** まだ回数的にはどのくらい通ったり、行ったりというはわかりませんが、今回の東京事務所については3年間のスケジュールを組んでおります。3年間の中で成果を出していくというふうにしておりますので、2年目より3年目のほうが回数もふえていくというふうに思いますので、ちょっと回数的には何回ということちょっと申し上げにくいんですけども、そういう計画で進めていきたいというふうに思います。

**○議長（工藤文範君）** 6番、藤川多美君。

**○6番（藤川多美君）** 6番、藤川です。ただいま3年間っていうのも今初めて知ったところでございますが、3年後の成果を期待してこの質問を終わらせていただきます。

続きまして、3番目の町道改良についてお尋ねをいたします。九州中央自動車道のチランに矢部インターチェンジが開通すると救急医療が大幅に改善されるという説明があります。平成21年から25年の5カ年における三疾患、一つに急性心筋梗塞63名、脳梗塞89名、大動脈解離16名の死亡者数が熊本県の人口動態調査資料として掲載されておりますが、中央道を利用しない場合は山都町から熊本赤十字病院までの搬送時間が約55分、中央道を利用した場合は約33分、短縮時間は約22分と載っておりました。高速道路ができますと救急医療改善効果として50年間で生存増加数は522人、救急医療改善効果額は約35億円だそうです。高速道路の開通はありがたいことござ

いますが、しかしながら、問題は高速に乗る前の段階でございます。町道の中には救急車も通れない箇所がございます。そこで時間を要すれば助かる命も助かりません。消防署も家の確認や道路の状況の把握など常にされておりますが、町の把握はいかがでございますでしょうか。また、そういった箇所の改良について町の考えをお尋ねいたします。

**○議長（工藤文範君）** 建設課長、佐藤三己君。

**○建設課長（佐藤三己君）** 救急車が走行できない箇所の改良についてということでお答えします。まず町で管理する町道の現状ですけれども、管理路線が1,035路線、総延長951キロ、改良率が41%となっております。約560キロはまだ未改良区間ということになります。

質問の中で救急車の走行できないであろう路線ですけれども、道路幅員が2メートル前後以下の区間になるかと思えます。これは道路台帳上での数値ですけれども、1.5から2.5メートルの区間が360路線、52キロあります。この全てが住宅につながる路線ではないと思えますけれども、消防署のほうではこういった路線区間の中で救急車が通行できない住宅のある地区はほぼ把握されておりまして、そうした地区へは救急車と小型車の2台で出動され、住宅から救急車までを小型車両やストレッチャーで運び、乗せかえて搬送するという体制をとっております。

実をいうと、藤川議員の今回の質問を受けて私もこういった対応を消防署のほうでしていただいているということを知ったところでもあります。建設課ではこれまで維持工事の中で、こういった狭隘部の解消、それから部分的な拡幅等を実施してきているところでありますけれども、一方で各地域から各種維持工事の要望も大変多く、現段階でも200件を超える申請書のストックがあります。それにも答えられていない現状もありますが、これどうしても限られた予算という言葉を使わなければなりませんけれども、引き続き、優先順位を精査しながらこのような区間を少しずつでも解消していくように取り組んでいきたいというふうに考えております。

**○議長（工藤文範君）** 6番、藤川多美君。

**○6番（藤川多美君）** 6番、藤川です。常に何事も予算がなければできないということはもう重々承知はしておりますが、命がなければ町民の幸せはありません。ですので例えばその路線が、幅員が狭い路線全部ということではなくて、箇所箇所を通れない部分があるかと思えますので、今後そういったところは現場に赴きなされて、少しずつでも改良していただいて、本当に庭先まで救急車が行けるように。先ほど課長が申されましたけれども、2台の救急車で行って、小さいので狭いところは行って、後で大きいのに乗せかえていく。また、小さい救急車も行かないところはストレッチャーで運ぶという手段で今されているようでございますけれども、そこにすぐ1分、2分の時間がたってしまうので、やはり、この道路改良ができますならば救急搬送をもうまくできるのではなかろうかと思えますので、例え高速ができてよかった、よかったじゃなくて、高速までの部分もそこは町がしっかりと管理していかなければならないと思えますので、もう一度町長のほうもその路線を見ていただいて救急にしなければならないところはしっかりと手当をしていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

それでは、次の4番目に移ります。熊本中央一般廃棄物処理施設についてお伺いをいたします。

上益城5町と西原村の6町村で検討されております熊本中央一般廃棄物処理施設についてさき

の熊日新聞で熊本地震の影響で各町村とも財政状況が厳しくスケジュールは引き続き検討するとありましたが、平成37年稼働は先に延びるということでございましょうか、お尋ねいたします。

**○議長（工藤文範君）** 環境水道課長、増田公憲君。

**○環境水道課長（増田公憲君）** 失礼します。6番、藤川議員の御質問にお答えします。熊本中央一般廃棄物処理施設の工事の決定につきましては、町長より提案理由の説明の中で報告があったとおりでございます。

候補地の決定につきましては、住民周知を図るため、協議会のほうから依頼がありまして山都町では6月8日の日付をもって町のホームページに掲載しているところでございます。

議員からお尋ねの今後のスケジュールについてお答えします。協議会では今後平成30年度中に地元説明会を経て、速やかに用地交渉に取りかかります。目標では新たなごみ処理施設、リサイクル施設、最終処分場及びし尿処理施設の稼働時期については、平成31年として掲げておられるところです。しかしながら、先ほど議員さんから話がありました熊本地震や大雨等の自然災害によって各町村の財政状況は想定以上に厳しくなっているのが現状でございます。そのため協議会では建設工事の着手時期については、各町村の財政状況を勘案しながら検討することになるようでございます。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** 6番、藤川多美君。

**○6番（藤川多美君）** 順次検討していかれるということなのですが、では処理方法についてこれもおそらくまだ今は場所が決定したということで、順次、決定項目もこれから話し合っていくことと思いますが、現段階での処理方法というのはまだ決まってないということでしょうか。

**○議長（工藤文範君）** 環境水道課長、増田公憲君。

**○環境水道課長（増田公憲君）** 失礼します。議員からお尋ねの処理方法についてお答えします。平成30年度に候補地が決まり、すみやかに用地交渉に取りかかりますが、本年度並行して施設整備検討委員会の専門委員会が設置されることになっております。この委員会の中で具体的な施設の規模、処理方法及び運営方針等を検討されることになっております。そして、正式に決定されるのは平成32年度に立ち上がる新しい事務組合の中で決定されるということになるようでございます。このような状況から現時点では処理方法についてはまだ決定していないというのが現状でございます。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** 6番、藤川多美君。

**○6番（藤川多美君）** 平成32年の事務組合設立に向けて今後、施設整備検討委員会がなされ、その後、検討されるということで理解をいたしました。ありがとうございました。

蘇陽南小におきましては今年度地域住民一体となりまして手づくりのバイオガス装置を用いまして命循環教育、循環授業に取りかかります。これまで生ごみをごみとして扱っていたものを自然の力、発酵によって肥料とエネルギー、ガスをつくり、できた肥料で花壇の花を育てたり、学

校の庭で育てていらっしゃる野菜づくりに利用するといった取り組みでございます。エネルギーガスはお湯を沸かししたり、電気をつくったりといったこういった一連のプログラムを実体験し、ごみやエネルギーや食の問題を学ぶ循環教育でございます。生ごみを燃やして灰にするだけでなく、循環させることで、また新たなエネルギーが生まれ、経済も生まれます。ぜひ町でも今後広域での処理方法について、既にこういった循環型の処理施設もありますので、視察等もされ検討をしてほしいと思います。この件について町長の考えをお伺いいたします。

**○議長（工藤文範君）** 町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** お答えします。南小学校の分については今初めて聞いたところでございますが、先ほど課長からありましたように、スケジュール、また今後の処理方法については、今から検討していくところでございますが、今、言われたこと、非常に大事なことはないかなという思いしております。

先ほどもありましたが、この大規模処理施設をつくるに当たってはごみの分別を徹底した中で、循環リサイクルができるものについては、十分なリサイクルをするし、また、有料化も検討しておるところでございますので、それに合わせた中でのリサイクル化ができて、ごみの減量化ができるような形、生ごみをどのような形で、やっぱり今度は御船まで運搬をしていくわけでありますので、できるだけ軽い、また業者の方々にも負担のかからないような形、また炉についてもどのような形かわかりませんが生ごみを減らすことによってごみ処理の費用も減るんじゃないかなど。また運搬費用も減るんじゃないかなというふうに思います。

処理施設等々につきましても、私も南小に行ってみたいなという思いでおるところでございますが、そういう施設であったり、また私の方にも提案してあるメーカーの方もおられますし、そういう分も含めた中での私たちもそういう会議に行くはずで、検討委員会には我々専門家ではありませんので、ないかなと思っておりますが、そういう方々へのいろんな情報提供もまた私たちも受けながら最終的には組合になろうかと思っておりますが、組合の決定に向けた取り組みはしていきたいという思いしております。

**○議長（工藤文範君）** 6番、藤川多美君。

**○6番（藤川多美君）** 6番、藤川です。ありがとうございます。今後、情報の提供をしていただくといいお約束をいただきましたので、ぜひともよろしくお願いをしたいと思っております。

それでは、最後の質問です。火葬場使用料の改定に伴う検証についてお伺いをいたします。

改定後の町外の使用状況について、ことし4月からの改定でありまして、まだ2カ月しか経過しておりませんので検証するには時期尚早ではないかと思いますが、現時点での利用者数がわかりましたらお願いいたします。

**○議長（工藤文範君）** 環境水道課長、増田公憲君。

**○環境水道課長（増田公憲君）** 6番議員の御質問にお答えします。山都町火葬場条例の一部改正に伴い、使用料金の改正につきましては、平成29年12月定例会において可決していただきました。それから、平成30年4月1日から施行をしているところでございます。

議員からお尋ねの火葬場使用料の改定後の町外の使用状況についてお答えします。

平成27年度から30年度のそれぞれの4月から5月の2カ月の短い期間でございますが、5月31日現在の数字でお答えしたいと思います。平成27年度5体、平成28年度同じく5体、平成29年度4体、平成30年度5体ということです。本年度の5体につきましては、五ヶ瀬町の方が4体、椎葉村の方が1体ということになります。それから、平成27年度から29年度の1年間の数字につきましてでございますが、平成27年度が34体、平成28年度が32体、平成29年度が35体という数字になります。

町外利用者につきましては、五ヶ瀬町、椎葉村の方のほうが特に多い実績となっているところでございます。

なお、火葬場の平成29年度の1年間の維持経費につきましては、約2,900万ほどかかっております。それで昨年度が331体の火葬をしておりますので、大体お1人当たりの火葬経費については、約9万円ほどになるということでございます。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** 6番、藤川多美君。

**○6番（藤川多美君）** ありがとうございます。今の数字から見ますと2カ月の推移はほぼ同じ程度ということですが、1年間たったところでもう一度検証をしてみたいと思います。

条例改正の際、審議の際、申しましたが、五ヶ瀬町からいただいています小中学生へのスキー場のリフト無料券、ピッキー券の件ですが、五ヶ瀬町教育委員会にお尋ねしましたら小学校に601枚、中学校に276枚、合計877枚を山都町の教育委員会に渡されたそうです。小学校のリフト券が1枚2,800円しますので、601枚分で168万2,800円、中学生は大人になるそうですので1枚4,000円掛ける276枚で110万4,000円、合計278万6,800円分をいただいて山都町が言葉はどうかわかりませんが得したことになります。大変、五ヶ瀬町にはありがたいことです。常々こういった情報は全町的に知らせていただきたいと思います。そうすると今回の条例改正では少しは考える余地があったかなと思いますが、また、他の町村に料金を合わせたという理由でございましたが、ごみ処理施設の稼働が先ほど申しましたように、また、一、二年おくれるようでございますので、本当に慌てて料金の改正をする必要があったのか疑問でございます。

きのうたまたま五ヶ瀬町議会に赴きまして、ちょうど議長さんがいらっしゃいました。五ヶ瀬の町民は買い物も温泉もレジャーも全て熊本県でございますと。そして、宮崎県を向いていませんとはっきりおっしゃいました。スキーのリフト券278万6,800円分も無料でいただいて、こちらは2万円の火葬場利用料を2.5倍の5万円に引き上げるということに心が痛みました。近々以前の知保郷のよしみで議会同士で交流会をしましょうと言われ、その思いやりにもたまたま心が痛んだところでございます。また、こういったこともございますので、いろんなことを皆さん、横の連携をしながらいろんな条例改正等についてはしっかりと検討をしていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

**○議長（工藤文範君）** これをもって、6番、藤川多美君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため午後1時まで休憩をいたします。

---

休憩 午後0時03分

再開 午後1時0分

---

**○議長（工藤文範君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

7番、甲斐重昭君。

**○7番（甲斐重昭君）** 皆さんこんにちは。7番議員の甲斐重昭でございます。早いもので議員になり半年がたちました。これまで町内各地区や各団体からの御案内を受けて会合などに参加してきましたが、その中で議員活動への励ましの言葉や御指導をいただき大変ありがたく感じております。

私は議員立候補時のスローガンとして「進めよう、動かそう山都町」を掲げてきました。町政は停滞してはいけません。日々刻々と変化していく社会情勢の中で地域の実情を把握しつつ、今の山都町にあったピンチをチャンスに変えていくような柔軟な取り組みが求められていると思います。

山都町を支える職員の皆様も日々山積する仕事やさまざまな課題と業務は多岐にわたり大変かとは思いますが、山都町をより住みやすいまちにするために頑張っていたきたいと思います。議会も一緒に頑張りたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

きょうは私にとって最初の一般質問です。尋ねたいことはたくさんありますが、地域の実情の一例を掲げながら質問したいと思います。

それでは質問席の方に移らせていただきます。

**○議長（工藤文範君）** 7番、甲斐重昭君。

**○7番（甲斐重昭君）** まず最初に、本町出身者の表彰についてでございます。

町長の提案理由説明書や「広報やまと」5月号にも掲載されていますが、門岡良昌さんの文部科学大臣表彰について、その人となりも含め、もう少し詳しく説明します。

門岡良昌さんは昭和32年12月16日に旧清和村、大川で生まれました。現在の清和文楽館のすぐ近く、私と同じ組内でございます。清和小学校に入り先輩や同級生と夏は川で泳いだり魚釣りをしたり、冬は竹スキーを楽しんだり、もっぱら自然を楽しむ毎日で、勉強は余りしなかったようでございます。小学校3年生のときにそのときの担任であった井芹ミツエ先生から毎日のように教えられた「なせば成る、なさねば成らぬ何事も、成らぬは人のなさぬなりけり」という米沢藩主上杉鷹山公の言葉が今でも座右の銘になっているそうでございます。中学は一山超えた小峰中学校に入り、野球をやりたいかかったそうですが、野球部が潰れてしまったため、男子バレーボール部、そして剣道部に入り2年生まで在学されたそうです。ちなみに剣道は10年ほど前から再開し、現在は4段で5段に挑戦中ということです。

その後、御両親と熊本市内に引っ越して熊本市立花陵中学校に転入、高校は済々黌高校に進学されました。その後、熊本大学理学部数学科に進学され、さらに九州大学大学院に進み、昭和57

年の4月に富士通株式会社に入社されました。

最初の仕事は南米コロンビアにおいて電話交換機のシステムを構築するエンジニアだったようですが、30歳を過ぎたころから富士通において新しい技術の開発やまだ世の中になくサービスの企画及び開発を担当し、平成13年に富士通研究所に移りコンピューターの研究開発を担当されたそうです。そして、平成16年に理学博士の学位を取得されました。

その後にスーパーコンピューター「京」の開発プロジェクトがスタートすると同時に富士通における開発の責任者としてこのプロジェクトに参加されました。

平成24年に当時世界最速のスーパーコンピューター「京」が完成し、これを機に開発に携わった富士通に対して「京」の紹介依頼が多く寄せられました。しかし、システムの説明だけでは一般の方々には理解が難しいためスーパーコンピューターの有用性やスーパーコンピューターにより新しい未来が開けていくことをわかりやすく説明する活動を門岡さんが始めました。みずから開発に携わった大規模津波の浸水予測や人間の心臓の挙動を「京」を使って再現し、より安心安全な社会を実現する身近な研究を例としてわかりやすく紹介されたそうです。

これまで全国各地で36回の講演をする中、熊本県内では山都町での平成24年清和地区青少年健全育成推進大会や平成28年公設山都塾開設記念講演会、また御船中学校で開催された県内の数学教育研究会や八代市の宮嶋利治学術財団、熊本市民講座や済々黌高校での講演、そして、熊本大学での講義など19回を実施し、聴講者は延べ6,500人を超えました。講演は大変好評であり、講演後には数多くの方々からとてもわかりやすく大変興味深かったといったコメントをいただいたそうです。この活動により次世代を担う多くの青少年が「京」の開発意義と科学技術シミュレーションにより開ける新たな未来を理解することができ、またさまざまなマスメディアを通して一般の方々に対しても科学技術の理解を深めることに寄与されました。このことが高く評価され、このたび文部科学大臣、科学技術賞、理解増進部門を受賞されました。

門岡さんは現在、株式会社富士通研究所、AI社会実装プロジェクトのプリンシパルエキスパートとして人工知能の技術を医療分野で活躍できるよう日本だけではなく、海外にも出かけ活動されているそうです。

熊本大学名誉フェロー、北陸先端科学技術大学院大学産学連携客員教授、そして、東京工業大学グローバルリーダー教育院修了認定審査委員なども努めておられます。

門岡さんからは山都町の大自然や御指導いただいた先生方、いつも温かく見守ってくださった清和の皆さん、そして、切磋琢磨しながら育ってきた友達がいたからこそ今の自分がある。山都町の皆さんに心より感謝しています。本当にありがとうございます。ぜひお伝えくださいとのことでした。

このように卓越した地域をお持ちの門岡良昌さんですが、生まれ育ってから小学校までいた清和の大川地区、また、小学校高学年から中学校2年生まで住んでいた清和地区の米生にもふるさとの家が残っていません。そのため生まれ育った山都町をふるさととしてとても大切にされておられます。本籍地を清和地区の米生に残されているのもそのあかしであります。山都町の子供たちに世界最先端の話聞かせたいと思いますが、そのためには何らかのつながりを確保しておか

なければいけないのではないのでしょうか。

山都町名誉町民条例がありますが、平成22年8月に郷土史家の井上清一さんに授与されただけで、その後、誰もいません。今後、山都町でも大学の教授等公的研究機関での活躍者は出てくるでしょう。しかし、民間で世界最先端の研究を行っている研究者はそうたやすくは出てこないでしょう。例えばノーベル化学賞を受賞された田中耕一さんは民間会社の研究者として有名です。門岡さんもプリンシパルエキスパートと呼ばれている役員待遇の特別研究者です。今後、文化勲章等の授与も見込まれます。そのとき山都町の名誉町民としての賞があれば町の名を高めることにもつながるのではないのでしょうか。この点を踏まえまして町長のお考えをお聞かせください。

**○議長（工藤文範君）** 町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** お答えします。今、甲斐議員からありましたように私も去年の秋と受賞後、表彰状と記念品を持って町長室にお見えいただきました。2回お会いしてすばらしい方だなと実感をしておるところであります。それと同時に山都町としても大変誇らしく思っているのも事実であります。

今、甲斐議員からありましたように門岡さんは世界各国を相手にした開発競争の中でスーパーコンピューター「京」の開発に携われ、完成後は医療を始め多くの分野での研究業績を評価されております。功績につきましては、今、議員から提案していただきましたことを十分考慮して、今、事務局のほうでその作業を進めておるところでございますので、もうしばらくお待ちをいただきたいという思いでおります。

門岡さんにつきましては、先ほどありましたように全国各地の子供さんなり、多くの講演会、講演活動を通じた中で次世代を担う子供たちに刺激を与えていただいております。私たちも門岡さんの志を十分に配慮しながらやっていきたいという思いでおります。この提案につきましてはもう積極的に進めてまいりますので、今後ともよろしくお願ひしたいという思いでおります。

**○議長（工藤文範君）** 7番、甲斐重昭君。

**○7番（甲斐重昭君）** 教育長、学校教育の一環として未来を担う子供たちに世界最先端の話をお聞かせたいという思いはございますでしょうか。

**○議長（工藤文範君）** 教育長、井手文雄君。

**○教育長（井手文雄君）** 先ほど御紹介をいただきましたとおりすばらしい御活躍、そして、地元の先輩でもあるかと思っております。ぜひ機会を捉えて未来を担う今の山都町で過ごします子供たちにもそういった機会を設けてまいりたいとそれに努めたいと思っております。

**○議長（工藤文範君）** 7番、甲斐重昭君。

**○7番（甲斐重昭君）** ありがとうございます。山都町の名誉町民条例施行規則という形がございます。その中に選考委員会の委員長に副町長をもって充てるとなっております。副町長のお考えをお知らせいただきたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** 副町長、岡本哲夫君。

**○副町長（岡本哲夫君）** ただいま町長、教育長からも答弁ありましたとおり門岡さんの業績

というのは町として誇りに思うものでありますし、十分その表彰にも値するものだと考えております。それについては今後また町長からそういった検討の打診があると思っておりますので、その際は検討委員会中でしっかりと話をしながら皆さんの期待に沿うような形で答申を出せたらと思っております。

**○議長（工藤文範君）** 7番、甲斐重昭君。

**○7番（甲斐重昭君）** 先ほども言いましたけれども、こういう技術屋というのはなかなか自分のほうから打って出るというわけじゃなく、成果ではありませので目に見えない形でございませけれども、やっぱり世界の一番最先端で頑張っておるということは本当に誇りに思わなければならない方だというふうに考えております。どうか前向きに今の話を伺いましたのでそのように進めてもらいたいというふうに思います。

続きまして、2番目のことに入ってきます。高速道路開通に伴う本町の取り組みについてというお話をお話をさせていただきます。

平成31年3月末には九州中央自動車道が北中島までつながります。その後、矢部インターまでおそらく早くも3年、遅くても5年後には開通するのではないかと私としては思っております。この高速道路は国の新直轄方式で行われ、無料で通行できます。無料だということは途中でサービスエリアもパーキングエリアも建設されません。トイレに行くためには高速を途中で下車して適当な施設を利用することになります。浜町地区での現道接続はえびすば一の前になりますが、その近くには24時間対応のトイレがありません。1人、2人ならばコンビニを利用すれば可能ではありますけれども、大型バス等が来たときには対応することがまずできないということになります。そこでこの際、山都町の野菜の直販所建設を考えたいかがでしょうか。山都町の野菜は熊本市では人気が高いけれども、野菜を買えるところがAコープのとまとま市では途中休憩者も立ち寄らないでしょう。JAとタイアップして国道沿いに店舗を構える計画は考えられないでしょうか。また、高速道路等連携すれば道の駅通潤橋の移転もしくは別施設としての整備も可能なのではないのでしょうか。

また、浜町第二保育園の跡地の御岳西部自治振興会が借りておられますけれども、その中には入佐地区の株式会社蛭丸があります。これらとの官民一体型の店舗も考えられます。町長のお考えをお聞きします。

**○議長（工藤文範君）** 町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** お答えします。今、甲斐議員から提案がありました高速道路の矢部インターの開通に向けた取り組みというようなことで、特に休憩所がないというようなことであります。これにつきましては、矢部インターの接続がどのような形の道路にするかも早急に我々も検討しながら、今ありました道の駅の移転であったり、直売所とJAとも協議をしてというようなことではありますので、それについても先ほど午前中にも言いましたように、ランドデザインを設定するに当たった中での考慮を検討課題の中に入れながら進めていきたいという思いでおります。早い時期の開通を、我々は要求をまた要請をしているわけではありますので、それに向けた取り組みも加速をしなくてはなかなか進まないという話ではありますので、そういう分も含

めて早急にデザインを設定をしたいという思いであります。

**○議長（工藤文範君）** 7番、甲斐重昭君。

**○7番（甲斐重昭君）** 高速道路を利用する方は熊本市方面だけではなく、熊本市の人口の倍の人口があります福岡市から来られる方も多くなります。高速道路利用者が立ち寄りたと思う町としての整備が今後も求められていると思います。御検討をお願いいたします。

続きまして、高速道路の関係での中で、山都町から阿蘇方面に行くには蘇陽地区では国道265号線か、未改良の県道清和高森線、また、清和地区ではこれも未改良の県道仏原高森線があります。また、矢部地区の西には御船町、西原村を經由で行けます。しかし、阿蘇外輪山に一番長い距離で接している矢部地区から直接阿蘇方面に行く道路がありません。その中で唯一主要地方道路である県道矢部阿蘇公園線がありますが、約9キロメートルの未開通区間が残っています。しかしこの箇所の早期改良がなかなか見通せていない状況でございます。この道路は高速道路が浜町までつながったときには阿蘇方面への重要なアクセス道路となる道路でございます。改良には着工しても10年程度必要と思われませんが、町長のこの道路への思いをお聞かせください。

**○議長（工藤文範君）** 町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** お答えします。阿蘇公園線につきましては、先般も南阿蘇村、上益城郡、そして、宇城地区の町村と合わせた中での期成会の総会もしたところでございます。長年の懸案であります。生活道路区間につきましては、ほぼ改良が終わってというようなことでありますが、今ありますようにまだ未開通区間があると。これが県道かなという思いであります、やっと多くの方々の努力によりまして、昨年度、熊本県のほうが調査費用をつけて、また今年度も同額の調査費がついたというようなことでございますが、今後、工法であったり、ルートであったりの選定を早くしなくてはいけないという思いであります。これはもう今ありますように、阿蘇と山都のアクセス道路としては非常に大事なものと思っております。早い時期には阿蘇山の噴火によるところの避難道路等々という形の中で陳情、要望活動をしてきたところでございますが、先般の熊本地震、豪雨災害等々を踏まえた中で、アクセス道路、避難道路という意味づけからも、位置づけからも大変重要な道路になるという思いであります。先ほどありますように蘇陽から清和からの道路については開通をしているわけでございますので、この矢部阿蘇公園線につきましては、早急な開通を目指した運動を加速したいという思いであります。

おかげさまで県議も国会議員の方々もそういう思いの中で今運動を始めていただいておりますので、我々もそれに沿った中で強力な運動の展開をしてみたいという思いでありますので、皆さんのほうから御支援、御協力をまたお願いをしたいなという思いであります。

**○議長（工藤文範君）** 7番、甲斐重昭君。

**○7番（甲斐重昭君）** 相手が県道でございますので、町としてはなかなかどうしようもないというところもございますけれども、地元からの盛り上げというのが一番大切でございます。国会議員の衆議院の選挙区も3区として矢部、清和も蘇陽と一緒に入っております。その中で被災がある上益城と阿蘇地域と一緒に持っておられる今回当選されました坂本哲志先生もいらっしゃいますけれども、国の力というものもかなり重要になってくるんじゃないかなというふう

に今考えております。

それから、高速道路あたりが新直轄方式ということでされております。新直轄方式というのは国道があるところのバイパス道路としての整備という形になってまいります。いかにこの付近が高速ができて、バイパスができて、十分生活上はよくなってくるかとは思いますが、経済的にじゃあそれだけが賄うのかというときには、いろいろほかの国としての地域連携というものをやっぱり大事にされておられます。医療関係がすぐ何分でどこに着くというような話もいろいろ高速道路の計画になっておりますけれども、そういうこととタイアップされながらやっぱりどうしてもこれは未開通というのは、やっぱり道路ではありません。これは必ずつながってこそ道路であり、道路網でございますので、極力広い範囲に要望していただきながら実現するように頑張ってもらいたいと思います。よろしく願いしておきます。

それでは次の設問に移らせていただきます。続きまして、北中島インターが開通すれば熊本市へのアクセスが格段によくなります。しかし、島木3、4区、また、下矢部西部地区の方々は歯がゆい思いが強いのではないのでしょうか。それは2級町道瀬戸福良線が未改良で途中離合もできない区間があるからです。中島地区出身の中村議員もいらっしゃいますが、私は矢部町役場職員の折、昭和61年度にこの路線の改良工事を担当していたので思い入れも強く、それから、30年以上が経過しておりますけれども、福良から先が全く着工されていません。県道稲生野の交差線の取りつけてある竜宮橋は新設されていますが、逆に入口、出口が広いため地区外の車が入った場合、途中で先に行けるのか不安になるのではないのでしょうか。

また、福良集落内はところどころ側溝は入れてありますが、未整備のため通れませんし、集落内の土ぼこりがひどい。集落内の工事は着工したら遅くとも1年後には舗装しなければ住民の生活に支障が出ます。なぜこのように工事が進まないのか建設課長の意見をお聞かせください。

**○議長（工藤文範君）** 建設課長、佐藤三己君。

**○建設課長（佐藤三己君）** お答えします。町道瀬戸福良線の改良工事についてということで、まず、瀬戸福良線の概要とこれまでの工事結果ですけれども、総延長が5,785メートル、改良済みの区間が4,370メートル、未改良区間が1,415メートル残っております。改良率としては75%でございます。先ほど議員のほうがおっしゃりましたように昭和59年に着工し、35年が経過しております。これまで橋梁、それから特殊構造物を要する区間は補助事業、それから、それ以外の区間と測量設計、また、試験費等については、単独の改良事業の2本立てで進めてきてありました。平成27年度までは計画的に毎年発注してきたところでありますけれども、平成28年は震災の影響で発注できておりません。平成29年度は予算化はしたものの、これも震災の影響で予算のほうは30年度へ繰り越したところでございます。

まずは福良の集落までの完了を目指して、繰り越し分の予算を本年中に発注できるように準備をしているところでございます。未改良区間は地形的にも非常に厳しい区間が残っておりまして、事業費も相当高額なものになると想定し、見込んでおります。今後の計画としては平成31年度から社会資本整備交付金を財源として事業を進めることにしております。ただ、本町での道路改良事業は現在、国交省、それから、防衛省所管の補助事業を活用して、本路線を含めて20路線で改

良事業に取り組んでいるわけですが、この改良工事は非常に大きな予算を要するもので、早期に完了を目指す上において財源の確保が大きな課題でもあります。どの路線においてもそれぞれの地域で完成の期待は高く、これに応えるためにも財源の確保とあわせて、早期の完了を目指していかなくてはならないというふうに考えております。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** 7番、甲斐重昭君。

**○7番（甲斐重昭君）** 何しろ予算のことになりますといろいろ問題も難しくなってきますけれども、着工から30年以上もたっているということをやっぱり最優先として考える必要があるんじゃないかなというふうに今思っております。

それから、御船町側から福良集落に入り、そのまま行くと左斜めに入っていく、舞嶋という集落入口があります。こちらの道路は改良工事が行われているため、本線である瀬戸福良線のほうが幅員が狭く、初めて通る方はそのまま枝道の方に入ることになります。せめてどちらが本線かわかるように交差点の改良を行うべきでございます。

また、全線改良工事が困難であれば、カーブでの部分拡幅や離合箇所等の設置をするという方法もございます。町としてのその付近の検討もお願いしたいと思います。

建設課長、返答を何かできますでしょうか。

**○議長（工藤文範君）** 建設課長、佐藤三己君。

**○建設課長（佐藤三己君）** お答えします。議員おっしゃるように全線改良は確かに年数もかなりまだかかると思います。議員のほうの提案がありましたように部分的な改修あたりが可能なのか、またその辺を検討して、31年度以降、先ほど申し上げました国庫補助事業を活用することにしておりますので、その中でまた検討していきたいと、研究したいというふうに思っています。

**○議長（工藤文範君）** 7番、甲斐重昭君。

**○7番（甲斐重昭君）** 残りが何しろ1,125メートルという、これもなかなか工事の難しいところではございます。岩盤が出たりとか、難しいとは思いますが、やっぱり高速道路自体が長谷まで来年の3月には開通すると。それから、ぐるっと国道からまた上って行ってから水の田尾のほうから島木の方に入ってくるというルートよりも、もともとそこで道路改良を計画しておいた長谷方面からの島木の道路というのはやっぱりそこあたりの高速道路なんかも見ながらの島木地区の発展のために、やっぱり必要不可欠な道路であるということで計画もされておったし、そういう形で事業も進めておったわけでございますので、どうか予算的に厳しい形ではございますけれども、今まで長い間工事をして完成が今、三十数年たつとるけれども、あと三十数年たつんだったら人間は誰もいなくなるような状況にもなってまいりますので、極力優先順位として高いところで頑張ってもらいたいというふうに思います。

続きまして、次のことに入っていきます。九州中央自動車道は蘇陽から五ヶ瀬まで基本計画区間から計画段階評価済み区間となりました。あとは整備区間に格上げされれば事業が始まります。宮崎県内は着々と進んでいるようです。それに引きかえ、矢部蘇陽間の計画は打ち出されていません。要望としてはどのように行っているのでしょうか。また、要望する中で清和インターの計

画もあわせて要望されているのでしょうか。清和地区には道の駅清和文楽邑があります。そこには24時間利用可能なトイレもあります。無料区間の高速道路にはトイレがないので既設の道の駅を利用すると思われませんが、もし浜町インター近くに24時間対応のトイレもなく、清和にもインターができないとなると町外の高速道路利用者は用事がなければそのまま通過し、五ヶ瀬町か高千穂町に行ってしまうと思われます。企画政策課長の考えをお聞きいたします。

**○議長（工藤文範君）** 企画政策課長、藤原千春君。

**○企画政策課長（藤原千春君）** 九州中央自動車道につきましては、熊本市と上益城郡内5町で昭和62年に九州中央自動車道建設促進期成会を設立しまして、宮崎県側期成会と協力しながら嘉島ジャンクションから延岡ジャンクションまでの早期整備について連携を図り、要望活動を行ってきたところであります。

本年度中に小池高山インターから北中島間の開通が予定されております。また、先ほどおっしゃいましたように蘇陽高千穂間については昨年度末に計画段階評価が完了したところです。しかしながら、矢部蘇陽間については、計画段階評価に未着手の状況であります。

全国的に高速道路整備によりミッシングリンク、分断された道路の解消への機運も高まっているところであります。今後の大規模災害に備えた救急救助及び救援物資の運送路線、また先ほど藤川議員もおっしゃいましたように救急救命医療施設への搬送時間の短縮など命の道としての重要な道路と考えております。

矢部蘇陽間の早期計画段階評価の実施、蘇陽から五ヶ瀬間の早期事業化につきましては、今年度、山都町、五ヶ瀬町、高千穂町、日之影町で新たな期成会を設立しまして、最重要区間と位置づけ、要望活動を行っていきたくと考えております。

清和インターにつきましては、まだ計画段階評価の未着手の状態であることから一応要望として受けとめておきたいと考えております。

今後さらに九州中央自動車道の早期整備によるさまざまな効果、災害に強いネットワークの確保、救急医療等への対応の向上、観光振興など、いろんなストック効果を発揮することにより、沿線自治体の活性化を図ることを目的とした要望活動を国土交通省や国会議員の皆様へ行っていくと考えております。7月には山都町単独での要望活動を予定しております。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** 7番、甲斐重昭君。

**○7番（甲斐重昭君）** これも国の事業ですので、なかなか町としてこういうふうにしたい、ああいうふうにしたいということはなかなか通らないものとは思いますが、やっぱり地道にそういう期成会なりを使いながら、国の中にやっぱりこういうものが必要だということを強く訴えてもらいたいと思います。

町長の最後の高速道路に関する気持ちということをちょっとお知らせいただきたいと思いますけれども。

**○議長（工藤文範君）** 町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** お答えします。この中央高速道路につきましては、もう熊本から延岡

に通じることが一番の経済効果を発揮できる道路になるという思いであります。蘇陽・高千穂間につきましては、今年度から事業計画段階に入ったというようなことであります。先ほど藤原課長が申したように、今後につきましては早期に矢部蘇陽間の計画段階評価ができるような取り組みをしていきたいという思いであります。

聞くところによりますと現時点でございますが、昨年度が85億円の予算がついております。そのうちの15億円は今年度に持ち越した中での工事が始まるというようなことであります。今年度も同様の事業の中で、矢部までの工事が進むと。先ほど議員からもありましたように3年で来ればいいかなという思いでございますが、もう少し延びるかなと。まだ具体的な数値が出ません。用地買収が終われば具体的な開通の予定が出るという話でございますので、用地買収はもうほぼ担当者から聞きますと終わったというようなことでございますので、早期に矢部までの開通時期の明示ができるかなという思いでございます。その後につきましては、先ほど課長が言ったような形の中で町独自でも要望活動に行きますので、議員の方々にもお願いをしながらという思いでございますので、今後も本当にこの高速道路、熊本と延岡、熊本と宮崎が通じることによって、すぐく経済効果、観光いろんな分での道路になるという思いでございますので、一番の課題として取り組んでまいります。

**○議長（工藤文範君）** 7番、甲斐重昭君。

**○7番（甲斐重昭君）** それでは次の問題に移らせていただきます。

高齢者の増加に伴う財政問題についてでございます。平成30年4月7日の熊日新聞に2045年には山都町が高齢化率62.3%となり県下で最高になると予想されています。2位は五木村で2015年の順番が逆転することになります。この予想が正確で直線的に変化するならば、順番が入れかわる時期は5年後の2023年8月となり、山都町が49.6%で第1位となります。

町長の提案理由の説明の中で、豊かな自然と人情あふれるまちで年齢を重ねても健やかな暮らし生き生きと活動していけるような町をつかっていきたいという思いを強く持ったところであります。そのために必要な政策を立案し、着実に実行してまいりますとあります。私もそのとおりであります。ただ私は少し違った思いも持っています。私は4年ほど前に荒木総務課長と吉川議員も一緒でしたけれども、島根県の隠岐諸島である海士町に研修に行きました。そこでことしの5月30日で退任されましたが、前内山海士町長が海士町は全国では最弱小の経済で、破綻寸前であった。しかし、そのときから視線を回れ右とした。そうしたら今までビリだったのが先頭に立った。先頭に立ったら何でもやることができると思ったと述べられました。

また、徳島県に上勝町というところがございます。いわゆる料理のつまとして出荷する葉っぱビジネスで成功した町です。ここは山都町より高齢化率が高く平成27年には高齢化率が50%になったそうです。そこで事業を開発した方がこのままでは社会保障費が増大し、深刻な問題となってくるが見方を変えればおもしろいことがたくさん見えてきます。世界で誇れる超高齢化社会といえはこの分野の先進地になると。いわば山都町が直面していく問題が他の市町村にも必ずやってくるわけです。私は高齢化率ナンバーワンならば先頭に立った高齢者政策をすればいい。よその市町村が研修に来るような町になればいいと思います。それには高齢者が必要とされる社会に

しなければならぬし、生涯現役でおられる方々を支援することだと思います。

福祉課長の考えをお伝えください。

**○議長（工藤文範君）** 福祉課長、坂口広範君。

**○福祉課長（坂口広範君）** 議員から大変貴重な御意見、御提言をいただきましてありがとうございました。さて、今回は御提言のほかに本町の高齢化率の上昇につきまして、どう考えるかという御質問であると捉えております。我が国におきましては世界で類を見ない長寿国となりまして、ここ山都町でも高齢化が急速に進んでおります。現在、町の人口に占める65歳以上の割合は46%でございます、これは町民の約2人に1人が高齢者ということになります。これは議員から先ほど御紹介ありましたとおり先日の新聞報道で西暦2045年、今から27年後になりますと本町の高齢化率は62.3%、県内で最も高くなるとの予測がなされております。これは町民の5人に3人は高齢者という計算になります。しかしながら、この数字を悲観的に捉えるということではなくて、高齢社会という言葉の持つマイナスのイメージから脱却をし、逆に多くの人々が長生きできるすばらしい町であるというプラス思考の方向のイメージを持つ町に転換しなければならないというふうに考えております。

そのためにも高齢者の方々が住みなれた地域で安心して暮らすことができる長寿の町であるとアピールをしながら生涯を通じて健康で明るく生きがいを持って暮らせる町の実現を目指してそういう取り組みを進めたいと考えております。

そこで今年度から取り組みを進めております事業等について少し紹介をさせていただきたいと思っております。

一つ目は今回提案しております補正予算におきまして薬用作物のエゴマの栽培を計画いたしております。このエゴマから搾取されましたエゴマ油は血中の中性脂肪を下げる作用、それから高血圧の予防効果があるほか、認知症予防にも効果があるというふうに言われております。本年度はまず幾つかの老人クラブを通して町内の農地において試験的に導入を図り、将来的には町全体に広がる取り組みにと考えております。

次に、農作業を通じた介護予防につなげる取り組みを計画いたしております。これは畑仕事を行うことでの健康づくりと余剰野菜等の販売により現金以外の収入を得ることでの経済的な効果と生きがいづくりにもつなげたいという取り組みでございます。

先月、町内でプロジェクトを立ち上げたばかりでございますけれども、早急にその仕組みを策定したいと考えております。

こうした取り組みとあわせて、既存の高齢者福祉事業をさらに充実、発展させながら高齢者の方々がそれぞれの経験や活力を生かし、社会を支える重要な一員としてお互いを支え合い、地域の中で心豊かに安心して暮らせるような仕組みや人と人とのつながりを持てるよう関係団体等と連携をとりながらさまざまな施策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** 7番、甲斐重昭君。

**○7番（甲斐重昭君）** ありがとうございます。やっぱり高齢者を本当に生きがいを持って生

活をさせていただくということは一番大切なことですので、よろしくお願ひしたと思ひます。

それから、エゴマ栽培をされるということでございますけれども、聞くところによりますとエゴマを植えておけばイノシシが寄ってこないという話も聞いております。そういうことも一石二鳥ということもありますので、どうか頑張ってもらいたいと思ひます。

それから、町の老人クラブのございますけれども、町の老人クラブ数は59組織と聞いています。また、当初予算では老人クラブ連合会補助金622万7,000円と計上してあります。この金額は単位ごとの老人クラブへの補助金と思ひますが、平成28年度の決算書を見ても627万3,000円支出してあるので、その算出根拠は59単位の均等配分3万3,000円、4,326人の会員数1人当たり1,000円だと思ひます。これは余りにも少ないのではないかとと思ひます。各クラブから不満の声は出ていないのでしょうか。老人クラブはほぼ全員が年金生活者です。これでは町から補助金を出しているという名目だけに思えてなりません。平均寿命は男子80.98歳、女子87.14歳となっていますが、問題は健康寿命がどれだけかということです。その差は男子で9歳、女子で12歳もあります。高齢者が元気に活動することが健康にもつながるし、ひいては医療費や介護保険費の減少にもつながるのではないのでしょうか。高齢者が自分たちで考え、生き生きと活動できる資金の一部として補助金の増額を検討する考えはないのでしょうか。福祉課長の見解をよろしくお願ひいたします。

**○議長（工藤文範君）** 福祉課長、坂口広範君。

**○福祉課長（坂口広範君）** お答えいたします。老人クラブにありましては59の地域老人クラブが存在をしております、会員数は約4,000名を超える多くの皆様、これは皆様がふれあいヘルプ事業、環境美化運動、世代間交流事業に加えまして、町や社会福祉協議会行事等にも参画、協働して活動を行っていただくなど高齢者の生きがいと健康づくりに大きく寄与されております。

ましてやこうした高齢者福祉の増進を目的として、ただいまありましたように老人クラブ連合会補助金を町内59の老人クラブごとに3万3,000円、会員1人当たり1,000円での積算にて今年度は既に608万7,000円を交付をいたしております。

このほか、老人クラブ連合会運営助成金、それから、地域支え合い活動助成金、生きがい対策事業助成金等を交付しております。これをさきの連合会助成金と合わせますと今年度は1,045万6,000円を交付予定としているところでございます。この金額を総額及び会員1人当たりの単価ということで郡内の各町と比較をしてみますと郡内の中ではかなり高額という結果となりますけれども、これはあくまでも金額のみの比較でございまして、郡内各町のそれぞれの老人クラブの事業量や内容を考慮しての比較ではございせん。よって、補助金の積算基準といったものがなく、金額の多寡だけでは本町の当該補助金の適正規模の判断はできかねますけれども、逆に言えばそれだけ本町の老人クラブが意欲的かつ積極的に活動に取り組んでおられる証左であるというふうにお願ひいたします。

実際に他町村の幾つかの老人クラブ連合会が本町の活動状況等の視察研修に訪れておられます。先月開催されました老人クラブ連合会総会の事業報告書、それから収支計算書からも実に多くの

事業に精力的に取り組んでおられる状況から見てとれたところでございます。こうした老人クラブの活動は高齢者の生きがいつくりや社会参加を促すこととなり、議員御指摘のとおりひいては介護予防の一端を担う大変重要な事業と捉えております。

また、高齢者福祉の推進を実践していくためにはこうした老人クラブの皆様の理解と御協力が不可欠でございます。今後も老人クラブとの連携をさらに深めながら高齢者が生きがいを持って高齢期を迎えることができるような取り組みを進めていきたいと考えております。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** 7番、甲斐重昭君。

**○7番（甲斐重昭君）** 時間もあと10分ぐらいになりましたので、ちょっと先に進ませていただきます。

続きまして、町道の草切りでございますけれども、平成28年度の決算書を見てますと48路線に3,448万1,000円を支出しています。仮に平成30年度の当初予算は3,332万円と聞いております。昨年度、清和地区の緑川内の口集落から草切りが途中までで終わっていると連絡を受けました。どうしたのかと役場に問い合わせたら、人が住まなくなったので、草切りをやめたとのことでありました。内の口の方はあの地区は高齢者ばかりで、人が少なくなり緊急の場合は怖いので、滝下までおりにてきた。昼間は内の口まで出かけて仕事をしているとのことございました。

本来、町道の草切りは町が行うべきですが、余りにも全体の距離が長いので地元の道は地元で切ってもらっているのは理解しております。町道の草切りは不特定多数の人が通る幹線道路や距離が長く地元住民では切れない理由がある箇所、幹線道に準じる道路は町が切っていたと思います。高齢化率が高くなれば道路の草切りまでも容易ではなくなります。近年では高枝切りが地元ではできないので役場でもお願いしたいとの要望も出ていると思います。町民は道路がなくては生活ができません。草切りは減らすのではなく、少しずつでも対象を広げて住民の生活環境を守っていく必要があるのではないのでしょうか。

地元の区長にも連絡せず、例年と違う計画を立てるなら、これこそ高齢者の切り捨てになるのではないのでしょうか。建設課長の見解をよろしくお願いいたします。

**○議長（工藤文範君）** 建設課長、佐藤三己君。

**○建設課長（佐藤三己君）** 町道の草切りについてお答えをさせていただきます。

まず草切りの業務の委託の現状ですけれども、午前中の藤川議員の中でも申し上げましたけれども、町で管理する町道が1,035路線、951キロに及びます。このうち、草切りを町から業務委託している路線が50路線、総延長154キロで実施しております。委託している路線は1級町道を基本としてバス路線、生活関連道路として利用量、通行量の多い2級町道、その他の路線を対象に実施しているところです。

これまでの委託の実績ですけれども、先ほどちょっと甲斐議員のほうから示された金額とちょっと若干違ってますけれども、平成27年度で、これは事業費です。3,313万6,000円、平成28年度が3,531万7,000円、平成29年度で3,506万1,000円、本年度では予算としては3,300メートルでしたけれども、減らすわけにはいかないってこともあって、ほかの科目から流用して今積み上げた

ところ3,600万円を超える予算になる見込みです。事業費ベースでは増加傾向にありますけれども、延長の増減や燃料費、それから人件費の上昇による単価の見直しが主な要因でもあります。

これらの路線以外が議員おっしゃいましたように自治振興区の活動の一環として、それぞれ地区で実施してもらっているところですが、人口の少ない集落では高齢化が進み、集落単位での作業が困難な地域も出てきております。そういったところは町にお願いしたいという旨の要望も出てきている現状もあります。こういった現状とここでも限られた予算という言葉を使わせてもらいますけれども、町としてはこれまでどおり幹線道路と生活関連区間の範囲で実施していくこととしております。

先ほど滝下内の口線の話ですけれども、一方的にうちのほうでもうここまでということ切っ、地元で説明が足りなかったことはおわびしなければなりませんけれども、そういった利用者が限定される路線ではやはりこれまでどおり地元であったり、利用される方で実施してもらうようお願いしていかざるを得ないというふうに考えております。

**○議長（工藤文範君）** 7番、甲斐重昭君。

**○7番（甲斐重昭君）** やっぱり、生活弱者といいますかね、高齢者とか子供、女性の方が多いところはなかなか地元で活動としても厳しいものがございまして、そこらあたりの現状を見ながら極力やっぴりかゆい所に手が届くと言ったらいけませけれども、そういう行政の方向性をやっぴり考えてもらいたいというふうに思います。

続きまして、町営の清和グラウンドでございましてけれども、現況はクローバーが20から30センチに伸び一面を覆っています。到底グラウンドを使える状態ではありません。せっかくの体育施設ですが、人が使わないから管理しないのか、それとも使えないから使わないのか答えは明らかです。例え使用回数が少なかりょうが町の施設ならばいつでも使えるようにしておくべきではないでしょうか。

当初予算ではグラウンド除草管理委託料として29万円を計上してあります。しかし、この金額ではどこまで整備できるのか疑問でもあります。個人の宅地内の草切りでも年に五、六回は行わなければ草が伸び放題となります。

ことしの3月のことですが、清和の老人クラブがグラウンドゴルフを計画されました。通常3コースつくってコースを回るのをグラウンドが一部しか使えないので仕方なく1コースで行ったとのことでした。ゲートボールコートも4面ありますが、1面も使用できない状態です。

生涯スポーツとは誰でもスポーツに親しみ健康の保持や増進を図ることにより心の豊かさや老化を防ぐ目的があると思います。早急に皆が使用できるように改善していただきたいと思います。

また、当初予算ではトイレ便槽等改修工事費として240万円を計上されています。そして、今回の補正予算で85万円の増額補正がされる予定です。現在、男子便所、男子の大便所3カ所中、2カ所が、また、女子便所は5カ所中3カ所が使用不能です。これらは水道の凍結による被害と思われるのですが、冬場は氷点下10度を下回る日が年に数回あるので、この工事で抜本的な対策を講じることができるのでしょうか。

あわせて生涯学習課長にお聞きいたします。

**○議長（工藤文範君）** 生涯学習課長、工藤宏二君。

**○生涯学習課長（工藤宏二君）** お答えします。体育施設につきましては、高齢者の方を含めて町民誰もが自己の健康増進が図られますように本課としましては体育施設設備の充実に向けて、施設の環境整備に取り組んでいるところでございます。

ありました清和地区のグラウンド整備予算、これは毎年の29万円の予算でございますが、この中から清和グラウンド、朝日西部グラウンド及び小峰グラウンドの3カ所の除草を行っております。清和グラウンドの現状につきましては、野球の内野部分を外しました一面が雑草に覆われている状況でありまして、少ない体育施設費の持ち予算の中からも何とか整備に向けて検討をいたします。

それから、ゲートボール場が4面ありますけれども、全部の面が雑草に覆われている状況です。ゲートボール競技人口の減少あって特に清和地区や蘇陽地区での競技者がかなり少なくなったということで、清和地区にあるゲートボール場も自然と荒れてしまったと考えます。引き続きゲートボール場として利用するのか、あるいは清和グラウンド利用者対応としての駐車場等に拡幅するのかなど今後の利用につきましては、ゲートボール協会の意向もお聞きした上で検討をまいります。

また、清和グラウンドのトイレ便槽等改修工事として、当初予算で240万円を計上しているもので、これは三つある便槽のうち、漏水する二つの便槽を改修するものでございます。また、今議会補正予算で計上しております85万円につきましては、和式便器のうち手動レバーがおりている四つを改修するものでありまして、現場の状況から凍結が原因ではないと考えております。今回、この和式便器を高齢者利用にも優しい洋式便器に変える工事とするものであり、さきの便槽の改修とあわせて早急に施す予定でございます。

**○議長（工藤文範君）** 7番、甲斐重昭君。

**○7番（甲斐重昭君）** なかなか少ない金額の中で大変ではございますけれども、一生懸命また頑張ってもらいたいと思います。

最後になりましたけれども、起債のことでちょっとお聞きしたかったわけでございますけれども、なぜ起債のことを聞きたいかと言いますのは、やっぱり財源が少ないどうのという話がいっぱい出てきてまいります。そういう中でやっぱり今までの話の中ではほとんどが起債がつかない単独費でございます。しかし、その単独費をいかにして捻出するのかというのは、これはなかなか財政のほうで難しところではございますけれども、今の起債を借りておられるほかにその分の増額ができるのかどうかということ本来は聞きたかったわけでございます。総務課長も今度なられてなかなかそこあたりが難しいかとは思いますが、今の起債が限度額ぎりぎりまで借りておられるとは考えておりません。そこで必要なお金というのは今までの話の中でも2,000万から3,000万ぐらいのお金があればどうにかなるんじゃないかとそういうふうに考えております。そのそうならば、起債を今借りておられる——7億ぐらい借りますけれども、その中で満額でなければそこあたりで2,000万、3,000万の余分に起債を借りた上で、その分を一般財源のほうに回すような形で考えていかれたならば、少しはやっぱり住民の方々のその生活に直面した問

題に対して対処できていくんじゃないかなというふうに思っております。答弁はなかなか難しいところではございますけれども、財政当局としてその付近まで目を配りながら住民がよりよい町となるように、要するに本当に手の届く行政がやっぱり住民の生活に手が届くというような、そういう形でやっぱり頑張ってもらいたいというふうに思っております。

総務課長、1分で、できないならばいいですけど、できるならば一言お願いしたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** お答えいたします。

起債額といたしましては、いわゆる予算枠の考えではなく、必要な事業への財源充当と考えております。平成30年度の総額は繰り越し予算も含めまして13億1,200万ほどございますが、今後無秩序な起債は防ぎたいというふうに思いますし、必要な借入は行いながらも起債残高を考慮した健全財政は維持する側かなというふうには思いますし、積極的な財政支出は必要というふうに考えております。

**○議長（工藤文範君）** 7番、甲斐重昭君。

**○7番（甲斐重昭君）** はい、ありがとうございます。

1分になりましたけれども、何しろですね、やっぱりいろいろな新しいというか、収入を上げる政策というのは一番大事なものでございます。子供の数が少ないのでふやす、そこらあたりが一番大事なんですけれども、やっぱり高齢者が50%を越すような形に今なってきた場合、その方々がそこに住んでおって、やっぱり何かのけものにされるといような形にならないような行政というのは一番大事じゃないかなというふうに思っておりますので、どうか今後とも町長におかれましてそこらあたりも考えられた上で、本町が住みよい高齢者にとっても住みよい町となるようにまた頑張ってもらいたいと思います。

それではこれで終わります。

**○議長（工藤文範君）** これをもって7番、甲斐重昭君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩します。

---

休憩 午後2時0分

再開 午後2時09分

---

**○議長（工藤文範君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

9番、吉川美加君。

**○9番（吉川美加君）** 皆さんこんにちは。きょう最後の質問者となりました。9番吉川です。よろしくお願いたします。

早いもので入学式から2カ月がたちました。皆様の周りの子供さん方は様子はいかがでしょう。私も小学校に読み聞かせ活動をして約18年がたちました。毎週絵本の楽しさを共有しながら子供たちとの触れ合いを自分のパワーにさせていただいているところですが、子供たちを取り巻

く環境は田舎も都会も差がなくなっています。それぞれの特性や個性に寄り添いながら教育環境を考えることが必要な世の中となっているようです。

先日の日曜日「スマホ社会の落とし穴」と題した図書館講演会が開かれました。スマホは子供に対して百害あって一利なしを直接的に教えていただきました。視力への悪影響、体を動かさない、足が発達しないという悪影響、そして、脳の発達への悪影響が三つの大きな悪影響です。子供の生活に必ずしも必要でないスマホは取り扱い注意です。私も孫を持つ身として軽々と悪魔のプレゼントをしないようにと肝に銘じたところです。

5月、6月と各団体の総会がめじろ押しでした。私も幾つかの総会にお招きをいただきました。その中で先日開かれました山都町女性の会の総会では同時に開催された講演会で大分の観光特使、矢野大和さんのお話を伺いました。抱腹絶倒の内容でしたが、その中にも「あんたがおると助かる」という思いを大切に、笑って健康に暮らすことの大切さを見直しました。やはり家庭においては女性がキーパーソンようです。また、国政におきましては超党派の議員連盟が提出した政治分野における男女共同参画推進法が可決しました。先頭に立ったのは野田聖子総務大臣です。やはり女性大臣がいると世の中が変わるなど実感しました。世の中における男女の人口比は拮抗しており、世の中のルールを男性だけで決めるには無理があると思います。昨年の選挙で山都町議会は女性が3名という画期的な割合となりました。いろんな場所で「山都町はすごいですね、女性議員が3名ですか」とびっくりされます。多分、本町は女性の住みやすい町、つまり、子育てしやすい町、高齢者に優しい町になると思います。私もその一員として女性の視点でまちづくりに参画できるように今後さらに努力を重ねてまいります。

本日は通潤橋の復旧と今後の考え方について、また子供たちを取り巻く学校の環境整備を中心に伺います。通告を予定していました立地企業との懇談会につきましては、午前中に藤川議員のほうからもありましたし、また今朝の熊日新聞にも詳しく載っておりましたので、少々割愛いたしますが、きょうの通告の内容に従って質問台に移ります。

**○議長（工藤文範君）** 9番、吉川美加君。

**○9番（吉川美加君）** ただいま申し上げましたように、第1番目の通告にこの間行われました、5月の30日に開催されました立地企業との懇談会の方向性というのを持ってきておりましたが、本当にけさの新聞にも詳しくその経過、また今後の方向性も載っておりましたし、けさの藤川議員の質問のほうからもさらにあったところです。

それで私が1点だけ気になっていることを質問させていただきます。

ここにも書きましたが、地方創生アドバイザー、この方々の力を得るということは藤原課長のほうからも答弁があったわけなんです、1点気になりますのはこれらの方々への報酬をどのように考えていらっしゃるかということです。例えば東京事務所にいただく、例えばそのアドバイザーの方からいろんなお話を聞かせていただく、それが成果に結びついたときに出来高報酬というふうになるのか、その都度そういうことを決めてられるのか、そこら辺の話し合いがどういうふうになっているのかお聞かせいただけますでしょうか。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** お答えします。山の都地方創生アドバイザーにつきましては、要綱で定めておりますとおり報酬と費用弁償を確保しているところでございます。ちょっとまだ具体的な、どういう採用をしていただくかというのが具体的にこう出てきませんので、例えばこちらで会議をしますからおいでくださいというような場合には、報酬と費用弁償をお支払いするような形でアドバイザーの方にはお支払いをしたいと思っております。その他のある程度時間がかかる長期の取り組みについては、その都度ちょっと検討したいと思います。ちょっと今現在ではそのことはちょっと想定しておりませんので今後検討したいと思います。

**○議長（工藤文範君）** 9番、吉川美加君。

**○9番（吉川美加君）** ぜひですね、多分、午前中にもありましたようにこのアドバイザーの方々にも大変大きな力いただければいけないというふうに思っています。やっぱりそのところでぜひただ働きなどにならないように重々気をつけていただき、また、東京事務所については500万円という予算がついていますが、この間、突然としてあらわれたこのほかのお二方の、そのお二方といいますかね、お三方のアドバイザーっていう予算がどういうふうにつけられているのかというのちょっと疑問に思っていたところですので、今後ともしっかりとお願いしたいと思っております。ありがとうございました。

では、きょうの本目なんですけど、5月7日の豪雨によって石垣の一部が壊れました通潤橋のことについてなんですけど、通潤橋が地震で被災した平成28年4月の直後にも行われた通潤橋前のお田植え祭がことしも5月の27日に行われました。痛々しい姿の通潤橋の前でしたが、町内外からたくさんの方が集まり、田植えの前の田んぼに入り、サッカーやビーチバレーなど泥まみれで遊んでくださいました。当日みんなで植えた苗が秋にはしっかりと収穫できるように願いながら応援をしたものです。当日集まった人たち全員が1日も早い復旧・復興を願ったのは言うまでもありません。そこで今回の崩落に至った経過を28年度熊本地震からの復興計画も交えて御説明いたしたいと思います。事細かにではなく、簡潔な流れの中でお願いしたいと思います。

また、先日の熊日新聞にも報道されましたように地震の後の復興計画でその復興検討委員会ですかね、保存検討委員会だったかと思っております。地震の後のその計画の中で地震前からわかっていた膨らんだ部分をなおしたらどうなのかという意見もあったかのように書いてございましたが、その委員会の中では文化庁あるいはその検討委員会の中でこれが最善だということを当時町長が判断したのだということでしたが、その部分の方針を決めたことについてもどのようにそれが正しい方向性であったのか、現在は崩れてしまったわけなんですけれども、その点について、まずお伺いします。

**○議長（工藤文範君）** 生涯学習課長、工藤宏二君。

**○生涯学習課長（工藤宏二君）** お答えいたします。簡潔に28年のときからの経過と現況について簡単に御説明します。

平成28年熊本地震によりまして橋上の通水石管が継ぎ目の目地漆喰が破損して木管の一つにアリの腐食被害も見つかりました。工事の中ですけれども。震災後は文化庁をはじめ専門有識者ですとか、地元関係者を構成員とします通潤橋保存活用検討委員会での復旧に向けた協議をもとに

工事を進めておりまして本年中の復旧工事完了を目指しておりましたが、先ほどありましたように5月7日12時10分ごろに右岸上流側、壁石垣の一部が崩壊しました。落石した石はのり面や川岸のほか、川の中に落ちたものもありましたけれども、その後、落石しました94個の石、全てを回収をしております。

今回の一部崩壊直後から雨水の流入を防止するための水切りですとか落石拡大を防止するための単管による押さえを施し、現在までに現場の安全性を確保するための崩落面への金網モルタル吹きつけを終了をしているところでございます。これが経過と現況でございます。

それから、これまでのその回答におきましての広報等につきましてのことを踏まれてきたわけでございますけれども、通水石管の漆喰、目地ですね、これにつきましては、10回ほど通水試験を行いながら、そして、ほぼ終了したところでございますが、もう一つの被害の中に上石垣のはらみ出し部分がございました。これを当初の検討委員会等の中で手すり石の部分、いわゆる上の2段までの分ということでしたところでございますが、その理由については、三つございませけれども、そもそも通潤橋につきましては全国にもここでしかない特異な構造を持つ石橋でございます。それは国の重要文化財であることですからその高い価値を損なわない内容と方法をとることを前提として議論が進められました。修理による改変の範囲を最小限とすることが全ての文化財修理における基本的な考え方でありまして、緊急性が認められる場合のみに取り扱おうと、ほかまで触るという対応とすることとされております。その上で今回の山都町の通潤橋のはらみ出し部分の修理についての今回2段までとした理由は次の三つでございます。

まず、一つ目に地震以前からのはらみ出しにつきましては、長い時間をかけて、年月をかけて変化したものでありまして、緊急な対応が必要でないと判断し、地震による変異のみの部分を対象としたところでございます。これは地震前三次元のデータ計測をしたところですが、平成22年と平成25年、この2回やったときの三次元の計測、それから、地震が発生した直後から平成29年の3月までのおおよそ1年間ですけれども、それまで5回の同じく三次元計測をした結果、その前と後いずれも誤差の範囲内で変化がほとんどございませでした。そうしたことから判断でございます。

それから、二つ目といたしましては、石垣の耐震性能や強度につきまして診断方法ですとか、明確な基準とかは定められておりません。よって科学的な検証が非常に困難な部分がございます。このことから橋の本体構造とされる上から3段目から下でございますが、下の石垣部分につきましては、非常に賢固にかみ合いながらはらみ出しているところですが、それにもかかわらず震度6弱の地震でも崩れていないということが二つ目の要因でございました。

それから、三つ目といたしまして、3段目以下の石垣につきましては、過去の修理工事においても扱われた事例がなく、非常に価値が高いということが言えます。過去の修理履歴におきまして昭和46年、最初の大規模な工事をしたときでございますが、に行われましたときの手すり石の一部を手前に引き戻す方法をですね、左岸側の上流でございますが、そこでとられておるところでございます。

以上の三つの観点から委員会の中で、これはそのまま2段積みまでを修復するという決

定したところでございます。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** 9番、吉川美加君。

**○9番（吉川美加君）** 御説明ありがとうございます。つまり、やはり今回の崩落の原因は今から調査ということになるのかもしれないけれども、その後のといいますか、地震後のですね、いわゆる今課長から御説明があったそのいちいちについて、やはり町としてはしょうがなかったことなんだと。今回本当に崩れてしまったわけなので、その間に何か防ぎようがなかったのかとか、そもそもはらみ出していた部分を重要文化財であるために扱えなかったというふうなさまざまな事情があるかと思いますが、やはりこの部分については、今後の本当に課題だというふうに思っておりますので、もう少し質問を重ねていきたいというふうに思います。

また、今回の崩落なんですけれども、町の方々の反応をさまざま聞かせていただけてきますと2年前の熊本地震でだーっと水管がだめになってばーっと水が漏れてああ通潤橋どうなるんだろうというふうにみんなが心を痛めたときよりも数段大きなダメージを味わってらっしゃるわけなんです。といいますのも当時は大きな大きな熊本地震というのがある中で、熊本城もそうでした。阿蘇のあの大橋もそうでした。さまざまなものが本当にどんがらがっちゃんといひっくり返った中で、みなさんが痛みを分かち合いながらそれぞれの身の回りの被災からの復興に向かって動いていたところなんです。未だ復興ができていない田畑や商店の修理等々ありますが、通潤橋は復興のいわばシンボルでした。復旧工事も着々と進んで、年末までには終了し、また、来年からは放水もできるような明るいニュースもあった中でしたからその落胆はもう半端ないわけなんです。

一つ思いますのは、そういった中で、直後の役場のマスコミ報道といいますか、対応にもあったんじゃないかなというふうに思っています。そのさまざまないわゆる風評被害の部分ですね。例えばあれが壊れたことによって、工事が手抜きだったんじゃないとか、あるいはあれがもう夏には水が出るはずだったのにそれに向けて着々と投資をされてこられた町中の人たちはとてもがっかりしてらっしゃって、つまり、山都町にはしばらく行けないんだなというふうな思いが出てきたのが、やはりマスコミというか、各メディアに直後、本当に通潤橋の復興は見通しが立たなくなったという記事がほとんどでございました。山都町の通潤橋は当分だめになったんだなという思いが広がり、観光業界、そして、もちろん経済のほうにも、それから農業者のほうにも大変イメージを町全体のイメージの低下を呼んだんじゃないかというふうに思っています。

先ほどの経過説明にもあったように国指定の文化財であるがゆえに、いやそれはとても大事なことなんですけれども、町の大事な宝であるというふうな通潤橋に対しての意識が低かったんじゃないかというふうに思うんですが、そのマスコミ対応について町長か、総務課長かちょっとお返事をいただけますでしょうか。

**○議長（工藤文範君）** 町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** お答えします。マスコミ対応につきましては、教育委員会とも相談をしながらあのようなプレス発表をさせていただきました。工事のまだ復旧の時期がわからない。これはもう当然でありますし、わからない分をわからないと言ったわけでありまして。落石の数も

わからない、どのような工法であるかもわからない中で、期日の設定はできないというようなことであるような発表をいたしました。

これにつきましては、もう今先ほどありましたように保存に関する検討委員会の部会を29日だったか、先月開いた中で、早急に崩落の原因と今後の復旧に対する取り組みのスケジュール等、まだスケジュールは出ておりません。あと、診断をし、測量をし、どのような形で復旧工事をするかを検討を早急にしていくというような形でありまして、来年度、今年度の災害復旧事業は国のほうも見てもらったというようなことでありますので、それに向けた対応をしていきます。これはもできるだけ早くという思いであります。震災直後、観光協会の会長、商工会の会長も来ていただきながらそのような話もしたところでありまして。風評被害、また、観光業への大きな打撃があると。私も十分承知をしております。しかしながら、通潤橋に頼りだけの観光行政ではいけない、観光業ではいけないと。いろんな山都にはたくさんの観光施設があり、いろんな分を総合的に勘案をしながら観光事業は考えていかなんかという思いであります。

おかげさまで先般も先ほど議員からありましたようにお田え植祭、泥んこ祭、そして、新茶祭、その前には山都でしかのメンバーによりますディナーをしていただきました。全て通潤橋復興に向けたイベントというような形の中でしていただきました。これは今後、観光協会も含め、商工会の人たちもそのような形の中でいろんなイベントを催していただきながら復旧・復興に向けた取り組みを全町挙げてしていきたいという思いであります。

町の取り組みが甘かったと言われれば、甘かったつかもしれませんが、あの崩落について防ぎようがなかったのはもう事実でありますし、また、崩落したのも事実でありますので、これを真摯に受けとめながら、痛みは私だけでなく、町民の皆さんだけじゃなく、県内どこに行きましても大ごつな、大変だと。また、全国各地から励ましの電話だったり、心配の電話がたくさん報道があつとるのも事実でありますので、踏まえながら早期な復旧・復興に向けた取り組みをしてまいります。

**○議長（工藤文範君）** 9番、吉川美加君。

**○9番（吉川美加君）** マスコミ対応は本当に大事だというふうに思います。見通しが全く立たないという中でももっと明るいコメントを出していただきたいかかったというふうに思っております。

そして、また今町長の中にあります通潤橋頼りじゃいかんよねということもわかる一方、でもやっぱり通潤橋しかないというか、通潤橋に頼ってきた我が町の歴史がありますし、通潤橋なしにはこの町の観光は考えられないというところも重々お考えの上、今後の対応をぜひ前向きに進めていただきたいというふうに思っております。

今後の通潤橋の考え方について伺いたいのですが、このタイミングで文化財保護法の改正が発表されております。来年4月に施行される予定ですが、今まで保護の観点から守られてきた文化財を地域振興に役立て、一部の権限を地方自治体の首長に委ねるという改正内容です。今まで文化財保護業務は教育委員会が直接管轄しておりますが、今後は他の部署、商業や観光の立場のほうにも保存、活用する幅を広げることが、議論に入れることができるようになるようです。

通潤橋は国の宝であることはもちろん大切なことです。しかし、今回のように急な手当を必要とするときにできえ、国にお伺いを立てなくてはならない実情はどんなでしょうか。例えば目の前でけがをして、痛い、痛いと言っている子供にばんそうこうも張ってやれないというような状況と似通っていると思います。一体このけがはどこから、どこが原因で発生したのか。どっちの方向から矢が飛んできたの、あるいはどっちの方向にこけたからこんなすり傷になってしまったのか、そんなことをいちいち検査しなければばんそうこうの手当ができないというふうな状況なのではないかというふうに思っています。

町中の人にとっては我が子のようにやはり毎日見ているこの通潤橋が崩落したときに、まさにそんな心境だったんじゃないかというふうに思うんです。石ころ一つあの当時は拾い上げることができませんでした。この法改正によれば、自治体は文化財の保全と活用に関する地域計画を策定しながら国の認定を受けることにより文化財に対する取り扱いの一部が町に移譲されるというふうに理解をしているんですが、その認定に関し、町はどういうふうに取り組むべきだと考えていらっしゃるのでしょうか。

幸いなことに我が町には優秀な学芸員がおります。通潤橋のことを隅から隅まで理解しております。そして、石橋を専門に手がける業者がいます。そのメリットを生かしながら、ただの飾り物、置物のような文化財ではなく、いまだに生き続ける文化財としての通潤橋の観点ということが必要かと思えます。見解を伺います。

**○議長（工藤文範君）** 生涯学習課長、工藤宏二君。

**○生涯学習課長（工藤宏二君）** お答えいたします。今、議員からありましたように文化財保護法の一部改正がありまして、その今回の改正の大きな一つの中に通常、国指定の重要文化財を現状変更する場合には、これまで国の許可が必要でございましたけれども、その国の許可から簡単に言いますと国への届け出ということといいと、可能になったということの改正の点が一つあります。これにつきましては、その自治体等で通潤橋保存活用計画を策定して、その中で文言を現状変更するときは届け出ということが文化庁のほうで承認されたらば、そのことが生かされるということになるんですけれども、山都町におきましてはこの通潤橋保存活用計画を平成27年3月に策定をしております。それに基づいて現在もこの今回の災害復旧もそうでございますが、現状変更するということで、今回もそうでございますけれども国の許可を申し上げて、許可をいただいてから工事を進めているところでございますけれども、27年の3月に策定しましたその活用計画をもとに通潤橋保存活用委員会を開催しながら協議を図ってきたところでございます。

今回の法改正によりまして、今後は国への届け出でいいんじゃないかという見方がございますけれども、あくまでその27年3月に計画いたしました活用計画については、その文言の中に山都町においては今後、文化庁への許可をもとに、今後それは価値と活用を高めていくというふうなことを文句文言しております。ですので、今後この施行が平成31年4月からとなっておりますけれども、全国の自治体でも重文を抱える自治体等におきましても、おそらく山都町と同じような許可制ということに今なっておりますので、これを修正して今後国への届け出ということにですね、修正をしながら、その文化庁の承認を得て進めていく必要があると思っておりますので、今後はそ

うした手続が必要と思われます。

**○議長（工藤文範君）** 9番、吉川美加君。

**○9番（吉川美加君）** ぜひですね、先ほども申し上げますように地元業者がいない、あるいは専門家がないというならまだしも、地元でそういう協議をする人がいる中で、やはり今回のように救急な場合にいちいちその許可をとらなくてはいけないじゃなくて、届け出制に変更ができていくような今後の取り組みをお願いしたいと思います。

それで本当にこの通潤橋というのは今もう本当これ以上言うまでもないですが、国の大事な大事な重要文化財です。そのことにはもう本当に変わりがないと思っているし、乱暴な見方をする人はひょっとするともうそがんやかましかならばもう重文を外せばいいやないかと思われる方の中にはいらっしゃるかもしれない。しかし、そういうことではないと。やはりこれは昔から大事に私たちが引き継いできた文化財であり、今後この布田保之助さんが164年前にここにかけられてから今日まで、そして、これからまた100年後、200年後に町の宝として残っていけるような観点で私たちは取り組んでいかなくちやいけないと認識はしております。

そこでやはり文化財の保存という観点から教育委員会の一辺倒の管理体制ではなく、観光施設としての面、そして、農業施設としての面、そういったことから今回のような非常時に役場内にも通潤橋プロジェクトチームみたいなのを立ち上げたらどうかというふうに私は考えております。教育委員会にもう本当完全に、言ったら、預けるのではなくて、いろんな観点から協議をすべき町の宝であるというふうに思っております。

そういうことを考えながらですね、また、今一度ここでやはり立ちどまって、こういう決まりだからとか、こういう委員会ができておりますからということではなく、やはり今一度自分たちの宝として考え直す時期ではないか。これは今回の崩落によって通潤橋がそういうふうに私たちに投げかけているんじゃないかとさえ思えるくらいです。

今回のことは通潤橋という直接的な対象がありますが、御存じのように通潤用水と白糸の棚田の景観というものは重要文化的景観にも選定されているところです。これらを含んだ文化財のあり方を深めなければならない時に来ていると思います。

地震からの復旧工事が進み始めた棚田の修復にも単純にブロック積みをしていくというふうな工法が取り入れられては景観を壊すことになると思いますが、その点も含めて今後のこの通潤橋及び通潤用水、そして棚田の景観に取り組む。そして、先ほどちょっと申し上げた今回の法改正、そこら辺を全部ひっくるめたところをですね、町長の見解をお伺いしたいんですが。

**○議長（工藤文範君）** 町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** お答えします。まずはその前に石ころも上げられなかったという言葉でございましたが、何百キロもある石ころは上げました。前の日に担当者、教育長はじめ5名、私の部屋に来ていろんな議論をしました。その中で全然着工はできんという話でありましたので、五老ヶ滝まで石ころが流れたっちゃよかかいという話をしました。そしたら、その前に学芸員はいろんな想定をしながら案も持っておりました。幾らかかるかと金額も言いましたが、誰がその金額の決定をすとかというお話をした中で、早速、文化庁にもおそらく話をしたと思っております。

ますが、石の引き上げが実現をしました。何も全て県の文化課、文化庁からの言いなりではなかったという思いであります。あのとき、あのような決断をした中で、石が引き上げられて今あります。きのうの報告ではもう通潤山荘の駐車場まで早いうちに持っていきますという話でありますので、そのような形の中で石の引き上げはいたしました。先ほどありますようにばんそうこう的なことは生きているあの現役の通潤橋をするわけにはいきません。例えば悪かったんじゃないかなという思いであります、やはり後世に長く残すためには、しっかりした期間と経費をかけた中で進めてまいります。

先般、熊本城修復の責任者であります先生の話をして1時間ほど聞き、後で15分ほど2人でお話をしました。熊本城の石垣については、20年、30年を持った大きなスパンの中で、面積からすればまた何百倍もあるわけでございますので、そのような方もいたし方ないかなという思いであります、通潤橋も技術者の方に聞けば大変非常に難しい工事になるという話でございます。そのためにも今度の検討委員会、部会には地元の方、建設の大手の方にも行ってもらいたいと先般の検討部会にも私も初めから最後までおった中で、先生方ともそのような話もしておるところでございますので、今後またいつ何があるかわかりません。地元の業者の方々が技術を伝承しながら通潤橋を守っていただくためにはやはりしっかりした技術者を連れていかななくては行けないと。先般もその先生と話した中でも、石工の養成講座の話等々もしながら先般していただいたところでございますが、熊本城はまだそこまでいっとらんと。石をどのようにして撤去するかまでというようにございまして、そういう方々との議論をしながら進めてまいります。

それでまた今、ありますように棚田の景観、また、22年、まだ10年もならないうちの指定を受けた部分でございますので、これについてもいろんな意見も聞きながら、特に創作的復旧もという思いで今農林課とも話をしておる箇所もあるわけでございますので、そういう分を含めた中で、単なる石垣積みでの復興・復旧でいいかなという部分も含めながら、しかしながら農家の方々にとっては早い復旧をと。田んぼにつきましても、そういう部分もありますので、これはもう地元の方々とも協議をしながらやっています。

**○議長（工藤文範君）** 9番、吉川美加君。

**○9番（吉川美加君）** ありがとうございます。きょうといいますか最近の話題の中には本当に高齢化というふうな危機感がすごく大きいわけなんですね。で、今、町長もおっしゃいましたようにいろんな意味でその復旧・復興作業が高齢者の方々にどれだけの負担を及ぼしているのかというようなところもあると思います。なので、この重要文化的景観というふうな中におきまして、そこでこう働いて本当にその日の暮らしを立ててらっしゃる方にとっては一日も早い復旧、そこにはやっぱり現代工法も仕方がなんだろうというふうなこともあると思います。その兼ね合いが大変難しいのではないかなというふうに私も察します。なので、単純にこっちがいい、あっちがいいではないんですが、やはりこの新しい法の中で、もっと柔軟な対応がどっかにかやっぱりこう着地点を見つけていくような政策が必要ではないかなというふうに思っておりますので、重々そこら辺もお考え合わせの上、今後の通潤橋周辺の開発というか活用保全については考えを深めていただきたいというふうに思っております。どうぞよろしく申し上げます。

そして、最後に本当もう今回見通しが立たなくなったと言われます放水スケジュールなんですけれども、もちろん、まだ先ほどの答弁から図りますと、具体的な復興へのその橋の普及へのめどは立っていないというところですけども、あの崩れた部分と石管、その通水をする部分が連動しているかどうかというふうな、そのの工事をしながらでもこっちの放水ができるのかとかそこら辺の見通しも含めてというか、見通しは立たないというふうなことが大前提だとは思いますが、やはりこの町の宝、そして、みんながこれがなくてはやはり生活が立っていかないんだろうというふうな皆さんが落ち込んでらっしゃる中で、やはりこの放送を通じてでも町長からもっと力強い前向きなメッセージをいただければ幸いかと思うんですが、いかがでしょうか。

**○議長（工藤文範君）** 町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** 前向きに取り組みます。しかしながら期日の設定ができないのは事実であります。できるだけ早くという分しかないわけですが、そのような取り組みをしてまいります。

**○議長（工藤文範君）** 9番、吉川美加君。

**○9番（吉川美加君）** ありがとうございます。ぜひですね、最近、とっても熊日のリリースが早く、そのうちばーんって熊日に放水の見通しが立つかもしれませんね。よろしくお願ひしたいと思います。本当に町の宝だと思っておりますので、ここがなければ清和、蘇陽のほうにもお客さんが流れないんじゃないかというふうに思っておりますので、本当、町の最重要課題として取り組んでいただきたいということを最後に申し添えます。

次に、教育問題のほうを教育長にお伺いいたします。就任されて2カ月がたちました。町内の小中学校へ訪問されたことだと思いますが、それぞれの学校が抱える課題も把握されておりますでしょうか。通告した項目をまとめながらちょっと質問していきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

不登校児をケアする適応児教室を通称やまと教室というのですが、私が通告書の中に「やまと学級」というふうに書いてしまいましたことについてここで訂正させていただきます。

まず、全体の数から見たら少数であろうと思われる特別支援学級や今のような不登校児に対するこう思い、児童生徒のことに対する対応をどのような思いを持ってらっしゃるかまずお聞かせください。

**○議長（工藤文範君）** 教育長、井手文雄君。

**○教育長（井手文雄君）** 山都町は御承知のとおり少子化だという、課題と捉えますとマイナスのイメージですが、それだけ貴重な一人一人の子供だと思います。その子供たちが健全に1人残らず、そして、自分の夢を持って育ってくれる、そして夢の実現に向かって頑張ってくれるそんな姿のために教育委員会としましても学校と連携してしっかり取り組んでいきたいと思っております。

ただ今、一生懸命学校あるいは教育事務所とも連携をしながら実態の把握、そして、課題の解決に向けた取り組みをとり始めているところがございます。今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** 9番、吉川美加君。

**○9番（吉川美加君）** ありがとうございます。先ほどですね、冒頭に私がお話したメディアのスマホ社会のというふうな講演会の中の先生の話も教育長も聞いてらっしゃったと思うんですが、50年前からすると子供の数が半数になっていると。やはりその一人一人を大切に育てていかなければもう未来はないというふうな話もされていました。この点は本当に共有しながら、本当に少ない子供たちの数ですので、私たちも協力しながら子育てをしていきたいというふうに思っていますが、このような少数的な事案に対して学校及び教育委員会はなかなか情報を開示しないんじゃないかなというふうな印象を持っています。

もちろん私たち個人でさえ家庭内のいろんないざこざを外に出したくはないのが正直なところですが、しかし、先ほど来ありますように少子化が進んで一人一人を大切に育てていきたい気持ちから考えると情報をもっと共有して、何か助けになることがあればしてあげたいと思うのが人情ではないかなというふうに思っています。

これらの情報がある程度知り、その個別の情報を私たちに渡せと言っているのではもちろんありません。情報の一番ははじめの問題、そして学級崩壊の問題、そして学力の問題、このようなことはなかなか外に聞こえてこないことです。これらの情報がある程度知りながら何かかわれることがあるかもしれない、いわばおせっかいな精神なんですけれども、このおせっかいがどの程度まで許されるんだか、教育長の物差しを教えてくださいなというふうに思っています。

前教育長のときに各小学校にコミュニティスクールを展開するよというふうなお話を推進されていらっしゃったんですが、地域のコミュニティスクールに参加しようという人たちは大体において地域のおせっかいやきなんですね。そこら辺の認識といいますか、おせっかいがどの程度許されるかなというよなところの見解をお願いいたします。

**○議長（工藤文範君）** 教育長、井手文雄君。

**○教育長（井手文雄君）** まずは積極的に教育あるいは子育てにかかわっていただくというよな御発言をいただいて大変心強く思いました。

もちろん学校には児童生徒の氏名をはじめ、さまざまな情報があり、その管理は学校への信頼や教育活動への影響という点からも重要であります。個人の特定による悪影響とかあるいはマイナス情報のひとり歩きとか学校間の単純な比較とかあるいは傍観的な環境の中での情報提供には注意を要すると考えています。

特にネット社会では不特定多数に伝播して、取り消しや訂正ができない点をなどにも配慮が必要だと思います。学習学力調査結果等についても実施後の指導に生かし、児童生徒の学習事項の定着など学力向上の目的のためにのみ活用しているよな事例もございます。

皆様と一緒にその学力向上とか生徒指導などにその問題あるいは課題解決に当たるその状況の改善と一緒に取り組む、そんな主体者となり得る方に対しては必要な情報提供は教育委員会あるいは学校長と相談の上、提供し、そして、一緒に育てていく力をいただきたいという気持ちであります。

**○議長（工藤文範君）** 9番、吉川美加君。

**○9番（吉川美加君）** ありがとうございます。私たちも本当におせっかいながら学校の教育問題は非常に関心が高こうございます。そして、また、あすはそれぞれ矢仁田議員から西田議員から学校関係のこともあるかと思しますので、しっかり聞いていきたいというふうに思います。

この中で不登校児について本町ではやまと教室というものが展開されているんですが、矢部、清和、蘇陽の各地に教室を用意されております。その指導に当たる人が現在は1人です。しかも嘱託職員だと思います。何せ我が町は広いので三つの教室1人で回るのは大変限界があります。ただ、今補正予算で予定されていますが、1人増員と知り、一安心しているところです。しかし、やまと教室への希望者が増加した場合どのように対応していかれるのでしょうか。もちろん不登校への対応はなければならないほうがいいのかもかもしれません。しかし、不登校にもさまざまな理由があります。いじめが原因かもしれない、先生との関係が問題かもしれない、もっと個人的な内面の問題かもしれない、不登校という年間の規定、この定義としては年間30日以上を学校に来ない人を不登校というふうに言うらしいですけれども、そういう30日という物差しにはかかわらなくても、現在この山都町にどのくらいの人が不登校という実情になっていらっしゃるのか、その傾向があるのかというふうなことの対象の傾向にあるんじゃないかというふうな人をどういうふうにして救い出されて、拾い出されて対応を今図っていらっしゃるのかその辺を具体的にお聞かせください。

**○議長（工藤文範君）** 教育長、井手文雄君。

**○教育長（井手文雄君）** 各学校を通じまして不登校等につきましても、定期的に数字等の把握、そして、原因等も可能な限り把握を行っております。それは集約して県ぐらいのレベルになりますと色々な広報等もされているかと思えます。

本町におきましてもその調査結果によりますと小中学校合わせますと十数名程度の、29年度の学校に行けずに長期に休む子供さんが10名ちょっとということでした。そういった中でも教育の機会を確保するという法律が施行されまして、学校でも一生懸命その解消あるいは楽しい学校づくりに努めているところでもありますけれども、それでも登校が困難な児童生徒に対しましては学習の保障の場として適応教室、やまと教室を28年度の8月から開催してきたところでございます。

昨年度は中学校に配置したその支援員1名で教室に配して、矢部教室、蘇陽教室で対応をまいりました。中学校3年生の教室で進路の決定に向けて学校と連携して支援を行ってきました。学校が中心であるということには変わりはありません。しかし、長期不登校で自宅に引きこもり昼夜逆転だったような状況の子供さんもこの基本的な生活習慣の改善が見られて、学校の教室へ入室可能になったという事例や別室登校が可能になった。そして、進路学習に至ったという事例もございました。

本年度はさらにやまと教室に社会福祉士の資格を持つ専門指導員を配置して町のスクールソーシャルワーカー、SSWと位置づけ、学校や上益城教育事務所のスクールカウンセラーやそのSSWと連携しながら取り組みを進めており、学校が抱える問題に主体的、機動的なかわりを持ちやすい体制をとっているところでございます。

保護者の認知度も上げるために年度初めにはチラシ等を配り、その掘り起こしや教育相談を受ける機会を啓発しているところでございます。

今回も補正予算でその強化費につきまして、150万円を計上させていただき、その広域にわたる部分あるいはその専門的な連絡に当たる時間のその保障しますといたしますか、その開設地での支援に当たる指導員等の確保につきましても、予算をお願いしているところでございます。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** 9番、吉川美加君。

**○9番（吉川美加君）** ありがとうございます。情報の開示は大切なことであって、情報を共有することで事件や事故を未然に防ぐこともあるかもしれませんので、今後ともよろしく願いたいと非常に思います。

それから、次に、このいよいよもう1年を切りましたが、毎年4月からの小学生の部活動が社会体育に移行する件について伺います。

私は以前から質問を重ねているわけなんですけれども、ただいまの現在作業の進捗状況はどうなっていますでしょうか。まず、そこから伺います。

**○議長（工藤文範君）** 教育長、井手文雄君。

**○教育長（井手文雄君）** 小学校におきます部活動が平成31年3月末をもちまして終了いたしますことは既に皆様にも、そして、町内の皆さんにも周知してきたところでございます。これまでも各学校を訪問しての意見交換会やP T Aを参集しての検討委員会の中でも保護者の皆さんからの不安や要望に応えるようなことに努めてきているところでございます。

幸いといいますか、現に山都町内には17の既存の社会体育スポーツ団体等が活動してもらっています。その活動の場が新しいその社会体育の場として有効に機能する、そんなことができるように教育委員会としてもその条件整備等には努めてまいりますし、今般もまたその指導者側の代表の方々の会を設けるなどして円滑な社会体育への移行に努めているという現状でございます。

**○議長（工藤文範君）** 9番、吉川美加君。

**○9番（吉川美加君）** 今、教育長のほうからもおっしゃいましたようにこの現社会体育の拾い上げはやってらっしゃるといふふうにアンケートをとったり、うちの主人も一応そういったことをやっておりますので、アンケートが参りましたのでわかっておりますけれども、この他の放課後の過ごし方としましては、体育だけではないというふうに思っているんですね。この際、いろんな過ごし方があると思っていて、やはり個別に運動がしたい子はもちろんすればいいんだし、帰りたい子は帰ればいいんだし、でも帰りたくはないんだけどどっかにやっぱり集う場所が欲しいと思っている子もいるかもしれない。山都町を見てもみますとなかなか文科系のクラブはないです。本当に矢部中に吹奏楽があるとかそういうことではないでしょうかと思いますが、そういった音楽を楽しむあるいはその絵画を楽しむ、そういった、あるいはもう一つ私が思うのはこの町でするのでできることだと思っただけで農業クラブとか、そういう子供たちの農業クラブとかを立ち上げるとか、そういったふうなこともなくはないんじゃないかなというふうに思っているんですけ

れども、こういう文化系のクラブの掘り上げというのは考えてらっしゃるかということをお伺いします。

**○議長（工藤文範君）** 教育長、井手文雄君。

**○教育長（井手文雄君）** 部活動の終了に伴います関係で把握しております中では、音楽部として1校の学校に活動の実態がございます。ただ、こちらも体育、運動部活動関係と時期を合わせて終了を予定するということで進められていると伺っております。

ただ、音楽の楽しむ活動というのは学校内で工夫をして行いますし、もちろん運動、スポーツに関しましても普通の授業の体育でありましたり、学校の教育活動の中でさらにその運動量とか楽しさを保障する活動に努めていくということは変わりありません。

また、文科系ということでは本町内には太鼓でありましたり、ミュージカルあるいは習字、そろばん、ピアノなどいろいろな趣味や興味に応じた民間の活動が幾つかあると思いますので、そういったところも広く紹介をしたり、あるいは何と申しますか、興味を喚起するようなそういうところにも努めて豊かな時間と申しますか、運動や文化で豊かな時間が過ごせるようなこと環境充実には努めてまいりたいと思っております。

**○議長（工藤文範君）** 9番、吉川美加君。

**○9番（吉川美加君）** はい、ありがとうございます。ぜひそちらのほうも進めてください。

今おっしゃったように学校で十分にやっているからってということになると放課後のことはもう考えなくてもいいわけなんですよね。じゃなくて、やはり放課後の時間をこう有効にそれぞれの子供たちが過ごせるようにというような方策を考えていただきたいというふうに思います。そして、何よりも私の心配は交通の便です。この間、町の交通網形成については、会議が始まったんですが、そのときに2カ年かけてこの計画をつくるという説明でした。それでは、子供たちの来年の4月の足には間に合わないというふうに感じたところなんです、教育委員会としてはそこら辺のサポートはどういうふうに考えていらっしゃいますでしょうか。お願いします。

**○議長（工藤文範君）** 教育長、井手文雄君。

**○教育長（井手文雄君）** 山都町広範囲にわたります部分、それから、いろいろな条件等を勘案して考えますときに、それから、現状として社会体育の活動等も考えますと原則としては放課後の活動となりますので、保護者の責任、管理のもとで移動、参加等に当たるというのが基本かと思えます。今、議員御質問の件は既存のコミュニティバスやスクールバス等の活用の可能性についてのお話かと伺いました。これもその利用が可能なものにつきましては、しっかり連携をとってまいりたいと思えますし、改善によって何か工夫するところがあるかないか、そういうところも可能な限りでは検討して進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** 9番、吉川美加君。

**○9番（吉川美加君）** 放課後については、保護者の責任ということは重々承知しておりますが、現実問題とはずれがありますよね。放課後の3時や4時に親は迎えに行けないわけなんです。なのでそこら辺を公共交通を通じて子供たちが豊かな放課後を過ごせるようにサポート、ぜひ積極

的に考えていただきたいと思います。

最後の質問にまいります。閉校した校舎・園舎の利活用についてなんですけれども、矢部地区の小学校統廃合計画によって、また来年度から御岳小学校が閉校となります。また、新たな遊休施設が誕生するわけなんですけれども、廃校舎の利活用を進める際に一番大きな問題が老朽化に伴う水回りの改修です。このたびは閉校して長い、白糸第一小学校跡地もサテライトオフィスなどに転換していく調査費用が計上されておりますけれども、町の財産としてどの程度まで改修されるおつもりなのか。また、これまでの施設についてもさらに有効利用しようとするれば水道管の布設がえとかトイレの改修などが緊急の対応を迫られているところではないかと思えます。使ってくださいとは言いながら、老朽化に伴ってトイレが先ほどの話にもありますように、一つも二つも使えないというふうなことであれば、使いようがないわけですね。なので、こちら辺は今まで町の財産として管理をしてこられたそういった保育園や小学校というものに対しての他の使用に対する、移譲していくための責任ではないかなというふうに思っているんですが、どの程度の改修の見込みを今後活用していくについて、心づもりをお持ちなのかお伺いしたいと思います。総務課長です。

**○議長（工藤文範君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** お答えいたします。閉校、閉園した園舎の利活用ということございますが、御指摘のとおり今後も経年劣化が非常に心配されておりますし、それに伴いまして維持管理がかさむことは必然でございます。

契約上は物件の維持、修繕、改良、その他事業に要する経費につきましては、借り手側の負担ということでお願いをしておりますが、特に学校関係で申しますと校舎と体育館が隣接して、設備等も共有しているため、現状としましてはケース・バイ・ケースで町側で修繕を行っているところでございます。

なお、個別の事案につきましては、それぞれ利用団体と相談をさせていただきたいという方針でこれからもいきたいというふうに思っております。

**○議長（工藤文範君）** 9番、吉川美加君。

**○9番（吉川美加君）** もちろん利用者方、いわゆる受益者負担していくことはよくよくわかっていて、私も朝日小学校を長い間管理をしてきましたので、その折ごとに総務課と相談しながら負担をしていったところなんです。しかし、本当にどうしようもない、うちも今使えないトイレがかなりありますし、本当に大きな改修というときには地元団体ではどうしようもない、企業さんとかが借り受けしてらっしゃる場合にはまた違う問題かもしれませんが、地域で見守っている場合には本当に財政に限りがありますので、そこら辺はしっかりと地元団体と話し合いを積極的に進められて、言うてきた場合だけに応じるのではなく、やはり役場側も積極的にそういったところの調査とそれからアンケートあたりですね、今後、この校舎をこの園舎をどういうふうに使っていくのかって、今後の見通しをしっかりと立てた上での改修の計画を立てていかれたらどうかというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

**○議長（工藤文範君）** 総務課長、荒木敏久君。

○**総務課長（荒木敏久君）** 今後につきましては、いわゆる施設の使用形態ですね、どの範囲で使うとかいろいろさまざまなケースがあるというふうに考えておりますので、町側としましては施設の譲渡というのを基本に考えておりますが、やはり借り手側との費用負担の明文化をする必要があるかなというふうに思いますので、今後とも地元と十分な協議を進めていきたいというふうに思います。

○**議長（工藤文範君）** 9番、吉川美加君。

○**9番（吉川美加君）** もう時間もなくなってきましたので、私の質問はこれで終わりたいと思いますありがとうございます。

○**議長（工藤文範君）** これをもって、9番、吉川美加君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

---

散会 午後3時08分

6 月 13 日（水曜日）

平成30年6月第2回山都町議会定例会会議録

1. 平成30年6月7日午前10時0分招集
2. 平成30年6月13日午前10時0分開議
3. 平成30年6月13日午後2時46分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第7日）（第3号）
  - 日程第1 一般質問
    - 4番 矢仁田秀典議員
    - 2番 西田由未子議員
  - 日程第2 報告第5号 有限会社「虹の通潤館」の経営状況について
  - 日程第3 報告第6号 株式会社「まちづくりやべ」の経営状況について
  - 日程第4 報告第7号 一般財団法人「清和文楽の里協会」の経営状況について
  - 日程第5 報告第8号 有限会社「そよ風遊学協会」の経営状況について
  - 日程第6 報告第9号 有限会社「清和資源」の経営状況について
  - 日程第7 議案第32号 専決処分事項（平成29年度山都町一般会計補正予算第6号）の報告並びにその承認を求めることについて
  - 日程第8 議案第33号 専決処分事項（平成29年度山都町介護保険特別会計補正予算第4号）の報告並びにその承認を求めることについて
  - 日程第9 議案第34号 専決処分事項（山都町税条例等の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて
  - 日程第10 議案第35号 専決処分事項（山都町税等の減免に関する条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて
  - 日程第11 議案第36号 専決処分事項（山都町国民健康保険税条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて
  - 日程第12 議案第37号 専決処分事項（山都町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて
  - 日程第13 議案第38号 山都町営体育館条例の一部改正について
  - 日程第14 議案第39号 山都町短期滞在施設条例の一部改正について
  - 日程第15 議案第40号 山都町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
  - 日程第16 議案第41号 山都町土地改良事業換地委員会条例の制定について

- 
7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 眞原 誠	2番 西田 由未子	3番 中村 五彦
4番 矢仁田 秀典	5番 興 梶 誠	6番 藤川 多美
7番 甲 斐 重昭	8番 飯 開 政俊	9番 吉川 美加
10番 藤原 秀幸	11番 後藤 壽廣	12番 藤川 憲治
13番 藤澤 和生	14番 工藤 文範	

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	梅田 穰	副町長	岡本 哲夫
教育長	井手 文雄	総務課長	荒木 敏久
清和支所長	渡辺 八千代	蘇陽支所長	橋本 由紀夫
会計課長	藤島 精吾	企画政策課長	藤原 千春
税務住民課長	田中 耕治	健康ほけん課長	山本 祐一
福祉課長	坂口 広範	環境水道課長	増田 公憲
農林振興課長	山本 敏朗	建設課長	佐藤 三己
山の都創造課長	藤原 章吉	地籍調査課長	玉目 秀二
学校教育課長	渡邊 尚子	生涯学習課長	工藤 宏二
そよう病院事務長	小屋迫 厚文	監査委員	志賀 美枝子

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 緒方 功 外2名

開議 午前10時0分

○議長(工藤文範君) おはようございます。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

### 日程第1 一般質問

○議長(工藤文範君) 日程第1、一般質問を行います。

4番、矢仁田秀典君。

○4番(矢仁田秀典君) おはようございます。4番議員の矢仁田秀典でございます。

6月に入り、山都町の田植えも終盤に入っていると思います。1月の大雪から3月の初めまでは寒い日が続き、3月の後半になると初夏のような陽気で桜と桃の花、菜の花が一斉に咲き乱れ、心を和ませてくれました。

しかし、4月に入り、高齢者人口が2045年には熊本県トップの62.3%になるというショック

グな人口推計が出されました。ショックな話ではありますが、私は山都町の将来がわかってよかったと思っております。私たち議員の中には、これを聞いて落ち込んでいる人は一人もおられません。そうはさせんと思っている人ばかりです。

町も子育て支援として、出産祝い金を最大20万、保育費も国の標準額の4割程度、18歳までは医療費を無償としている、これはもっとPRしていく必要があるとは思いますが、そんな中、5月に入り、私たちの復興のシンボルであった、着々と復旧が進んでいた通潤橋が崩落するという出来事が起こりました。大変残念なことではございますが、石工の皆さんは大変だと思いますが、一日も早い復旧を願いつつ発言台に移らせていただきます。

**○議長（工藤文範君）** 4番、矢仁田秀典君。

**○4番（矢仁田秀典君）** まず、教育振興対策について、新しく教育長になられた井手教育長に質問します。

本町の児童生徒の学力の現状をどのように認識し、その向上対策をどのように講じていこうとお考えでしょうか。

**○議長（工藤文範君）** 教育長、井手文雄君。

**○教育長（井手文雄君）** 山都町本町の状況を見ますと、例えば全国学力調査結果などによりますと、全体的な状況は全国平均、いや、県平均を上回る学年もありますが、町全体として見たときには、やや下回るような状況というのが現状でございます。

そのような中で、基礎的、基本的な、そして、知識技能を活用する力や問題解決力が少々弱いように感じます。このため、低学年からの基礎基本の積み重ねによる充実が必要かと考えております。また、特別支援教育に配慮した指導の強化も必要かと思っております。

学習指導要領では、確かな学力として知識や技能はもちろんのこと、それに加えて学ぶ意欲や自分で課題を見つけ、みずから学び、主体的に判断し、行動し、より多く問題解決する資質や能力なども含めたものの総合的な力、学力と規定しております。小規模校、あるいは少人数の学級、複式学級のある本町では、単純にこういった全国の調査だけでは学力の状況を一概に論じられることがないという考えもあります。

しかし、現在の町の中で、もし数値的なもので比較する場合に、不足するものということを考えますと、私見ではございますが、この環境の中での、例えば切磋琢磨をするような環境、あるいは時間の使い方、そういったところが、ややそういった数値的な結果に反映しているものがあるのではないかと考えております。

これからは、学力向上対策としましては、各学校の調査結果等もちろん、学校ともども分析をし、その結果を踏まえて課題を捉え、いわゆる計画、実施、点検、そして、新たな実施というPDCAという検証サイクルに従って、学校においては教師の指導力の向上、そして、指導方法の工夫、その改善、そして、学習規律等の改善、そして、家庭あるいは地域とも連携したような、特に家庭学習の習慣化と、そして、地域の力をかりた学習指導の充実、そういったのが大きな課題の一つと上げられていると思っておりますので、これらをさらに進めていきたいと思うところでございます。

また、本年度からは上益城教育委員会連絡協議会による蘇陽中学校区の学力向上研究指定事業がスタートいたしました。町の教育委員会としても、町指定と同様と考えて支援していく予定であります。そして、この事業は、今後、矢部中学校校区、そして、清和中学校区と継続して年次を追って進められる予定でございます。

このような取り組み、あるいは教育委員会としましても、ICTの整備、あるいは教育条件の整備改善等を通して、各学校、そして、各一人一人の子供たちの力がつく、そして、学力が向上する、そういうために努めてまいりたいと考えているところでございます。

特に共通することは、子供たちの頑張りを認めて、そして、伸ばす。そして、将来の夢を持つような、認識して頑張るような、そういう子供たちを家庭、そして、地域、そして、学校が核となって進めることを教育委員会としても頑張っていきたいと思っております。

**○議長（工藤文範君）** 4番、矢仁田秀典君。

**○4番（矢仁田秀典君）** 何といいますか、学力調査の結果等を踏まえたいろんな対策を講じられているのはわかりましたけれども、学力調査というのはその年によって若干の違いがあるかもしれませんが、この学力調査で全てがわかるわけではありません。

しかし、保護者からすれば気になるところで、山都町の学力というのは以前から低いと言われてきました。2から3%低い。点数にすると3点か4点か低いということだと思います。市内あたりのマンモス校に比べると、マンツーマンみたいな、この山都町は学力が高くて当たり前のような気がします。保護者としては少しでも高いほうがいいと思うところです。もし、低い原因とか、そういうのが複式学級のせい、またはそれ以外の原因があるとしたら、何らかの対策が必要だと思います。

さっき、教育長がおっしゃいましたいろんな対策があります中で、この僻地の地域で学力を上げるための対策というのが何かありましたらお願いいたします。

**○議長（工藤文範君）** 教育長、井手文雄君。

**○教育長（井手文雄君）** 先ほど御紹介をさせていただきましたようなところをより具体化してまいります。あるいは、各学校を通じて、具体的には各学校が学校の実態、そして、学級、子供たちの実態に合わせて取り組むことが一番でございますので、教育委員会としましても、そういった学校の取り組みをしっかり支援していく。そして、必要に応じて指導助言に当たってまいります。

その実態というのが各学校さまざまでございます。それに合わせて、今の時点では、それに応じた指導を当たっていく。特に本年度は学校の指導員でございましたり、あるいは、各学校に支援員等の配置もいただいておりますので、そういったきめ細かな指導に当たるということを大きな狙いとしてしっかり指導に当たっていきたいと思っております。

具体的、個別的には、各学校校長としっかり協議の上で進めていきたいと思っております。

**○議長（工藤文範君）** 4番、矢仁田秀典君。

**○4番（矢仁田秀典君）** 井手教育長には、震災の折に校長として一生懸命頑張られたというのをみんなが知っております。その辺でも期待している町民がいっぱいいるということで頑張っ

ていただきたいと思います。

次に、本年度から特別強化になった道徳についてどういう考えで取り組まれるのかお尋ねします。

私は、子供と先生は対等ではない、親と子も対等ではないと思います。先生に教えていただく、親には育ててもらい、尊敬と感謝の心、年寄りには敬う、小さい子はかわいがる、そういう心が大事だと思います。家庭の中のしつけの話かもしれませんが、そういう心を持った子供に育てる道徳教育が必要で、これが本当の人権教育につながるとは思いますがいかがでしょうか。

**○議長（工藤文範君）** 教育長、井手文雄君。

**○教育長（井手文雄君）** 今、矢仁田議員のおっしゃる心、それも私たちが目指します子供たちに育てたい豊かな心の大事な部分だと認識しております。

特別教科、道徳ということについての御説明を踏まえながらさせていただきます。

特別の教科、道徳教育は、小学校で本年度30年度から、中学校では31年度から実施されるものです。道徳は、もちろんこれまでも毎週1時間、小学校1年生ですと年間34時間、それ以上ですと年間35時間、それ以上の時間をとって授業が実施されてきたところでございます。さらに、各学校での指導の充実に向けて教育委員会としましても、今後もさらに指導に努めていきたいと考えております。

内容的には、22の、今おっしゃっていただいたような育てたい心も含めまして、22の内容項目をもとに作成されました教科書を使うということが新しいところでございます。

それに加えまして、山都町の話題も含まれます熊本地震の教訓を生かしました「つなぐ」という教材、それから、山下泰裕さんの話題も含まれましたような「熊本の心」なども一緒に使い、そして、学校で年間の計画を緻密に立てて、それに従って授業を進めます。

また、実際の体験等に即して、学校教育全体、授業だけでなく学校教育全体の活動で取り組むものということで理解をしており、今回、特別の教科となった、その重要性が強調されたということにつながると考えております。

評価も指導要録に記録するということが義務づけられました。その点では他教科と同じですが、国語や算数のように数値による表記ではなく、授業中の様子や道徳性の伸びぐあい、その様子を見取って、記述により表記するというところになっていてございます。

そういった各学校での、あるいは各学級での指導の充実、そして、ひいては子供たちの道徳性が高まる、そして、山都町の子供たちが豊かな心、そして、すばらしい成人に育つことを目指すために教育活動に努めていきたい。それを教育委員会としても頑張りたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** 4番、矢仁田秀典君。

**○4番（矢仁田秀典君）** よろしくお願いたします。

それでは次に、高齢者の交通弱者対策について質問します。

高齢者の悲惨な事故が後を絶ちません。昨年の道路交通法の改正で、75歳以上の免許保有者は医師の診断を義務づけられましたが、山都町の高齢者は車を手放すことができません。死活問題です。3月の議会でも質問しましたが、その後の進展と対策はどうなっておりますでしょうか。

**○議長（工藤文範君）** 企画政策課長、藤原千春君。

**○企画政策課長（藤原千春君）** お答えいたします。高齢化が進む中において、高齢者の交通手段の確保は重要な課題と考えております。テレビや新聞では毎日のように高齢者の交通事故が伝えられております。また、町の防災無線でも、先日まで高齢者の免許証返納についてのお願いが放送されておりました。広大な面積を有し、公共交通手段が乏しい山都町において、買い物、通院、社会活動への参加など、移動手段には車は不可欠なものと思います。

そこで、運転に不安を持つ高齢者が自家用車に依存しなくても生活できる環境づくりの交通手段を協議するため、本年2月に、行政のほか、警察、医療機関、バス、タクシー事業者など、各諸団体に御参集いただき、高齢者等の交通手段を考える会を開催したところです。

そこでは、タクシーとバスを組み合わせ、自宅から移動できる交通手段が提案され、導入に向けた課題等を整理し、検討を進めていくことが確認されました。第1回定例会においても、議員から、負担が少なく済むような山都町に合う交通手段を考えていただきたいとの御提言をいただきました。今回、これらの課題を含め、地域公共交通網形成計画を策定するため、5月に山都町地域交通活性化協議会を設置したところです。

今後、協議を進めていくこととしておりますが、第1回活性化協議会を終えての今後の課題としましては、子供の放課後の移動手段としての公共交通確保も考えていただきたい、新規に交通体系をつくってもドライバー不足が問題である、通常のタクシー事業も難しい状況である、コミュニティバスをどのような形でやっていくのかビジョンが見えない、スクールバスの役割として大きなバスも確保しなければならないなどの課題も見えてきたところです。

また、町内の医療機関にも送迎バスの実施状況についてのヒアリング、これから策定する交通網形成計画の説明を行い、協力をお願いしているところです。病院の送迎バスのニーズは高まっているとのこと、しかし、多様なニーズにどのように対応していくのかなどの課題が上がっております。現時点ではお示しできる具体的案は持ち合わせておりませんが、デマンド交通やタクシー事業を活用した形態を中心に検討を進めていくことになると考えております。今後、持続可能な形態であることが重要であると考えております。

**○議長（工藤文範君）** 4番、矢仁田秀典君。

**○4番（矢仁田秀典君）** 車を持つということは、維持管理費もガソリン代もかかるわけですから、その分は、今までどおり利用負担をしていただく等の丁寧な説明をしていただいて、一日も早くいい対策ができることを望みます。

次に、車に乗れないひとり暮らしをされている高齢者の安否確認と災害時の対策というのはどうなっておりますか。

**○議長（工藤文範君）** 福祉課長、坂口広範君。

**○福祉課長（坂口広範君）** それではお答えをいたします。

少子高齢化が進む中、今おっしゃったようにひとり暮らしの高齢者が年々増加をしてきておりまして、本町のひとり暮らしの方も900名近くに上っております。本町ではこのひとり暮らし世帯、それから、高齢世帯等を対象に世帯の状況を登載した台帳を整備しております。その台帳登

録者、これは社会福祉協議会及び民生児童委員等で情報を共有しているところでございます。

また、安否につきましては、この台帳に基づく民生児童委員さんのひとり世帯の訪問を初めとしまして、シルバーヘルパーさんによる友愛訪問、それから、緊急通報装置等の活用による確認を行っているところでございます。また今後は、ICTを活用した見守り業務についても取り組みを検討しているところでございます。

こうした公的なもののほか、最近では郵便局の見守りサービス、こういった提案もございまして、今後はこれらを複合的、有機的に機能させていくことも必要であるのかなというふうを考えております。

しかしながら、行政だけでは確認には限度がございまして、地域全体で見守り、支え合う仕組みや体制づくり、これを進めていることが重要であると考えております。地域での日ごろの活動や行事の中から、地域住民中心の見守りを行っていただくことにより、健康状態ですとか、居住状態といった実態把握と、孤立や閉じこもりの防止につながるものと考えております。

高齢者を地域で支え合うという活動は最も重要になってきております。その支え合いを主体として、区長のみならず自主防災組織、それから、地元の消防団員等との地域住民を初め、ボランティア、民生児童委員、社協、それから、老人クラブ等と行政とが密接に連携を図りながら高齢者支援に関する情報を共有してきたいというふうに思っております。

また、災害時の対策でございまして、町では、災害が発生して、また、災害が発生するおそれがある場合には、みずから避難することが困難なものであって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者、これは避難行動要支援者というふうに呼びますが、これらの把握と避難行動要支援者の避難の支援、安否確認及び避難支援等必要な措置を実施するための基礎となる名簿も作成をいたしております。これも、先ほど言いましたように、民生児童委員及び社会福祉協議会と情報を共有しているところでございます。

さらに、現在は避難行動要支援者システムを導入いたしております。高齢者、障害者の把握を行いまして、これを福祉課と総務課の防災係及び両支所とネットワークでつないでございまして、災害時の迅速な対応を可能にしているというところでございます。

しかし、これらも、先ほど申し上げましたように、やはり自助、それから、共助が基本でございます。さきに説明いたしましたように、地域力を活用した見守り体制をさらに災害時の対応に発展させていくと、こういった取り組みを進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** 4番、矢仁田秀典君。

**○4番（矢仁田秀典君）** ある人が言っていました。年齢が高い高齢者じゃなく、幸せに年を重ねる高齢者が住む町って。私たちはそういう町をつくらなければならないと思います。

次に、防衛施設について質問します。

私は、自衛隊の賛否、あるいは憲法について論議するつもりはありません。が、山都町に大矢野原演習場があるのは事実で、補助金がおりにいるのも事実ですので質問いたします。

防衛施設関係の補助金が今までで一番多かった金額と、今の金額、また、その差は何なのでし

ようか。お答えください。

**○議長（工藤文範君）** 企画政策課長、藤原千春君。

**○企画政策課長（藤原千春君）** 防衛施設関係補助金について御説明申し上げます。

防衛施設関係補助金につきましては、昭和42年度から民生安定事業、昭和49年から障害防止事業、調整交付金事業を実施しているところです。

まず最初に、各事業概要について御説明させていただきます。

障害防止事業は、自衛隊の特定の行為、例えば大型車車両の通行、演習場の荒廃などにより生ずる障害を防止、軽減するための事業で、昭和49年度から平成23年度まで中島地区用水路改修工事、または水道施設等の整備を行ってきました。

民生安定事業は、防衛施設の設置運用により、その周辺地域の住民の生活または事業活動が阻害されている場合に障害を緩和するための事業で、演習場周辺の道路改良工事を実施しております。

調整交付金事業は、防衛施設の設置または運用により生じている影響の軽減を図るための事業で、道路・水路改修、水道、防犯灯、消防設備、コミュニティーバス、公民館、防災無線など、多くの公共事業を実施しているところです。

今まで一番多かった金額との御質問ですが、実施します事業量により事業費の変動もありますが、代表的な事例で申し上げますと、平成29年度民生安定事業において約3億5,000万円の事業費に対して約2億1,000万円の補助金が交付されているところです。

**○議長（工藤文範君）** 4番、矢仁田秀典君。

**○4番（矢仁田秀典君）** 障害事業、民生安定事業調整交付金等を含めて、山都町に来ている補助金の総額で一番多かった金額と一番少ない金額を教えてください。ああ、今の金額、29年。

**○議長（工藤文範君）** 企画政策課長、藤原千春君。

**○企画政策課長（藤原千春君）** 今申しましたように、その年度の事業量で違ってきておりますが、平成15年度におきまして補助金総額が4億6,400万程度いただいております。総額です。今の29年度の執行見込み、繰越事業とありますので、執行見込みで行きますと約2億8,000万となっております。この差につきましては、先ほど申しました事業目的からしまして、平成15年度におきましては水道工事をしていることから事業費が大きくなっているということでございます。

**○議長（工藤文範君）** 4番、矢仁田秀典君。

**○4番（矢仁田秀典君）** 補助金のことは大体わかりましたが、補助金を含め、山都町におけるお金というのをふやす方法はないのでしょうか。

**○議長（工藤文範君）** 企画政策課長、藤原千春君。

**○企画政策課長（藤原千春君）** 先ほど申しましたように、補助金につきましては、各種事業、これは計画的に進めているところであります。各事業につきましては、一般財源も必要とすることから、計画的に事業を進めていく必要があります。

地元の要望は毎年地元期成会と協議し、計画的に申請を行っております。町の事業につきまし

ても、活用できるよう協議を行っているところです。

また、障害防止事業につきましては、平成23年度で第3次改修事業が終了していましたが、平成31年度から新規事業の採択に向けた調査を行う予定であります。

防衛施設周辺整備全国協議会でも、個別要望事項としまして、交付額の増額や民生安定事業による施設の維持管理費及び改修費、または運営費についても補助を制度化すべきという要望書を毎年出しております。

演習場があることの見返りではありますが、現在まで三つの補助事業で約74億の補助事業ができてきているのも事実であります。

**○議長（工藤文範君）** 4番、矢仁田秀典君。

**○4番（矢仁田秀典君）** 私は、山都町に大矢野原演習場がある、その迷惑をこうむるのはその周辺の人たちかもしれませんが、山都町に演習場があるということで、山都町にお金をふやしたい。実際、公民館だったりコミュニティーセンターだったり、そういったのに使われているようでございますけれども、もっとふやしていいんじゃないかと思うんです。山都町にあるんですから。そういったところで、どうやったらふやせるんだろうと、そういうことを考えるんです。

今までも、駐屯地にするならどうだろうかという要望とかもされておるそうでございますが、面積が小さいということでできない、そういう話でした。例えばの話ですけれども、中島の人たちからは反対されるかもしれませんが、健軍の住宅地にある弾薬庫、この誘致とかはどうなのか。弾薬庫というと、もしものときはって皆さん思われるかもしれませんが、じゃあ何で健軍にあるのは大丈夫なのか。みんながいかんって思っておるだけで意外といいかもしれない。検討の余地があると思いますが、どうですか。

**○議長（工藤文範君）** 町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** 演習場があるのは事実であります。いろんな施設等々についての誘致は早い時期から議会でも、また、町に対する進出の計画等もあったように聞いておりますが、今、何も実現はしておりません。

そうした中で、今、矢仁田議員から言われた分については、まだ私のほうも、今初めて聞いたところでございますが、なくてはならない施設があつた地域にあるのも私も承知をしておりますが、今ありますように、山都町に誘致をするような施設ではないんじゃないかなという思いであります。

**○議長（工藤文範君）** 4番、矢仁田秀典君。

**○4番（矢仁田秀典君）** どうにかして少しでもお金が来るものであれば、山都町にお金を落とすような、そういう努力をしていただきたいというところです。

次に、災害対策援助隊の誘致について質問します。

30年以内に南海トラフ地震が来ると言われている昨今ですが、大矢野原演習場は九州の真ん中にあります。もしものときに、ここに自衛隊の災害対策援助隊があればと思うところです。ブルドーザーやユンボの練習には、田畑の造成や農道、林道の造成で幾らでも練習場があります。災

害施設の研修施設までつくってもらって、警察や消防も研修ができるような施設をつくってもらえると全国から研修者が来町します。そういったことが考えられないか。また、そういう要望をさせていただきたいと思います。もしものことがあるという認識のもとで、そういったことを自衛隊のほうに要望して、九州の真ん中ですから、ここにそういうチームを持ってきてほしい。そういう要望させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

**○議長（工藤文範君）** 企画政策課長、藤原千春君。

**○企画政策課長（藤原千春君）** 一昨年熊本地震の際は、自衛隊の皆様には救援物資の搬送や臨時の浴場設置など、昼夜を問わず24時間体制で御支援をいただきました。

議員がおっしゃるように、先日の報道では、南海トラフ巨大地震が発生した場合、以後20年に及ぶ経済的損失が日本土木学会の推計で1,410兆円にも及ぶとされております。そうしたことを想定した場合、九州の大分県、宮崎県においても甚大な被害が予想されます。

熊本地震の際は、大矢野原演習場を災害派遣の拠点として、陸上自衛隊が阿蘇、益城、西原などの救援活動に当たられました。山都町は九州の中心であり、九州中央自動車道を活用した災害支援の拠点ともなり得る可能性があり、その場合、大矢野原演習場は重要な場所になると考えます。

御提案の災害対策援助隊なる組織は今のところはありませんが、今後、災害支援の観点から貴重な御提案として受けとめさせていただきます。

**○議長（工藤文範君）** 4番、矢仁田秀典君。

**○4番（矢仁田秀典君）** 貴重な御提案だけじゃなくて、町長、誘致の要望をぜひお願いしたいんですが。

**○議長（工藤文範君）** 町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** 今、藤原課長が有意義な提案ということでもあります。今、この組織自体はないそうではありますが、現実には災害派遣、去年の朝倉であったり、我が町、いろんな分で緊急に対する部隊といいますか、そういう組織はあるようでありますので、今言われた部分、特に震災のときには大矢野原演習場から13万人以上の自衛隊の方々が連日寝泊まりをしながら派遣をしていただいたと。

また、九州中央自動車道の必要性についても、先ほど言われました、南海トラフ等の部分を踏まえた中で、早期の実現を、その部分を含めた中でお願いをしておるところでありますので、そういう分について今後いろんな分で検討をしながら、課長が申しておりましたように、提案を真摯に受け入れながら防衛省であり自衛隊の方とも協議をしていきたいと思っております。

**○議長（工藤文範君）** 4番、矢仁田秀典君。

**○4番（矢仁田秀典君）** よろしく願いいたします。

次に、通潤橋周辺の活性化について質問いたします。

1番、廃止された高齢者センターとプールの今後はどうなるのでしょうか。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** お答えいたします。このことにつきましては、ことしの3

月に施設の廃止条例が議決をされておりますので、その活用については、昨日の後藤議員のところで答弁しました山都町のグランドデザイン構想の中で策定を、利活用についての計画を策定していきたいというふうに考えております。

昨日も申し上げましたけれども、九州中央自動車道の開通を見据えた受け入れ体制づくりですとか、商店街の人の流れ、そういったものを有機的につなげていけるような計画にしたいと考えております。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** 4番、矢仁田秀典君。

**○4番（矢仁田秀典君）** 次に、新体育館ができたとき、今ある体育館はどうなるのでしょうか。

**○議長（工藤文範君）** 生涯学習課長、工藤宏二君。

**○生涯学習課長（工藤宏二君）** お答えいたします。中央体育館につきましては、昭和46年建築でございます。ですので、既にもう築後47年を経過しておる施設でございます。

昨年、28年の熊本地震による災害復旧工事を行ったばかりで、今、開放しているところがございますが、老朽化が進んでいるために、あくまでも今度建設いたします新総合体育館建設までのつなぎの体育館というふうに考えております。

**○議長（工藤文範君）** 4番、矢仁田秀典君。

**○4番（矢仁田秀典君）** また後で体育館については質問します。

次に、通潤橋周辺と矢部町内の活性化のための政策についてどう考えておられるのか、山の都創造課長、お願いします。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** お答えいたします。先ほど回答した内容と重複しますが、グランドデザインの策定の作業の中で、全体的な見直しを図っていこうと思っておりますけれども、これまでも議会の中で通潤橋周辺の道の駅について議論がされております。道の駅を返上して有料駐車場にしたらどうかとか、商店街の中に駐車場をつくって通潤橋や町内を歩かせたらどうかとか、そういう御意見が出ているものと思います。その後、文化の森ですとか、造り物小屋、そういったものも整備が進んでおりますけれども、そうした施設と有機的に有効に活用されるように、そういう議会の御指摘等も踏まえて議論をしていきたいというふうに考えております。

これについては、商工関係団体、観光関係団体、それと、議会や総合計画審議会等とも意見を取り入れながら策定をしていきたいと思っております。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** 4番、矢仁田秀典君。

**○4番（矢仁田秀典君）** 私は、高齢者センターとプールの跡地は公園がいいと思います。

また、体育館については、修理に約2,000万近いお金をかけて修理しているのに、また何千万もかけて壊すよりも、壊さずにあの中に八朔祭の造り物、去年の造り物を入れて、入場料をいた

だき、ことしのは各地区の小屋に展示してありますと、町内の回遊を進めるのはどうかと思います。

また、矢部には御飯を食べるところがないという話が言われてきましたけれども、今はいろんなところで昼食を提供されています。その案内をしたり、また、今、若手農家は軽トラ市構想もあるようです。これを連携して、文化の森を使ってイベントなどの町内の活性化を考えますがいかがでしょうか。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** お答えいたします。今、商店街の中で軽トラ市ですとか、そういった若い人たちの考えも含めていろんな提案を受けていきたいと思います。

具体的にこれをやりますとかということはちょっとお答えできませんけれども、そういった若い人の意見も取り入れながら計画の策定を進めていきたいと思います。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** 4番、矢仁田秀典君。

**○4番（矢仁田秀典君）** 体育館を使って、体育館の中に八朔祭の造り物を入れて。まあ、体育館がいつまでもつかわかりませんよ。そのうちには取り壊さなんかもかもしれませんけれども、使える間はそういった方法もいいんじゃないかと思うんです。今、野ざらしの状態ですけれども、体育館の中に入れて、観光客からは入場料を取ってと。そして、町内にはことしのやつが展示してありますよって、町内のほうに足を向けてもらう。そういうのがどうかと思うんですけれども、その辺についてはどうでしょう。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** お答えいたします。体育館を取り壊すか、そのまま使うかということについても、これからの議論になると思うんですけれども、あそこの通潤橋周辺が重要文化的景観の地域にも隣接しておりますし、そういった景観審議会ですとか、そういったところの御意見もいただきながら今後検討していきたいというふうに思います。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** 4番、矢仁田秀典君。

**○4番（矢仁田秀典君）** 検討はせんのと一緒にという話がありますので、できるだけしっかり考えていただきたいと思います。

次に、ブランド化事業について質問します。

山都町内には20近くの加工施設があるようですが、東京事務所も開設され、販路を大都会に求められるわけです。ですが、山都町をブランドとして発信できるものがないと販路もつくりにくい。米については、私の3月の議会の話聞いて賛同した仲間たちが有機栽培米からワンステップ上を目指して山都町のブランド米をつくらうというプロジェクトが動き出しました。

山都町のブランドとして、山都町の農産物の販売、ひいては農家所得の向上を図り、新規就農者を育てるため、若者が住みたいと思うまちづくりのためには加工施設が必要だと思いますが、農林振興課長、どうでしょうか。

**○議長（工藤文範君）** 農林振興課長、山本敏朗君。

**○農林振興課長（山本敏朗君）** お答えいたします。先般、3月の議会でも御質問があったこととございますけれども、農産物のブランド化ということで協議会のほうでいろんな取り組みをやっております。

現在、福岡市、熊本市のほうで、大手デパートで期間限定で展示コーナーを設けていただいたり、また、対面販売ということで職員が売って都会の方たちに直接販売等を行っております。

そういった取り組みをやっておる中で、やっぱり加工品につきましては、消費者の方が興味を持つ、いわゆるデザインですとかパッケージ、そういったものが重要な要素になるんじゃないかというふうに考えております。そういったことで、平成29年度にブランド化協議会のほうで、加工品に関するデザイン、パッケージのほうを作成してパンフレットを作成しております。

加工品の加工場の件でございますけれども、確かに20カ所ぐらいございます。ただいま、山都町の農産物が県外のほうに生食として加工された製品が出ていってまますけれども、その先で加工して、九州産の何とか産を使用しておりますというような表示も確かにございます。

ただ、現在、加工品のグループも地元にもあります。そういったグループの方たちも、やっぱり地域活性化のために頑張っておられるということでございますので、まずは、現在頑張っておられる加工場のほうをどうしていくか。このままの後継者等がなくなって、中には休止状態のような加工場もございます。そういったことを避けるためには、まず後継者のほうをしっかりとつけていく必要があるんじゃないかということを考えております。

加工場の統一ということでございますけれども、これにつきましても、現在の加工場をされておる方たちと、今後、加工場のあり方についてはどうしたほうがいいのかということで協議しながら進めてまいりたいというふうに思っています。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** 4番、矢仁田秀典君。

**○4番（矢仁田秀典君）** 6次化産業ということで加工場あたりをされている人たちが今いらっしゃいます。地域だったり、個人だったり、いろいろされておりますけれども、その人たちはその人たちで販路をつくっているわけです。それをバックアップはせなんいかんかかもしれませんが、山都町のブランドとしてつくるためには、山都町の一つのブランドが必要なんです。

例えばユズにしても、加工されている方いらっしゃいますけれども、山都町にあるユズなんです。全国でも珍しい。そういったユズを使った加工場ができないか、山都町のブランドができないかです。これは実際、今、大抵のは大分に行っているわけですね。大分で九州産というような名目で全国に発送されておる。それを山都町でできないかという話です。

何でもこういう話をするかといいますと、山都町の半分は規模拡大とかがしやすいところがあります。ただ、半分は規模拡大がしにくいんです。棚田で狭かったり、水の便が悪かったり、いろんなことがありますから、そういったところでできたやつ、ユズだったりブルーベリーだったり、そういった部分が加工でできないか。山都町のブランドとしてできないか。せっかく加工場をつくったら、それは空いている時期はもったいないんで、トマトがあればトマトを加工に回したり

とか、そういういろんなことを考えて山都町のブランドができないかという話なんです。ですから、できるだけそういったブランド化ができるような加工場をつくっていただくように考えていただきたいというところです。

**○議長（工藤文範君）** 農林振興課長、山本敏朗君。

**○農林振興課長（山本敏朗君）** お答えします。確かに加工品に使用します果実等につきましては、耕作放棄地等が現在たくさんございますけれども、そういったところの防止という意味でも、確かに今言われましたユズでありますとか、ブルーベリー等を作付しまして耕作放棄地の防止という観点から、確かに効果的なのかなと思っております。

ただ、ユズとか果樹につきましては、どうしても生産する時期が固定されますので、生産された時期だけ加工品の加工場として使って、残りの期間はどのようにするかという問題が片方では出てきてまいります。

その辺を含めまして、加工場が1年間、いろんな加工品として使えるような施設にできれば一番よろしいんですけれども、そういったことにつきましては今から協議していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** 4番、矢仁田秀典君。

**○4番（矢仁田秀典君）** 加工場というのはぜひつくっていただきたい。そう思う理由は、先ほど申しましたけれども、山都町でいえば島木とか下矢部、白糸、この辺に新規就農者がいるのはいるんです。その人たちには、下矢部とか白糸に行きますと、周りの高齢者の方々がうちのユズ畑を使ってくれと、管理してくれという話がいっぱい来るんです。ただ、管理はするけれども反収が上がらない、収益が上がらないと受ける人もいない。そういった部分もある。それはこっちだけじゃなくて蘇陽のほうも一緒だと思います。清和でも一緒です。何かそういう、少しでも手取りが高くなるような、そういったのを考えるためには加工場が必要ではないか。

本当でしたら、JAが主体となれば一番いいんでしょうけれども、山都町はJA上益城、JA阿蘇、両方がいらっしゃる関係でなかなかその辺は難しい。でしたら、山都町でつくって収益採算が合うようになりまして、法人なり何なりに戻していく。そういったふうにすればどうかと思うところでございます。そういったところもいろいろ今から協議していただきたいと思うところでございます。

最後に、まだ時間はありますが、私は今回、問題になるような提案もしましたが、今のままでは高齢化率62.3%になるのですから。座して尻すぼみになるよりも、町長も町議も役場職員も山都町民も関係なくみんなが、山都町はこのままじゃいかん、大変な町になるという危機感を持って知恵を出し合い、自分にできることをしようという気持ちが大事だと思うんですけれども、その辺は町長、いかがでしょうか。

**○議長（工藤文範君）** 町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** 町の将来については今、矢仁田議員が言われるとおりでありますし、今、議会も執行部も町長も町民もというような話であります。今、そういう機運が大変盛り上が

っておりますので、そういうような形でという思いであります。

先般も泉村のお茶農家の方が来られました。「町長、うちのいところが山都に60歳で町田市から移住してきたばい」という話でございました。聞きますと、山都で農業をしたいという話であります。きのうも言っておりますが、高齢者の方々にいろんな作物をつくっていただき、収入を得ていただいて、町からの補助金ばかりでなくて自分の懐を潤していただいて、元気なまちづくりの一助になっていただきたいなという思いであります。

きのう、たまたまテレビを見ておりましたら、徳島県だったと思っておりますが、3メートルぐらいになったモウソウダケをとって餃子の王将のメンマを収穫する平均年齢75歳以上の方々が20トン以上の乾燥のタケノコをつくっておられました。そういう姿を見ますと、山都町にもそういう形の中で高齢者の方々が仕事を持って生き生きと仕事ができるような、きょう傍聴席の方々も私と同じ高齢者の方ばかりのようでありますので、いろんな仕事をしていただきたいなど。そのためにも、きのうも福祉課長が申しましたように、老人会にも薬用植物であったり、いろんな栽培をしていただきながらということも、今、お願いをしておるところでありますので、そういうまちづくりを目指したいという思いであります。

先ほど加工品につきましても、大変貴重な御意見でございましたが、農協が分かれておってもできんことではないという思いであります。そういう部分を含めながら、今、農協も一生懸命になって加工品、ユズとトマトについては本当にいい製品をつくっていただいておりますが、販路についてがまだまいちかなという思いでありますので、こういう部分を含めながら、検討はありません、協議を進めながら進めていきたいという思いでありますのでよろしくお願い致します。

**○議長（工藤文範君）** 4番、矢仁田秀典君。

**○4番（矢仁田秀典君）** きんのうもエゴマの栽培を進めるという話がありましたし、何か行動を起こすことが必要だと思います。その結果、山都町が裕福になり、若者が住みたいと思う町になりますように願いまして質問を終わります。

**○議長（工藤文範君）** これをもって、4番、矢仁田秀典君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩します。

---

休憩 午前10時55分

再開 午前11時04分

---

**○議長（工藤文範君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** こんにちは。2番、西田由未子でございます。一般質問最後となりました。どうぞよろしくお願いいたします。

カエルの声がにぎやかに響き、山都町の田植えも雨と相談しながら何とか順調に進んでいると

いうふうにお聞きしています。ことしは地震以来、久しぶりにホテルもよく見られました。入佐で行われたホテルと音楽の夕べ、とても楽しく見させていただきました。このように、自然豊かな山都町で安心安全なお米と野菜、それを食べさせていただくことを一消費者として大変ありがたく思っています。

さて、「もうゆるして」と書き記し、虐待の上、命を奪われた幼い子供の事件には本当に胸が締めつけられる思いがしております。何度も救える機会があったのにどうしてという思いと、お父さん、お母さんはどのような子供時代を送ったのだろうかと考えさせられました。教育のあり方、福祉のあり方、何を大事にしていくかということが問われていると思います。

政治というものは命を守るということを物差しにして、弱い立場に置かれている方が安心して暮らしていけるということを目指して行われるべきだと思っています。そのために、税金は無駄遣いなく、みんなの暮らしがよくなるために使われなければなりません。そのことをいつも頭に置きながら、通告していました四つのことについて、これまでの質問とちょっと別の角度から質問していきたいと思います。

それでは、発言台から質問いたします。

**○議長（工藤文範君）** 2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** それでは一つ目、第三セクターの経営状況についてお尋ねします。

この6月議会に第三セクターと言われる町営の観光施設、国民宿舎通潤山荘、文楽の里、そよ風パークの経営報告が出されました。午後にはその詳しい報告もありますが、その内容について町民の皆様にはわかりやすくお伝えしたいと思い、質問いたします。

まず三つの施設について、平成25年から29年までの5年間、営業利益は赤字だったのか黒字だったのか、簡潔にお伝えください。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** それでは質問にお答えしたいと思います。

町が出資している会社法法人、第三セクターでございますけれども、平成25年から平成29年の5年間における各法人の当期損益を御報告します。

まず、有限会社虹の通潤館でございます。平成25年当期の純損益でございます、302万781円。平成26年がマイナスの958万7,797円。それと平成27年が434万6,152円、これはプラスでございます。それと平成28年はマイナスの1,574万6,786円。それと平成29年が、これもマイナスの1,494万4,876円です。

それと、次が一般財団法人文楽の里協会でございます。これは清和物産館、文楽館、天文台が含まれております。平成25年、マイナスの741万9,327円。平成26年がマイナスの1,458万3,009円です。それと平成27年度、マイナスの212万6,916円です。それと平成28年、マイナスの379万3,354円です。平成29年、マイナスの414万2,880円になります。

続きまして、有限会社そよ風遊学協会でございます。平成25年、348万1,451円、これはプラスでございます。平成26年、マイナスの628万5,736円です。平成27年、これもプラスでございます、109万4,910円です。平成28年、これもプラスでございます、2,078万1,638円です。平成29年、こ

れもプラスでございます、127万8,246円です。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** 2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** 今お伝えいただきましたが、今には管理委託料、私が12月議会で財政を家計に見立てたときには、この管理委託料というのは仕送りになるというふうに例えたものですが、それは入っていない数字でございますか。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** お答えいたします。ただいまの数字は指定管理料を含めた金額になっております。

**○議長（工藤文範君）** 2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** わかりました。今には管理委託料が入っている数字ということで、仕送り分を入れてほとんどが赤字だったというふうに。管理委託料を売り上げに入れると、その分、見かけ数字がよくなって甘くなると思っていたんですが、それでも赤字だったということで厳しく現状を捉えたいと思います。

累積赤字についてはいかがですか、各施設。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** それでは繰越利益剰余金ということで、累積の収支の結果を申し上げます。

まず、有限会社虹の通潤館でございますが、マイナスの2,586万2,034円になります。

次に、一般財団法人清和文楽の里協会です。これは8,930万613円になります。これはプラスでございます。

三つ目、そよ風遊学協会です。マイナスの1億2,526万8,865円になります。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** 2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** 今、御説明いただきましたことを考えてみますと、累積赤字については文楽の里では赤字ではなく黒字という数字でしたが、通潤山荘もそよ風パークも合わせると1億5,000万ぐらいの累積赤字になっています。

子供への仕送りと言いました三セクへの管理委託料としては、合計すると1年間に8,000万ぐらいになっています。それを20年以上続けている。仕送りの上に、家の修繕費ということでも一般会計から出してあります。そして赤字決算であるということについては、私はとても、これでいいのだろうか、いいはずはないというふうに思っております。

ただ、文楽館と天文台については、文化的施設として支援をするという意味での管理委託料というのは大事だというふうに考えておりますし、各施設、熊本地震の影響を大きく受けながらも、精いっぱい営業努力をされているということも承知しています。

しかし、このように累積赤字が膨らむ一方であるという現実、これは民間であればとうの昔に倒産しているということを厳しく受けとめなければならないと思います。

ことは、今後5年間の新たな指定管理者を選定する年でもあります。町として今後、経営のあり方をどのように考えておられますか。お願いします。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** それではお答えいたします。

平成17年の合併以来、議会からも主要3施設の第三セクターについては、赤字の垂れ流しではないかとか、民間企業のように厳しく市場経済の中で戦っている姿勢に学ぶべきではないかとか、親方日の丸ではないかという再三の御指摘を受けているところでございます。

これまでも第三セクターには厳しく指導も行われてきたところでございますけれども、経営状況は大変厳しいものがあります。さらに追い打ちをかけて、今、議員からもございましたとおり、平成28年熊本地震や豪雨災害の影響がありまして、観光客数が震災前の7割、8割程度までしか戻っていないというのが現状でございます。

各施設とも観光客を待っていても始まらないということで、出張販売ですとか、出張公演、利用客の送迎等で自助努力はされているものの、利益、売り上げを伸ばすまでには至っていないところでございます。

しかし、主要3施設の売り上げが6億1,500万ほどございますけれども、そのうち指定管理料は5,995万円となります。97名の雇用もございまして、本町にとって経済波及効果は非常に大きいものがございます。

これまで議会から御指摘があったように、民間企業の厳しさに学び、体質を変えていくと。そういう意識改革を努力しなければならないというふうに、継続的に続けていくしかないんじゃないかというふうに思います。

また、本年は先ほどございましたとおり、8施設の指定管理者の選定を行う予定でございます。公募型で実施することにしておりますので、現在の指定管理者がそのまま次の指定管理者になるということでは、当然限らないわけでございますので、民間活力も視野に緊張感を持って取り組んでいきたいというふうに思います。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** 2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** ずっと前から言われていることだということで、厳しく思っているというのとはわかりますけれども、ずっとそのままということも現実です。

私は山都町の観光施設としての、この三つの施設はとても大事なものというふうに思っています。そして、精いっぱい応援したいという気持ちには変わりはありません。町民一人一人が観光大使となって、山都町にこんないいところがあるよと自慢をし、もっとこうしていけばいいんじゃないというアイデアも出しながら盛り立てていくべきだというふうにも思っています。

しかし、先ほど来、何回も繰り返になりますけれども、厳しいこの現実はどう向き合うかということも、本当に、民間活力に学びますという言葉だけではなくて、先ほど矢仁田議員も言われましたけど、行動をしていく。帳面上のことだけでない、書いたことだけに終わらずに、一つずつでも実現していくということで、いま一度真剣に取り組んでいただきたいということを改め

て申したいと思えます。ありがとうございました。

続きまして2番目に、熊本市子供の生活実態調査の結果を受けた山都町の課題についてお尋ねします。

昨年の7月に、小学校5年生と中学校2年生の子供たちとその保護者の皆様に対してアンケート調査が行われています。調査目的は、子供の貧困対策推進法に基づき、貧困が世代を超えて連鎖することがないように、教育支援、生活支援、保護者に対する就労支援、経済的支援をきちんとしていくためとなっています。ことしの3月26日に熊本県全体の調査結果は出されていて、貧困線を下回る世帯の割合は県で15%、ひとり親世帯においては貧困線を下回る世帯が43.8%という厳しい状況にあることがわかりました。

この調査については、質問事項に最終学歴を問うなど問題があったという指摘もあります。答えにくい、本当に生活実態を詳しく聞くものですので、答えにくいというような中でも誠実に答えていただいた調査結果は調査しただけで終わらせてはなりません。

特に、市町村により、その実態と対策については違いもあるかと思えます。県としても、市町村による取り組みを支援するための調査だとありますので、まずは山都町での調査結果と、その課題、特に経済的支援についてどう捉えておられるのか、福祉課長、お尋ねいたします。

**○議長（工藤文範君）** 福祉課長、坂口広範君。

**○福祉課長（坂口広範君）** それではお答えをいたします。

まず、生活実態調査につきましては、今、議員から御紹介がございましたけれども、改めて申し上げますと、県が熊本市を除く県内全ての小学5年生と中学2年生及びその保護者を対象に昨年実施した調査でございます。

本町でも対象となる小中学生、これは194名ですけれども、その保護者171名でございます、この対象者に対して調査が行われたところでございます。

今回、その結果に基づきまして、世帯の平成28年の所得額、これが、実は先ほど貧困線というふうにおっしゃいました。貧困線とは、平均的な可処分所得の2分の1である106万2,000円を県のほうが定めておるところでございますので、県の調査につきましては、この貧困線を基準に、それ以下を1層、以外の方を2層という言い方をされております。町にデータをもらっております内容につきましては、これが所得を50万刻みでアンケートをしてございますので、106万という数字は、以下というのはちょっと算出はできませんので、本町では所得額の150万未満を1層、それから、それ以外を2層として分析を行ったところでございます。

これで比較をしますと、所得額が150万未満の世帯、つまり1層は県全体では6.5%、これに対して本町は4.6%という結果が得られました。ただ、ひとり親世帯の割合につきましては、本町は150万未満世帯は37.5%でございます。県は対応する、先ほど申し上げておりますように150万未満世帯では算出をしておりませんので、これも紹介がありましたように43.8%ということで、対比はしておりませんが、そういった数値が得られたというものでございます。

本町の回答の中で特徴的なものでございますけれども、世帯での経済的理由による経験、これは保護者が答えております。この設問の中で、1層においては家賃やローン、電話料、この支払

いが滞った。また、家庭の祝い事を控えたとする割合が県の調査に比べて大きく上回っております。また、スポーツクラブや部活動の参加ができなかったと、そういう回答もまた、県の平均を大きく上回っているところがございます。

それから、少し気になります結果として、子供の進学が希望どおりにならないと思う理由で、経済的な理由であるという回答がこれも多く、また、回答された方全てがひとり親世帯という結果でございました。

逆に、経済的理由により医療機関を受診できなかったとした回答が、県の平均では第1層が6.2%に対しまして、本町は1層、2層ともこの回答はゼロでございました。これは本町の子供医療費助成事業、これが一定の成果を上げているのではないかなというふうに分析をしているところがございます。

また、今回の調査分析では、多くの回答でほぼ1層が2層を大きく上回っておりました。

これらの集計結果から、経済的に厳しい世帯はそうでない世帯に比べまして、経済的支援にとどまらず、先ほどおっしゃいましたような生活環境、それから教育環境、社会環境に対する支援が必要であるということが裏づけられたというふうに捉えております。

また、これらの結果は、経済的困窮から端を発したものであるというふうに認識をいたしまして、今後さらに本町の個別データ、この分析、それから課題の把握に努めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** 2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** 今の分析結果を見て、やはり本当に貧困の連鎖を断つためには教育、社会、行政の連携した支援というのが大事なんだというふうに私も思っています。

ただ、私は教員でしたので、これについて感想を述べさせていただきますと、本当はアンケートに頼ることなく、担任であれば子供の様子にしっかり向き合っていれば、支援が必要ではないかということはわかるはずだというふうにも思います。

しかし、今の学校現場は、多忙な中、ゆとりを持って子供に接する時間がなく、子どもの現実が見えにくくなってはしないかという心配もいたします。その点についてはまた次回質問したいと思います。

今、結果として言われた中で、本当に、本町は18歳までの医療費が無料ということにしておりますので、医療機関を受診できなかったという人がいないということは本当にその施策の結果だというふうに思って、ありがたく思います。

もう一つちょっとお尋ねしたいんですけども、アンケートの結果の中に、いろんな支援を受けたいが申請方法がわからないという方が数名おられました。このアンケートは、家庭の状況を詳しく聞いているという点もありまして、そういうことについては無回答というのも結構多かったです。全体としては80%というふうに聞いています。なので、申請方法がわからずに困っておられる御家庭というのはまだ多いのではないかなというふうにも推測できます。

担任の先生や事務の先生、校長先生、教頭先生、それから、行政窓口が相談しやすいところで

あるということ、そして、行政はプライバシーを守りながら各種手当、援助費などを受ける権利を保障していただきたいと思いますと思いますが、その点いかがですか。

**○議長（工藤文範君）** 福祉課長、坂口広範君。

**○福祉課長（坂口広範君）** お答えいたします。ただいまの御指摘の制度自体を御存じなかったということの回答、件数にしましては一人であったり二人だったりという件数でございますけれども、これを少ないと捉えるのではなくて、しっかりとこういった施策、制度については周知をする必要があるかなというふうに思っております。

当面、現在の就学援助費、それから、児童扶養手当、それから、福祉資金の貸付制度、こういったさまざまな援助制度の、申しあげましたように確実な手当てを行っていく、周知を行っていくということのほか、貧困の自覚があっても周囲の目を気にしてなかなか相談が表に出せないという方もいらっしゃるというふうに思っておりますので、こういった方へのアプローチ、それから、相談支援も今後は考えていかなければならないというふうに考えております。

**○議長（工藤文範君）** 2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** ぜひそのようにお願いしたいと思いますし、今の学校での申請制度というのは、申し出によってされていると思うんですね。私、ちょっと4年間ブランクがありますので今は違うかもしれませんが、ほかの自治体では全員に一応配って、申請をする、しないにかかわらず全員から回収をして、その中で対応していくという自治体もあるというふうに聞いておりますので、やり方等も申請しやすい、保護者の方がこれは権利だという認識のもとに、申請しやすい体制をつくっていただきたいと思います。

今、福祉課長のほうから言われたいろんな手当てが山都町にありますけれども、そのほかにも、私が言うのは何ですけれども、小中学生1人当たり2,000円の保護者負担軽減費、保育料の軽減というふうにも、先進的に経済的支援を山都町は行ってきておられます。

先ほど来言われていますように、この実態を受けてさらなる支援の必要性がある点については、県が市町村の実態に応じて支援をしていくためにされているアンケートですので、県とも相談をしながら、具体的に、よりきめ細やかにしていただきたいと思います。

次に、3番目、地方創生の目玉としての子育てしやすいまちづくりを目指してということでお尋ねします。

義務教育は無償であると憲法にうたってありますが、義務教育に最低必要な教科書でさえ無償になったのはやっと1969年のことでした。それを実現させたのは、差別と貧困に苦しめられてきた高知県の被差別部落の人たちの戦いが始まりでした。このことを「5.23差別をなくす山都地区集会」で矢部中の生徒が劇にして私たちに教えてくれました。

憲法26条にある「義務教育は無償である」ということは、残念ながらまだ全てのところにおいて実現されていません。私はせめて、その中の給食費を無償にできないかと思っております。給食は食育としての大事な役割を持っています。私は教員時代に、ほかの町のセンター方式の給食も経験いたしました。センターでも精いっぱい温かくおいしい給食をと努力されていましたが、各学校で調理される山都町での自校方式にはやはり及びません。山都町においては、安心

安全な地元の野菜やお米を用いて、おいしい給食を各学校で調理して提供されています。アレルギ－への対策も万全に取り組んでおられます。

私が山都町に勤務しておりましたとき、給食の先生方は子供たちとの交流も大切にしておられました。気になるあの子はお腹いっぱい食べたでしょうか、きょうは食器を返しに来たとき、あの子が元気がなかったけど、担任が見えない子供の様子を伝えてくださっていました。

また、山都町産の農産物を通して農業を学んだり、全ての生き物の命をいただくことの意味を学ぶなど、給食には大変たくさんの学びがあります。

そのような大事な給食にかかわる費用を憲法の精神にのっとり無償にするということを重ねて提案したいと思いますが、町長いかがでしょうか。

**○議長（工藤文範君）** 町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** 今、学校給食について御質問がありました。私も副町長と矢部中の給食と一緒に生徒さんと食べました。大変おいしい給食でありましたし、食べ残しが一つもないというような先生のお話でありました。

後でまた教育委員会のほうから正確な数字は出てくるかなという思いでおりますが、今、医療費については18歳まで無償化ができておる。また、先ほど矢仁田議員からありましたように、保育料につきましても、国の基準よりも非常に安い保育料という話であります。学校給食については、まだそのような形にはなっておらないという思いでおりますが、うちの自校方式が非常に割高になっておるのも事実じゃないかなという思いでおります。今言われる分、十分私も感じておるところではあります。

山都町の多くの農産物を使った中であのおいしい給食ができる。先生方の努力はもちろんでございますが、一般の方々もそういう形の中で協力をしていただいておりますとお聞きをしておりますので、この部分については、医療費の無料化について先般の新聞報道も見られたかなと思っておりますが、国のほうは無料化するならば交付金を減らすと。実際減っているようであります。そのような国の姿勢は非常に我々地方には、また、弱者には冷たいやり方じゃないかなと思います。具体的な数字は私も把握をしておりますが、あれは読売新聞じゃなかったかなと思っておりますが、そういう分もあります。また、給食についてまたそのような形があるかわかりませんが、今言われることについては、これだけ子育てを充実したいと言っておる私でありますので、先ほどから言いますように、十分皆さんと協議をしながら進めてまいりたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** 2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** 給食については、今、小学校で月4,200円から4,300円の11カ月分、中学校では5,100円の11カ月分で、これを無料にするためには約4,300万円だろうと私で計算いたしました。

保育料無料化もずっと言ってまいりましたが、この間の3月議会の質問で保育料を無料化するためにどれぐらいの財源が必要かということでお尋ねをしたところ、7,000万というふうにお答えをいただいたんですが、これは国の基準どおりで徴収すれば7,000万ということになると思ひ

ますし、本町では40%軽減していますので、3,900万ほどということで確認をしたいと思っております。福祉課長をお願いします。

**○議長（工藤文範君）** 福祉課長、坂口広範君。

**○福祉課長（坂口広範君）** お答えをいたします。ただいま、議員からありましたように、保育料の無償化に関して、3月の定例会において、山都町で実際に保育料を無料にするためには一体どれくらいの予算が必要と考えるのかという御質問でございました。これに対して、保育料は総額で4,600万ほどあり、これをゼロにすれば完全無料化になりますが、現在、町が国基準の4割部分を負担しているのです。それを合わせれば7,000万円以上の町の新たな持ち出しになるというふうに回答をなされております。これが非常にわかりづらく、また、誤解を与えるような答弁であったということの御指摘だろうというふうに思っております。

まず、さきの3月定例会の御質問に改めて答弁させていただきますと、保育料無料といいますが、これは予算にして4,600万円がゼロになるということです。逆に言えば、4,600万円の一般財源が必要になるということでございます。

**○議長（工藤文範君）** 2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** 保育料無料化には4,600万が必要だと言われました。先ほど、給食費を無料にするためには4,300万だろうと、私の計算で行きますとね。すると、約9,000万必要です。これをどこから持ってくるのかということでは、12月議会でも申し上げさせていただきましたが、ふるさと納税の目的化と、初めに質問いたしました第三セクターへの管理委託料の見直しということではどうかならないかというふうに思っております。

ふるさと納税から活用できる金額としては、返礼品や手数料等の事務経費を引いても30年度には少なく見積もっても約8,000万円余りというふうに聞いております。3月議会でもこのように提案いたしまして、町長はそれだけには充てられないという御回答でしたけれども、私はやはり重ねて保育料無料化、加えて、給食費の無料化の一部でも充てていただきたいと思っております。

なぜなら、山都町は待機児童問題ゼロ、豊かな自然と安心安全な食べ物は豊富にあるという魅力があります。でも、ここまでは近隣の町村と余り変わらないかなというところだと思いますけれども、その上に子供さんや親御さんに寄り添い、きめ細やかな就学前教育を行うという、どこにも負けない保育園がある。そして、子育て支援センターというサポートもある。病後児保育もある。その上に保育料と給食費は無料という、やはりほかの町村にはまだどこにもない目玉を打ち出していくということが大事ではないかと思うわけです。国もその方針です。どこよりも先に行っていくということが大事だと思います。

子育てするなら山都町と言える中身を具体的に出していく。そのためにも、何遍も申し上げますけれども、保育料、加えて給食費も無料にする。子育てするなら山都町ですよと言える中身を持つ。町長いかがでしょうか。

**○議長（工藤文範君）** 町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** 答えにはならんかもしれませんが、お答えします。

今ありましたように、数字的には9,000万円ぐらい要るんじゃないかなという話であります。

あと具体的には事務局が言うかなという思いであります。本当にそのとおりだと思います。

また、保育料についてはもう、来年か再来年か国のほうもそういう方針でありますので、そしてもう1年かなと、簡単かなという思いもあるところでございますが、そういう分も含めながら、やはりうちの財政上、先ほど言いました保育料を無料にした場合、いろんな財源、ふるさと納税の分を使えというようなことでございますので、そういう部分も含めながら、先ほど言いましたように協議をしながら、次回にはお答えができるようにやっていきたいという思いであります。

**○議長（工藤文範君）** 2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** ありがとうございます。前向きに、前向きもしないということだったですかね。前向きとは言われませんでしたので、次にはお答えができるということをお願いしましたので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

4番目に行きます。

原発事故に伴って出た汚染された土を公共事業や農地に使うという国の方針についてお尋ねをいたします。

2年前の2016年6月、共同通信によりますと、福島原発事故に伴う汚染土について、よく報道等で黒い大きなバッグがたくさん積み上げられているのをごらんになるといいますけれども、あれが除染土と言われるんですけども、除染というと何もないように勘違いすることもあるかと思いますが、放射能汚染された土をとってその中に入れていくということです。汚染された土ですね。それを環境省は、放射性物質の濃度が1キロ当たり8,000ベクレル以下であれば、公共事業の盛り土などに再利用するという方針を決定しました。ベクレルというのは放射線を出す能力をあらわす単位です。

福島の事故の前は、100ベクレル以上の場所では、それは管理区域とされ、用事を済ませたらすぐに出ていかなければならないというようなとても危険な場所となっていたところです。今は実験中というところですが、その実験は今、汚染土の仮置き場から一般の住民が通る道路にまで広がっています。そして、先日6月1日には食べ物用ではない農地にも汚染土を使うという環境省の方針が出されています。

先ほども言いましたように、福島の原発事故の前は100ベクレル以上は使えないと言っていた基準が、なぜか80倍の8,000ベクレルまでは使ってよいとされる。そして、その汚染された土が全国の公共事業や農地に使われるということになります。

もし、山都町に、そのように公共事業、今たくさん工事をしていますよね、その工事の盛り土に使うと、それから、今では公園の土にして花を植えるとかいうふうの実験がされるというふうに言われていますが、そのようになれば、食べ物用の農地にも広がる危険性があります。安心安全な農産物の危機であると思います。それと、町民の健康にどれだけの影響を与えてしまうかと、とても心配でなりません。

もしも、山都町の地震や豪雨の復旧作業にこの汚染された土を、いろんな実験を今されているところでもありますけれども、その実験そのものもどうかと思うんですが、そういうふうな汚染土を使わなければならなくなったとしたら、町としてどういうふうに対処されていこうと思われて

いるでしょうか。総務課長、お願いします。

**○議長（工藤文範君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** それではお答えいたします。

議員御指摘のとおり、環境省のほうで6月1日付で具体的な使用の仕方を示したということでございます。現時点では山都町で道路改良工事、それから、農地の災害復旧等がございますが、現時点では現場内の利用ですとか、町内の土壌の流用ということで、具体的に利用はないというふうに認識をしております。

ただ、幾ら国の指針があれども、町民の皆さんに不安、それから不信感、また、安全性を確保できないものについては、実施できないものというふうに考えております。

今後も公共事業への資材流用拡大というのが予想されると思いますけれども、十分注意しながら報道等に注目していく必要があるかなというふうに思います。今のところ、使用の義務はないというふうに考えております。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** 2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** このような報道はなかなかされていないと思うんですね。私も知人から聞いたりしながら、この報道を聞いてとても驚きました。福島原発事故に学ぶということ、それから、福島を支援していくということと、放射能に汚染された土を受け入れるということは根本的に違うと思っています。山都町のみならず、全国それは一緒だと思います。今、総務課長が言われたように、町民の命や豊かな自然を守るために、汚染土の受け入れにはノーを示していただきたく思いますし、そのようにお答えをいただきました。

やはり、今は実験段階で決まっていないということではありますけれども、この段階から先ほど言われましたように注視をしていく。そのような動きにならないように気を配っていく。それは行政も私たちも町民の皆さんもそうだと思うんです。

原発事故がなかったことにされていることにとっても私は危惧をしておりますし、これからも自分のこととして福島に寄り添っていくということも重ねて思いながら、やはり、汚染された土が日本全国にばらまかれていくようなことにはぜひならないように気を配っていただきたいと思っています。私もそのように動いていきたいというふうに思っています。

今回はお尋ねしたことに簡潔に答えていただきましたので時間が余りました。前回はとても走ってしまったので、今回は全部質問させていただきました。貴重な時間を余らせるのはとても心苦しいんですけれども、これで終わりたいと思います。ありがとうございました。

**○議長（工藤文範君）** これをもって、2番、西田由未子君の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため、午後1時0分まで休憩します。

---

休憩 午前11時48分

再開 午後0時57分

---

○議長（工藤文範君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

**日程第2 報告第5号 有限会社「虹の通潤館」の経営状況について**

○議長（工藤文範君） 日程第2、報告第5号「有限会社「虹の通潤館」の経営状況について」の報告を求めます。

山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） それでは、報告第5号について報告させていただきます。

報告第5号、有限会社「虹の通潤館」の経営状況について。

地方自治法第243条の3第2項の規定に従い、有限会社「虹の通潤館」の経営状況を地方自治法施行令第173条の定める書類を添付し報告します。

平成30年6月7日提出。山都町長。

今回報告します主要3施設の指定管理施設につきましては、非常に厳しい経営状況が続いております。先ほど西田議員からの御質問にお答えしたとおりでございますけれども、懸命の努力を、経営努力を行われているところでございます。

それでは、虹の通潤館につきまして報告をさせていただきます。

平成8年4月に農林産物、畜産物、加工品、観光物産等の販売を目的にして設立された有限会社でございます。当時は物産館を運営しておりましたが、平成14年から宿泊施設の運営が新たに加わり、国民宿舎のリニューアル後の運営をあわせて行っていたところでございます。平成24年の4月からは、国民宿舎の運営のみを行っております。

資本金350万円のうち、町が200万、JAかみましが75万、山都町商工会が75万を出資しており、平成27年からそれぞれの団体から2名ずつ役員を選出いただき、取締役4名、監査役2名の体制です。

1 ページをごらんいただきたいと思います。

1 ページは総括と部門別実績比較でございます。

表1、部門別実績比較の欄でございますけれども、平成29年度の全体の利用者は11万4,321人、前年比1万2,085人の増です。売り上げも2,408万4,000円の売上増となりましたけれども、収益率の高い宿泊部門においては、前年を下回り687万円の減益となったところでございます。また、売り上げに対する販売管理費率が83.8%と高く、燃料費、水道光熱費等の経費を抑える必要がございます。

国内旅行者に対する営業展開も行っておりますけれども、集客が震災以降皆無であり、宿泊のターゲットを熊本市内方面の老人会や養護学校に向け展開しております。

2 ページから6 ページは、部門別分析を行っております。

宿泊部門、宴会部門、売店、休憩室、温泉館となっておりますので、後ほど御確認いただきますようお願いいたします。

9 ページの損益計算書をごらんください。

国民宿舎売上、純売上高でございますけれども、2億1,916万1,050円が売上総額でございます。

次に、期首棚卸高と国民宿舎仕入を足しまして、期末棚卸高を差し引いた売上原価が5,224万3,602円となり、売上総利益が1億6,691万7,448円となります。この金額から販売費・一般管理費を差し引いた営業利益がマイナスの1,668万6,028円となります。

販売費・一般管理費につきましては、次のページの10ページに内訳を記載してありますので、後でござんいただきたいと思えます。

9ページに戻っていただきまして、受取利息や雑収入の営業外収益を足して営業外費用を差し引いた経常損失が1,501万3,466円となり、固定資産売却益を足して、税引前当期純損失がマイナス1,487万3,865円となります。

さらに、法人税、事業税、法人町民税等を合わせた7万1,011円を差し引いた当期純損失がマイナス1,494万4,876円となります。

次に、8ページの貸借対照表をござんください。

まず、左側の資産の部でございますけれども、現預金計、売掛金の当座資産計が1,033万5,167円。商品、原材料、棚卸資産の計が152万1,000円。それと、未収入金、立替金、仮払金等が他流動資産の計として110万3,304円となります。流動資産の合計が1,295万9,471円となっております。

それと、建物、車両、工具あたりの有形固定資産の計が1,077万2,282円。無形固定資産の計が304万5,000円。投資その他の資産計が34万2,825円。固定資産の合計が1,416万107円となります。左側の資産の部の合計が2,711万9,578円となります。

右側の負債の部でございますけれども、こちらも未払金ですとか、未払消費税等を合わせまして、負債の部合計が4,560万6,612円となります。

先ほど、当期純損失が1,494万4,876円というふうに説明をさせていただきましたけれども、右下の純資産の部をござんいただきますと、前年度までの繰越利益剰余金1,091万7,158円、これは去年の数字でございますけれども、これと合わせまして、当期の繰越利益剰余金はマイナスの2,586万2,034円になります。

現在の純資産の合計は、マイナス1,848万7,034円と、経営上、大変厳しい状況になっております。

以上、有限会社「虹の通潤館」の経営状況報告を終わらせていただきます。

**○議長（工藤文範君）** 報告第5号の報告が終わりました。よって、報告第5号「有限会社「虹の通潤館」の経営状況について」は報告済みとします。

---

### **日程第3 報告第6号 株式会社「まちづくりやべ」の経営状況について**

**○議長（工藤文範君）** 日程第3、報告第6号「株式会社「まちづくりやべ」の経営状況について」報告を求めます。

山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** それでは、報告第6号について報告させていただきます。

報告第6号、株式会社「まちづくりやべ」の経営状況について。

地方自治法第243条の3第2項の規定に従い、株式会社「まちづくりやべ」の経営状況を地方

自治法施行令第173条の定める書類を添付し報告します。

平成30年6月7日提出。山都町長。

「まちづくりやべ」につきましては、平成13年8月に設立され、中心市街地の活性化事業のほか、人材派遣事業、地籍調査事業、平成28年度からはNTT光コラボ事業やプロバイダー事業の通信事業にも取り組んでおります。

資本金は2,000万円で、内訳は、町が200株の1,000万円、個人出資分は161株、人数でいきますと89人の805万円、自社株が39株195万円で構成されております。

役員は、取締役5名と監査役2名となっております。

まず、5ページの損益計算書をごらんください。

売上高ですけれども、派遣事業、企画事業、地籍事業、通信事業、家賃収入を合わせまして、1億3,625万9,735円が売上総額でございます。

次に、期首貯蔵品棚卸高、材料費、業務委託費、事務委託費、期末貯蔵品棚卸高の売上原価の合計が2,323万3,415円となり、1億1,302万6,320円が売上総利益でございます。

次に、販売費、一般管理費、これについては、人件費とか事務消耗品費、地代家賃等の合計が1億1,891万2,643円ございまして、これらの一般管理費を差し引いた営業損失がマイナス588万6,323円となります。

その他、営業外収益を足して営業外費用を差し引いた経常損失がマイナス592万5,221円となり、固定資産除却損を足して、税引き前の当期純損失がマイナス625万7,587円となります。

さらに、法人税、県民税等の法人税等充当額18万3,779円を差し引いた当期損失がマイナス644万1,366円となります。

事業内容については、3ページに部門別ごとに記載をしてあります。

まず、人材派遣事業部の粗利でございますけれども、表の一番下になりますけれども241万2,000円、地籍調査事業部については粗利1,781万5,000円、企画事業部については粗利でマイナス369万6,000円、通信事業部は粗利でマイナス357万1,000円でございます。

次に、4ページの貸借対照表をごらんください。

先ほど損益計算書によります当期純損失が644万1,366円と説明してございましたけれども、純資産の部の右下のところでございますけれども、前年度までの繰越利益剰余金が4,767万6,125円でしたので、これを合わせまして当期の繰越利益剰余金については4,123万4,759円になります。現在の純資産の合計は6,008万4,759円となっております。

以上、株式会社「まちづくりやべ」の経営状況報告を終わらせていただきます。

**○議長（工藤文範君）** 報告第6号の報告が終わりました。よって、報告第6号「株式会社「まちづくりやべ」の経営状況について」は報告済みとします。

---

#### **日程第4 報告第7号 一般財団法人「清和文楽の里協会」の経営状況について**

**○議長（工藤文範君）** 日程第4、報告第7号「一般財団法人「清和文楽の里協会」の経営状況について」報告を求めます。

山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** それでは、報告第7号について報告させていただきます。

報告第7号、一般財団法人「清和文楽の里協会」の経営状況について。

地方自治法第243条の3第2項の規定に従い、一般財団法人「清和文楽の里協会」の経営状況を地方自治法施行令第173条の定める書類を添付し報告します。

平成30年6月7日提出。山都町長。

「清和文楽の里協会」につきましては、平成9年4月に財団法人として設立され、山都町清和地域に存在する貴重な伝統芸能清和文楽と食文化を伝承・啓発し、また、自然景観を活用することで地域の発展に貢献し、豊かで快適な生活がある農村文化村を創造するという設立目的を達成するため、積極的な取り組みを行っていただいております。

清和文楽館は、開館25周年を迎えて6月に淡路人形座より講師を招聘し、25周年記念講演を開催。12月にも熊本地震復興支援として、淡路人形座清和文楽ジョイント公演を開催するなど、技能向上のため人形指導に当たっていただきました。3月にも熊本地震復興を目的に、能・清和文楽人形芝居共同公演を開催しております。能楽師として芸道を守り続ける櫻間會が、熊本に縁の深いこともあり、共同公演で盛り上げたいと申し出があったものでございます。

まず、3ページをごらんいただきたいと思います。

3ページ、⑥役員に関する事項ですけれども、理事が3名、評議員7名、監事2名となっております。

次に、職員に関する事項です。職員は8名、このほかパート12名と、清和文楽人形芝居保存会が8名でございます。

次に、4ページです。

4ページ、(4)管理施設の概要として、各施設の概要が記載されております。

次に、2番の全体行事経過として、理事会、評議会、評議委員会の開催状況でございます。

5ページに入りまして、3番の利用者数の状況です。

文楽館、天文台、物産館を合わせまして、平成29年度は合計が出ておりませんが、3施設合わせまして7万1,260人の利用がっております。平成28年度が6万5,521人ですので、5,739人増加しております。震災前の27年度が7万6,243人ですので、少しずつ回復している状況でございます。

6ページから14ページまでは、各施設ごとの事業報告になっておりますので、後ほど御確認をいただきますようお願いいたします。

15ページから決算報告になっておりますが、18ページの正味財産増減計算書内訳表をごらんください。

文字が小さくて申しわけございませんが、ごらんのとおり、清和文楽館、天文台、物産館、法人会計、会計というふうに分かれておりますので、一番右端の合計の欄で御説明させていただきます。

(1) 経常収益の欄からでございますけれども、基本財産運用益として2万5,299円です。こ

れは基金の利息になります。天文台販売収入11万2,039円、郷土料理事業収入2,758万3,583円、受取利息174円、利用料金収入1,841万4,168円、受託事業収入2,153万5,759円です。この受託事業収入というのが指定管理料になります。これは税抜きの金額になります。それと、物産館販売収入7,589万8,257円です。加工事業収入511万8,254円。以上、経常収益計が1億5,020万5,196円となります。

続いて、経常費用でございます。

事業費管理費の明細が、18ページから19ページに記載されておりますけれども、19ページの下段の経常費用の計が、トータルでございますが1億5,434万8,076円となり、一番下段の当期経常増減額はマイナスの414万2,880円となります。

施設ごとに見ますと、文楽館がマイナスの565万7,056円になります。一番下の段のところでございます。天文台が95万8,231円のプラス。それと、物産館が445万7,290円のプラスです。

法人会計欄ですが、施設全体に係る分としてマイナス390万1,345円となりまして、先ほど申し上げました当期経常増減額がマイナス414万2,880円となります。

さらに、20ページをおあけいただいて、法人税、住民税等の事業税の7万1,000円を差し引いて、一般正味財産増減額が421万3,880円となります。

昨年度末の一般正味財産期首残高が9,351万4,493円ありましたので、一般正味財産の増減額のマイナスの421万3,880円を差し引きますと、一般正味財産期末残高が8,930万613円となります。これに基本財産の、これは出資金になりますが3,000万を加えますと、一番下段の正味財産期末残高の1億1,930万613円となります。

次に、16ページの貸借対照表をごらんください。

貸借対照表内訳表になります。

まず、資産の部です。流動資産の合計が1,834万1,813円です。2番の固定資産の資産合計です、一番下の欄になりますが、1億3,123万1,144円になります。

負債の部です。17ページになりますが、流動負債の合計が1,193万531円、固定負債はありません。負債の合計が1,193万531円ということです。

正味財産の部の正味財産合計額1億1,930万613円が、これが今、一般財団法人清和文楽の里協会の全財産ということになります。

以上、一般財団法人「清和文楽の里協会」の経営状況報告を終わらせていただきます。

**○議長（工藤文範君）** 報告第7号の報告が終わりました。よって、報告第7号「一般財団法人「清和文楽の里協会」の経営状況について」は報告済みとします。

---

#### **日程第5 報告第8号 有限会社「そよ風遊学協会」の経営状況について**

**○議長（工藤文範君）** 日程第5、報告第8号「有限会社「そよ風遊学協会」の経営状況について」報告を求めます。

山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** それでは、報告第8号について報告させていただきます。

報告第8号、有限会社「そよ風遊学協会」の経営状況について。

地方自治法第243条の3第2項の規定に従い、有限会社「そよ風遊学協会」の経営状況を地方自治法施行令第173条の定める書類を添付し報告します。

平成30年6月7日提出。山都町長。

有限会社「そよ風遊学協会」は、平成9年3月に設立し、都市で享受することのできない山村が持つ四季折々の風土や自然条件を活用した多自然居住空間の創造を図る目的で、そよ風パークを運営しております。また、事業の実施により交流人口の増大、地場産業への経済効果等を通じて若者の定住促進を目指すものでございます。

社員11名、パート21名、レストラン支援部10名、計42名で運営を行っております。

まず、3ページをごらんいただきたいと思います。

上段に要約損益計算書となっておりますが、震災前の平成27年と比較しますと、売上高で1,097万円の減となっております。

下段の来場客数については、震災のあった昨年より増加はしているものの、平成27年と比較すると1万6,717人の減となっております。

福岡や長崎の旅行会社への営業も積極的に行い、バイキングを組み込んだツアー企画で協力を得ているところでございますけれども、震災の影響で募集人員が集まらず催行できない場合が多く、現在、宮崎県の老人会ですとか、シニアの女性グループを中心に営業を強化したところでございます。

昨年から、人件費報酬カット、退職者8名という少ない人員の中で、しっかりと経営は取り組んでいただきましたけれども、経営的には非常に厳しい状況が続いております。

まず、7ページの損益計算書をごらんください。

純売上高ですけれども、2億4,569万3,316円が売上総額でございます。

次に、フロント、レストランなどの売上原価8,904万8,468円となり、売上総利益が1億5,664万4,848円となります。この金額から、販売費、一般管理費を差し引いた営業利益が318万2,948円となります。

販売費、一般管理費については、次の8ページのほうに内訳を記載してありますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

7ページに戻りまして、受取利息や雑収入の営業外収益を足しまして、営業外費用を差し引いた経常利益が153万8,161円となります。前期損益修正損、固定資産除却損を引いて、税引き前の当期純利益が146万1,858円となります。

さらに、法人税、県民税、事業税等を合わせた18万3,612円を差し引いた当期純利益が127万8,246円となります。

次に、6ページの貸借対照表をごらんください。

まず、左側の資産の部のところでございますけれども、現金預金、売掛金、クーポン、クレジット等の流動資産が1,408万6,121円になります。固定資産、有形固定資産が建物、附属設備、車両等を合わせまして1,191万3,560円、投資その他の資産として114万9,638円になります。固定資

産の合計が1,306万3,198円となります。

資産の合計、一番下の欄ですけれども、2,714万9,320円になります。

右側の負債の部でございます。流動負債が、買掛金、未払金、未払賃金、預り金、短期借入金等を含めまして2,786万9,185円になります。

固定負債について、長期借入金の欄がございますけれども、これが2,454万9,000円となっております。これに、町の借入金2,100万円が入っております。

それと、右下の純資産の部をごらんいただきますと、前年度までの繰越利益剰余金1億2,654万7,111円と合わせまして、当期の繰越利益剰余金は1億2,526万8,865円になります。

現在の純資産の合計は、マイナス2,526万8,865円となっております。

以上、有限会社「そよ風遊学協会」の経営状況を終わります。

**○議長（工藤文範君）** 報告第8号の報告が終わりました。よって、報告第8号「有限会社「そよ風遊学協会」の経営状況について」は報告済みとします。

---

#### **日程第6 報告第9号 有限会社「清和資源」の経営状況について**

**○議長（工藤文範君）** 日程第6、報告第9号「有限会社「清和資源」の経営状況について」報告を求めます。

企画政策課長、藤原千春君。

**○企画政策課長（藤原千春君）** 報告第9号について報告させていただきます。

報告第9号、有限会社「清和資源」の経営状況について。

地方自治法第243条の3第2項の規定に従い、有限会社「清和資源」の経営状況を地方自治法施行令第173条の定める書類を添付し報告します。

平成30年6月7日提出。山都町長。

この「清和資源」につきましては、平成13年6月に測量業務、地籍調査等の一筆調査等を請け負う会社として、町の出資金300万円をもって設立されている有限会社でございます。平成29年7月から、山都町鳥獣処理加工施設の管理運営業務を受託しております。

3ページからの第17期の決算報告書で御説明いたします。

まず、5ページの損益計算書をごらんください。

売り上げにつきましては、測量設計受託収入4,291万9,200円で、ほかに測量助手人夫賃収入としまして496万1,640円となっております。また、鳥獣処理加工施設の精肉加工品販売収入438万9,393円、施設受託収入108万9,720円、解体加工収入2万8,000円となっており、純売上高は5,338万7,953円となります。製造原価364万7,644円を差し引きまして、4,974万309円が売上総利益となっております。

次に、販売費及び一般管理費といたしまして4,670万4,042円でございます。この一般管理費につきましては、次の6ページに内訳を掲載してありますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

5ページの損益計算書に戻っていただきまして、これらの一般管理費を引いた残りの営業利益

が303万6,267円となっております。その他営業外収益を足して、営業外費用を差し引いた経常利益が291万8,198円となります。

特別利益といたしまして貸倒引当金戻入、特別損失といたしまして貸倒引当金繰入を計上しまして、税引き前の当期の純利益が290万8,198円となります。法人税等の充当額が51万5,400円ということで、当期純利益は239万2,798円となっているものです。

受託内容につきましては、測量関係の受託明細が1ページに、2ページに鳥獣処理加工施設の実績について記載されております。

4ページをお願いします。

貸借対照表でございますけども、一部について説明させていただきます。

右下の純資産の部をごらんください。

損益計算書による当期純利益が239万2,798円で、前年度までの繰越剰余金の1億507万4,846円と合わせまして、当期の繰越利益剰余金は1億746万7,644円ということで、資本金300万円と合わせまして、現在の純資産は1億1,046万7,644円となっております。

以上、有限会社「清和資源」の経営状況報告を終わらせていただきます。

**○議長（工藤文範君）** 報告第9号の報告が終わりました。よって、報告第9号「有限会社「清和資源」の経営状況について」は報告済みとします。

---

## **日程第7 議案第32号 専決処分事項（平成29年度山都町一般会計補正予算第6号）の報告並びにその承認を求めることについて**

**○議長（工藤文範君）** 日程第7、議案第32号「専決処分事項（平成29年度山都町一般会計補正予算第6号）の報告並びにその承認を求めることについて」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** それでは、議案第32号について説明をいたします。

議案第32号、専決処分事項の報告並びにその承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成29年度山都町一般会計補正予算（第6号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めます。

平成30年6月7日。山都町長。

提案理由です。

平成29年度山都町一般会計補正予算（第6号）について、年度内に定める必要がありましたが、議会を招集する時間の余裕がございませんでしたので専決処分を行ったものでございます。

これが議案を提出する理由です。

それでは、予算書で説明をしたいと思います。

歳出から説明を行いますので、17ページをお願いしたいと思います。

まず、2款1項22目の山の都創造ファンド事業費と23目の熊本地震復興基金交付金事業費がございます。事業費の確定による減額をしているところでございます。

2項1目の税務総務費でございます。地域雇用創出基金への繰り戻しを行いましたので、財源の組み替えを行ったものでございます。

続きまして、18ページでございます。

5款1項3目の農政費でございます。第5号補正で予算計上したのですが、担い手確保・経営強化支援事業につきましては、事業採択の決定。それから、大雪被害生産施設復旧対策事業につきましては、事業費の確定により合わせまして6,390万円の減額とするものでございます。

6款1項2目の商工振興費でございます。こちらは八朔祭大造り物工事に係るもので、補助金の減額並びに公共施設整備基金への繰り戻しを行ったところでございます。

7目ふるさと寄附金事業費でございます。こちらは、寄付金額と謝礼品等の精算を行いまして、6,380万円の減額としております。

後ほど、基金の項目でも触れますが、ふるさとを応援基金費につきましては、5,163万円の積み立てを行うこととしております。

続きまして、19ページでございます。

7款に入りまして、辺地債の調整により財源組み替え等を三つの事業で行っております。

20ページの9款に入ります。学校教育施設整備基金を小・中学校の修繕事業や給食管理費に充当していたのですが、同基金への繰り戻しを行うため、財源組み替えを行ったところでございます。

10款の災害復旧費関係でございますが、こちらにつきましても、地域雇用創出基金への繰り戻しあるいは補助金の増額等により、財源組みかえを行ったものでございます。

続いて、21ページに入っていきます。

12款2項の基金費になります。財政調整基金に5,035万円、学校教育施設整備基金に4,000万円、22ページに入りまして、ふるさと応援基金に5,163万円、通潤橋未来への懸け橋基金に49万6,000円、それぞれに基金積み立てを行うものでございます。

次に、歳入について説明しますので、9ページをお開きいただきたいと思います。

町税等はそれぞれ確定しました部分でございます。また、特定財源につきましては、歳出予算のところで確認をいただいたと思いますので、それ以外について説明をさせていただきます。

10ページをお願いします。

10ページの2款地方譲与税から13ページの12款交通安全対策特別交付金につきましては、補正第5号の後に確定しました剰余金、交付金の金額に合わせて今回補正を行ったものでございます。

その中で、13ページの1番上にあります地方交付税でございますが、これは今回、特別交付税が確定したことによりまして、2億5,051万5,000円を増額の補正を行っております。これによりまして、交付税の合計につきましては、その欄の一番下にあります。合計しますと60億8,899万2,000円になるというものでございますが、これにつきましては、平成28年度の決算額と比べますと、4億7,342万4,000円の減少となるものでございます。

次に、15ページの繰入金でございます。

財政調整により、繰入金を6,589万2,000円繰り戻すことにいたしました。その他の基金の繰り

戻しにつきましては、それぞれ歳出予算で説明を行ったところでございます。

続きまして、16ページの22款町債でございます。これにつきましては、それぞれ事業費の確定等によりまして、今回精査を行った金額によるものでございます。

ページを戻っていただきまして、4ページをお願いしたいと思います。

第2表、繰越明許費の補正でございます。

報告第2号の繰越明許費繰越計算書で説明を申し上げたものでございます。

次に、6ページの第3表、地方債の補正です。

地方債の起債目的ごとの変更を計上したものでございます。8億1,750万円の限度額ということになるものでございます。

続きまして、予算書の表紙の次のページをあけていただきたいと思います。

平成29年度山都町一般会計補正予算。

平成29年度山都町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ89万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ188億2,489万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費の補正。

第2条、繰越明許費の追加・変更は、第2表繰越明許費補正による。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、第3表地方債補正による。

平成30年3月31日専決。山都町長。

以上で、説明を終わらせていただきます。

**○議長（工藤文範君）** 議案第32号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第32号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号「専決処分事項（平成29年度山都町一般会計補正予算第6号）の報告並びにその承認を求めることについて」は、原案のとおり承認されました。

---

**日程第8 議案第33号 専決処分事項（平成29年度山都町介護保険特別会計補正予算第4号）の報告並びにその承認を求めることについて**

**○議長（工藤文範君）** 日程第8、議案第33号「専決処分事項（平成29年度山都町介護保険特別会計補正予算第4号）の報告並びにその承認を求めることについて」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長、坂口広範君。

**○福祉課長（坂口広範君）** それでは、説明をいたします。

議案第33号、専決処分事項の報告並びにその承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める。

専決第2号、平成29年度山都町介護保険特別会計補正予算（第4号）について。

平成30年6月7日提出。山都町長。

これは、さきの3月定例会後に生じた介護給付費準備基金、この利子を当該基金条例に基づき基金に編入するものでございます。

予算書は、最終ページの3ページをごらんください。

ただいま申し上げましたように、3月補正後に生じた4万3,889円、予算にして4万4,000円の利子を収入し、積み立てるものでございます。歳入歳出とも同額でございます。

続きまして、表紙の次のページをおあげください。

平成29年度山都町の介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出補正予算。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億7,274万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

平成30年3月31日専決。山都町長。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** 議案第33号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第33号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号「専決処分事項（平成29年度山都町介護保険特別会計補正予算第4号）の報告並びにその承認を求めることについて」は、原案のとおり承認されました。

---

**日程第9 議案第34号 専決処分事項（山都町税条例等の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて**

**○議長（工藤文範君）** 日程第9、議案第34号「専決処分事項（山都町税条例等の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長、田中耕治君。

**○税務住民課長（田中耕治君）** それでは、議案第34号について御説明をいたします。

議案第34号、専決処分事項の報告並びにその承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めます。

専決第3号、山都町税条例の一部改正について。

平成30年6月7日提出。山都町長。

次のページをごらんいただきたいと思います。専決処分書です。

専決第3号、専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、山都町税条例等の一部改正について別紙のとおり専決処分する。

平成30年3月31日。山都町長。

次のページに、改正文を添付しております。

山都町税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月31日。山都町長。

山都町条例第8号、山都町税条例等の一部を改正する条例。

次、1条からずっとございますが、議員さん方のほうにお配りしております資料の一番最後のほうに、山都町税条例の一部改正の概要というものをつけておりますので、逐条でよりも、これのほうの方がわかりやすいかと思っておりますので、これで御説明をさせていただきたいと思います。

まず、1としまして山都町税条例の改正の理由としまして、山都町税条例については、地方税法等の一部を改正する法律等が平成30年3月31日に交付され、平成30年4月1日から施行されることから、山都町税条例の一部を改正するものです。条項によって、施行期日が少しずつ変わっております。

2としまして、地方税法等の一部を改正する法律の概要。今般の196回通常国会における提案理由の概要に沿いまして、下のほうに解説をしております。

(1) から次ページの(5)までが、主な税条例等の改正の概要になります。

1番としまして、個人住民税関係です。

働き方の多様化を踏まえ、特定の働き方だけでなく、さまざまな形で働く人を応援し、所得税と同様に給与所得控除、公的年金控除等の制度の見直しを図りつつ、一部を基礎控除に振りかえる等の見直しを行うということになります。

条文のほうで行きますと、第20条から第53条の7までの改正部分については、町民税に関するもので、主な改正が、今言いましたところの基礎控除が10万円引き上げられたと。今まで33万円だったものが、43万円に引き上げられたということになります。

また、基礎控除について、所得配分機能回復の観点ということで、高額所得者にまで税負担の軽減効果を及ぼす必要はないということで、前年度の合計所得金額が2,000万円を超える場合には基礎控除は消滅する仕組みとなっております。2,400万円から遡減をしていき、2,500万円で消滅ということになります。

済みません、固定資産税関係の後ろの7は、これは間違いです。済みません、これは訂正をお願いいたします。

2番目に固定資産税関係です。

平成30年度の評価がえ伴い、土地に係る固定資産税の税負担の調整ということで、負担調整措置というものが講じられておりますが、固定資産税が急激に上昇して税負担が重くなり過ぎないように緩やかな上昇となるように調整するというので、平成6年から地価公示価格の7割をめどとした評価額を設定しております。附則の第11条から13条までの規定で、固定資産税に係る負担調整措置を平成32年度まで3年間延長するというものになります。

3番です。たばこ税関係になります。

地方のたばこ税の税率引き上げ等の見直しが行われます。条文のほうの第92条から第98条までの改正部分におきましては、町たばこ税に関するもので、具体的には平成30年の10月1日、そして、32年の10月1日、33年の10月1日の3回に分けて、1本当たり0.5円ずつ計1.5円引き上げられます。国たばこ税と合わせて、合計3円の引き上げとなります。

平成31年の10月には、消費税率の引き上げが予定されておりますので、そこは1年先送りして、32年、33年という形の3年での引き上げということになります。

現在は1箱、一般的に紙巻きたばこの20本入りに、およそ245円の税金がかかっていますが、平成33年の10月には、それがおよそ305円となります。正確に言いますと、304円88銭という形なのですが、305円というふうになります。

それと、今よく使われている加熱式たばこについては、現在パイプたばこという分類になっているものを新たに加熱式たばことして分類されるということになるものです。

4番目に、地方税の電子化としまして、地方住民税の申告等の地方税関係の手続を電子情報処理組織というもので、提出義務の創設並びに地方公共団体共通の電子納税システムの整備を行うというものになります。

第48条の10項から12項について、共通納税電子システムの導入、e L T A Xの安全かつ安定的な運営のための措置、大法人の、資本金が1億円を超える法人につきましては、法人住民税に係る電子申告が義務化されるということになります。

5番に、税負担の軽減措置ということになります。

固定資産税負担軽減措置の整理、合理化等を行うということで、償却資産に係る固定資産税の課税標準特例措置の創設ということですが。

附則の第10条の2、課税標準の特例に対し町独自で税率を設定する、いわゆる「わがまち特例」というのがございますが、その中で、地方税法等の一部を改正する法律の規定を参酌して税率を設定しております。今国会で生産性向上の実現のための臨時措置法というものが可決されて、それにより、市町村が主体的に作成した計画に基づき行われた中小企業の一定の設備投資につきましては、それから3年間に限って固定資産税償却資産等をゼロというふうにしていくというものになります。

また、利便性の向上、改修工事を行われた実演芸術公演施設、劇場等に対しての固定資産税の減額措置を規定しているものでございます。

そのほかにつきましては、税法等の改正によります条文のずれによるものになります。

その他というところで、附則につきましては、附則第1条の1項から10号までに、各項ごとに施行期日を定めているものでございます。

以上で、御説明を終わります。

**○議長（工藤文範君）** 議案第34号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第34号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号「専決処分事項（山都町税条例等の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて」は、原案のとおり承認されました。

---

#### 日程第10 議案第35号 専決処分事項（山都町税等の減免に関する条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて

**○議長（工藤文範君）** 日程第10、議案第35号「専決処分事項（山都町税等の減免に関する条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長、田中耕治君。

**○税務住民課長（田中耕治君）** それでは、議案第35号について御説明をいたします。

議案第35号、専決処分事項の報告並びにその承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める。

専決第4号、山都町税等の減免に関する条例の一部改正について。

平成30年6月7日提出。山都町長。

次のページをごらんください。

専決第4号、専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、山都町税等の減免に関する条例の一部改正について別紙のとおり専決処分する。

平成30年3月31日。山都町長。

次のページに改正文を載せております。

山都町税等の減免に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月31日、山都町長、梅田穰。

山都町条例第9号、山都町税等の減免に関する条例の一部改正する条例。

山都町税等の減免に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条中「農業災害補償法」を「農業保険法」に改める。

附則、この条例は、平成30年4月1日から施行する。

山都町税等の減免に関する条例につきましては、震災や風水害、あと、落雷、火災等で被害を受けた者に対して課す町民税、固定資産税等につきまして、法令等に定めるもののほか、この条例によって軽減、減免をするというものでございます。

次のページに、新旧対照表を載せておりますが、裏面ほうの2ページ目の第3条の3段目に、左側が改正前、右側が改正後になりますが、下線を引いております「農業災害補償法」が「農業保険法」に名称が変えられたというものです。

最後のページに、山都町税等減免に関する条例の一部改正の概要と載せております。

町税等の減免に関する条例の中に、第3条の農業災害補償法を農業保険法に改めるということで書いております。で、農業災害補償法が大幅に改正され、題名まで、法律の題名が変えられたということで、この山都町税等の減免に関する条例第3条の中の規定文を変えたものでございます。

農業災害補償法の改正の概要につきましては、下のほうに1、2、3、4番まで書いておりますので、これをごらんいただければというふうに思います。

以上で、説明のほうを終わらせていただきます。

**○議長（工藤文範君）** 議案第35号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第35号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号「専決処分事項（山都町税等の減免に関する条例の一部改正）の報告

並びにその承認を求めることについて」は、原案のとおり承認されました。

---

**日程第11 議案第36号 専決処分事項（山都町国民健康保険税条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて**

**○議長（工藤文範君）** 次に、日程第11、議案第36号「専決処分事項（山都町国民健康保険税条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康ほけん課長、山本祐一君。

**○健康ほけん課長（山本祐一君）** 議案第36号、専決処分事項の報告並びにその承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める。

専決第5号、山都町国民健康保険税条例の一部改正について。

平成30年6月7日提出。山都町長。

次ページです。

専決第5号、専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、山都町国民健康保険税条例の一部改正について別紙のとおり専決処分する。

平成30年3月31日。山都町長。

次ページです。

山都町国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月31日。山都町長、梅田穰。

山都町条例第10号、山都町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

山都町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

一番最後に説明の資料を添付しておりますので、その資料のほうをごらんください。

平成30年度国民健康保険制度の改正についてというふうなことで資料を作成しております。

御存じのとおり、本年、平成30年4月から、国民健康保険の財政運営が都道府県と市町村が一緒に国保を運営するというので、県が各市町村ごとに国保事業納付金を決定いたします。その納付金を賄うための標準保険税率を提示するとともに、保険給付に必要な費用を全額市町村に支払います。市町村は県が示した標準保険税率を参考に保険税率を定め、それを財源に、国保事業の納付金というのを県に納付する形になります。

今回、県が示しました標準的な算定方式をそこに載せております。

国保の課税の基本というのは、その表に示しておりますとおり、医療分、それから75歳以上の後期高齢者制度の支援分、それから介護分でございます。

一番下の表をごらんください。

平成29年度までは、それぞれ医療分、後期高齢者支援分、介護分、これはそれぞれこの4方式

で行ってございましたけれども、今回県が示しました標準税率というものは、その右側に書いておりますけれども、医療分、後期高齢者支援分につきましては、資産割を除きました所得割、均等割、平等割の3方式です。介護分につきましては、所得割、均等割の2方式というふうになります。

それから、一番下に書いておりますけれども、医療分に係る課税の限度額、これを54万円から58万円に改正いたします。

それから裏面ですけれども、その改正に伴いまして減額措置を行っておりますけれども、7割、5割、2割というふうにありますけれども、今回、5割軽減分、2割軽減分につきまして、下に書いておりますけれども、その被保険者に乗じる額を27万円から27万5,000円、2割軽減につきましては49万から50万円というふうなことで改正されます。

条文の1番最後のページをごらんください。

附則です。

施行期日。

第1条、この条例は平成30年4月1日から施行する。

第2条につきましては、適用区分を載せております。

以上です。よろしく申し上げます。

**○議長（工藤文範君）** 議案第36号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 質疑なしと認めます。

これから議第36号採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号「専決処分事項（山都町国民健康保険税条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて」は、原案のとおり承認しました。

---

**日程第12 議案第37号 専決処分事項（山都町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて**

**○議長（工藤文範君）** 日程第12、議案第37号「専決処分事項（山都町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長、坂口広範君。

**○福祉課長（坂口広範君）** それでは報告いたします。

議案第37号、専決処分事項の報告並びにその承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める。

専決第6号、山都町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

平成30年6月7日提出。山都町長。

次ページをお願いいたします。

専決第6号、専決処分書。

地方自治法179条第1項の規定により、山都町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、別紙のとおり専決処分する。

平成30年3月31日。山都町長。

次ページをお願いいたします。

山都町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月31日。山都町長。

以下、改め文でございますけれども、これは次の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

下線箇所が今回改正に係るものでございます。

まず、現行条例は介護保険法の規定に基づきまして平成24年度に制定をしたものでございますけれども、今回、介護保険制度の改正に伴い、関係する法律や政令が本年4月1日から施行されることに当たって、国において条文の整理が行われたことによるものでございます。

ただいま申し上げましたように、関係法令が新たに制定、または内容が変更になったことを受けての条例改正ということではなく、省令の文言の見直しがされたということに伴い本町条例の該当箇所の文言を整理したということで御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** 議案第37号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第37号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号「専決処分事項（山都町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて」

は、原案のとおり承認されました。

ここで10分間休憩いたします。

---

休憩 午後 2 時07分

再開 午後 2 時18分

---

○議長（工藤文範君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

### 日程第13 議案第38号 山都町営体育館条例の一部改正について

○議長（工藤文範君） 日程第13、議案第38号「山都町営体育館条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） 御説明いたします。

議案第38号、山都町営体育館条例の一部改正について。

山都町営体育館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成30年 6 月 7 日提出。山都町長。

提案理由です。

建築後61年が経過し、老朽化により利用者の安全性が確保できなくなった町営名連川体育館の供用を廃止することに伴い、山都町営体育館条例の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

次の2枚目をお開きください。

山都町営体育館条例の一部を改正する条例の条文でございます。

上から8行目ほどから書いてございます、別表第1中の名連川体育館の項を削るということで、別表第2中第1項の中の列記以外の部分についても、同じく名連川体育館を削るという条文になっております。

次の3枚目から4枚目にかけてですが、新旧対照表になっております。

名連川体育館の部分の削るという表記でございます。

次の5枚目に、名連川体育館概要及び運営状況を記載しているところがございますが、まずその前に、次の6枚目、7枚目のほうに、位置所在を記載した地図と写真を載せております。

県道矢部阿蘇公園線の御所のほうに行きますと、黒木尾集落に入っていきますけれども、その県道の左下のところに名連川体育館が所在いたします。

6枚目の裏には、名連川体育館の平面図を載せております。

そして、最後7枚目のほうに、現況の写真を載せておるところでございます。

5枚目のほうに戻っていただきまして、名連川体育館概要及び運営状況について御説明いたします。

所在は、山都町黒川922番地です。

昭和32年建築ということで、築61年がたっております。

旧名連川中学校のあったところでございます。平成元年に矢部中が統合いたしましたときに、名連川体育館というふうに変更しております。

施設の状況につきましては、設置から61年が経過しており、経年によって老朽化が著しい状況で一部雨漏りが発生しております。アリーナ部分は雨漏りのため、フロアの一部も腐食しております。

利用者の状況につきましては、地域の団体のほうでビーチボールバレーが週1回程度されておられるんですけども、雨漏り等が少しひどくなった関係で危険であるということで、今後はその団体は御所体育館のほうで活動を行うということで、ほぼ今後利用がないような状況になります。

それから、体育館の前にグラウンドがあるんですけども、隣接する名連川グラウンドにつきましては、グラウンドゴルフ場の利用があるものですから、この体育館の後ろの写真のほうに、一番最初にトイレ部分というふうに赤い囲んだ部分があるんですけども、ここをグラウンドゴルフをするときのトイレ利用ということで、そのほかは使わないということで、そういう申し出もあってございますが、体育館自体については、今回の申し出もあり、老朽化が厳しいということで、危険であるということで、用途廃止をしたいということでの提案でございます。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** 議案第38号の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、甲斐重昭君。

**○7番（甲斐重昭君）** 用途廃止をされた後の取り壊しというのは、必ず必要になってきますけれども、時期的なこと、予算的なことの対応はいかがされておりますでしょうか。

**○議長（工藤文範君）** 生涯学習課長、工藤宏二君。

**○生涯学習課長（工藤宏二君）** 用途廃止後の解体等のことでございますが、今回の名連川体育館についても非常に老朽化しているということで、危険であるということで、用途の廃止の提案でございますけれども、この名連川体育館以外につきましても、例えば、平成27年に条例を廃止いたしました下矢部体育館、それから、29年度、本年3月に用途廃止いたしました花上体育館。それから、ほかにもまだ少し古いといいますか、老朽化した体育館が幾つもございます。

今回の名連川体育館も含めてでございますが、今、四つから五つくらい、計画的な用途廃止したいという体育館がございますけれども、解体についても費用が伴いますので、そこら辺は、今月も予定しております計画的な解体の優先順位、こうしたものを含めながら計画して用途廃止、解体というふうに進めたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** 副町長、岡本哲夫君。

**○副町長（岡本哲夫君）** 遊休財産の有効活用、そして使わなくなった財産の処分ということで、今、町内に財産の有効活用の委員会を立ち上げて、私、その委員長を仰せつかっていますの

で、私のほうから少し補足してお答えさせていただきます。

今、甲斐議員からお尋ね、御指摘がありましたように、遊休財産をまず有効活用するということが一番でございます。そうした中で、もう使わないと判断したものについては、順次処分していくという方針で臨んでおります。

今、生涯学習課長もお答えしましたように、そういった財産が町内に幾つかございます。

それで、その優先度をしっかり精査して、壊す必要が高いものから順次取り壊していくと。予算、財源等も勘案しながら、その優先順位をつけていくということにしております。来週から、各課ヒアリングを行うことにしております、各課のそういった実情も勘案しながら優先順位をふって、順次取り壊せるものから取り壊していきたい。また、跡地については有効活用なりしていきたいと、そのように考えております。

**○議長（工藤文範君）** 7番、甲斐重昭君。

**○7番（甲斐重昭君）** 条例上は用途廃止といいますか、安全性が確保できなくなったということで文面があるわけですね。で、これをやっぱり残しておいて、もし事故等があった場合、うちが、要するに、町の用途廃止をしておりますよといっても、責任は当然町にあるわけですよね。やっぱり大震災、熊本大震災あたりであつても壊れなかったのが幸いかもとは思いますが、また、災害が起きる可能性というのは当然あるわけですので、やっぱり、もう要らなくなったものを何かに完全に利用するのであればいいんですけども、目的として、もう安全性が確保できないということがあるのであれば、やっぱりこれとあわせて取り壊しというのは並行してやっていかなければ、いつまでたっても、町として幽霊財産じゃないですけども、いつ事故が起きても仕方ないようなものを握っておること自体が危険性を伴うんでないかなというふうに思いますので、そこあたりは、積極的に処分するならするということでやってもらいたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑はありませんか。

13番、藤澤和生君。

**○13番（藤澤和生君）** 趣旨はよくわかりました。ただ、今、甲斐議員が言われたように、私も過去に廃校とかなんかあったときに、今はないでしょうけども、高校生のたまり場になっておったとか、そういうようなことを以前聞いたことがございますので、その辺が、確実に安全確保というんですか、ちゃんとした何か政策をせんと、また誰かが火でもつけたら大ごとになりやせんかという思いがございまして、その辺もしっかりとお願いしたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議案第38号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号「山都町営体育館条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

---

**日程第14 議案第39号 山都町短期滞在施設条例の一部改正について**

○議長（工藤文範君） 日程第14、議案第39号「山都町短期滞在施設条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） それでは、議案第39号、山都町短期滞在施設条例の一部改正について。

山都町短期滞在施設条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成30年6月7日提出。山都町長。

提案理由。

矢部地区の建物1棟について、本町の移住希望者等が使用する短期滞在施設に追加するため、山都町短期滞在施設条例の一部を改正する必要があります。

これが、議案を提出する理由です。

次のページをごらんください。

山都町短期滞在施設条例の一部を改正する条例。

山都町短期滞在施設条例の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

さらに、もう1ページあけていただきますと、新旧対照表がございます。

左側が現行の別表で、右側が改正案となります。

右側の改正案の一番下のほうに、今回追加する矢部地区の施設がございます。

名称、1号棟。

所在地、上寺2030番地5。

面積、83.22。

構造、木造平屋建。

使用料、月額1万5,200円。

次のページに位置図を載せておりますけれども、場所については、矢部地区の上寺、国道218号と国道445号が立体交差する場所から、国道218号を西のほうに向かいますとコスモスがございますけれども、このコスモス前の信号を左折して、すぐ左手に浜町乳児保育園がございますが、その前を通りまして、50メートルほど先に向かったところになります。ちょっと、大変わかりづらい場所になりますけれども、ちょうど218号線が陸橋のようになっているところの下になります。

写真と平面図をきょうお配りしていると思いますけれども、建物の平面図については、お手元

の資料のとおり、左のほうから行きますと、和室1と和室2が、和室1のほうが4.5畳、それと和室2のほうが6畳、それと台所が真ん中より上の部分、共用部分1というところに書いてございますけれども、ここが台所です。その下の共用部分2というところが、リビングといわれる、普通のリビングというところになります。それと、右角のほうに洋室1ということで、ここも洋室の部屋がございます。あと、バス・トイレ付きの建物になります。

写真で確認いただきますと、裏面のほうに4段ございますけれども、一番上の段が外観といたしますか、全体を写した写真がございます。それと2段目左側が台所ですね、キッチン、それと右側がリビングの8畳の部屋。それと3段目については、和室の6畳が左側で、和室の4.5畳が右側の写真でございます。それと一番下、4段目の写真が洋室の6畳の部屋ということになります。

この短期滞在施設につきましては、熊本県上益城地振興局土木部の官舎ということで、平成25年度まで利用されていた施設でございます。

平成28年12月に、熊本県より県有財産の取得要望について町に照会がございまして、翌年の平成29年5月に、県有財産買受事前申請書を提出して、売買価格の提示を受けたところです。7月には、町の公有財産評価委員会の評価を受けて、平成29年9月に取得費の予算を議会のほうに計上させていただいて、議決後に、県有財産の売買契約を締結しております。去年の29年11月に登記が完了しております。

建物については、昭和55年3月建設の物件でございまして、建築後38年を経過しております。

一部、内部の改修については、リビング、キッチンの床の板の張りかえですとか、畳がえ、それと、トイレ、風呂場の改修を行っております。

費用については496万8,000円。このうち半分は地方創生推進交付金を使わせていただいております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

**○議長（工藤文範君）** 議案第39号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** 図面を見せていただきまして、この借り方ですけれども、家族で、子供2人とかいう感じで家族で借りたりすることもできるし、シェアハウスのようにして借りることもできるというふうに捉えていいんでしょうか。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** 使用の仕方、借り方についてのお尋ねだと思いますが、当然、家族でも使用いただけますし、シェアハウスという形でされるのであれば、例えば、3人借りるときに一緒に3名の方が友達で部屋を分けて使うとかいうことも、当然可能になります。ただ、お一人入られて、部屋が、先に借りられた方の了解が得られれば別なんでしょうけれども、なかなか先に借りられた家族なり、人がいらっしまった場合には、なかなかその部屋を借りるというのは、ちょっと難しいのかなというところでございます。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） ほかに。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 今回の件についてはわかりました。募集されるときに説明をしていただければいいのかなというふうに思います。

それと、県の官舎をこうやって借り上げてされているんですけども、ほかにも町内にたくさんありますよね。私を知っているだけで申し上げますと、矢部高校の職員住宅も随分空いているというふうに思いますし、矢部小学校の上の旧職員住宅も、あそこはちょっと老朽化して住むのにはどうかなということもお聞きしていますけれども、あそこも空いているというふうに聞きます。空いているそういう、私は旧職員住宅しか知りませんが、そういうところの利活用ということは、どのようにお考えですか。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 今回の県の官舎の分については、町のほうが去年取得をしたと、借りているのじゃなくて購入をしたということです。

それと、今御提案がありました、空いている旧職員住宅とか、利用が可能であって費用もそんなに高くないということであれば、当然ほかにも短期滞在施設として整備したいという意向がございますので、そういうよい物件があれば積極的に、短期滞在施設として使っていける物件があれば、使っていきたいというふうに思います。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第39号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号「山都町短期滞在施設条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第15 議案第40号 山都町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（工藤文範君） 日程第15、議案第40号「山都町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長、坂口広範君。

○福祉課長（坂口広範君） それでは、説明いたします。

議案第40号、山都町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部

改正について。

山都町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成30年6月7日提出。山都町長。

提案理由です。

本町の放課後児童支援員の基礎資格等について、対象を拡大するため、条例を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

次ページに改め文を掲載いたしております。

3ページ目をごらんください。新旧対照表でございます。

本条例改正の背景、趣旨及び内容について、説明したいと思います。

今回は、厚生労働省令の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準において、放課後児童支援員の資格要件の拡大を内容とする改正が行われたことを受け、現行条例の改正を行うものでございます。

背景としまして、放課後児童クラブにつきましては、女性就業率の上昇に伴い、利用児童数が増加の一途にある中、量の拡充に加え、質の確保などのニーズへの対応等が課題となっており、将来的に放課後児童支援員の不足が課題になりつつあります。

今後、育成事業を充実させていくためには、優秀な人材を広く支援員として確保する必要があり、今回の改正の背景となったものでございます。

改正項目は2点でございます。

まず、1点目の第10条第3項第4号では、現行は、学校教育法の規定による教諭となる資格を有する者を基礎資格としているところでございますけれども、現在の教員免許制度では、免許の更新をしなければ教諭としての資格は失効してしまうものでございます。

今回の改正では、教員免許を取得した者、いわゆる免許状を有する者であれば、更新講習を受講しなくても支援員としての資格を有すると規定したものでございます。

2点目は、第10条第3項第10号、放課後児童支援員の基礎資格の新設でございます。

一定の実務経験があり、かつ市町村長が適当と認める者であれば、その対象とするということで、拡充をするものでございます。

以上が条例改正の内容でございます。

**○議長（工藤文範君）** 議案第40号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

9番、吉川美加君。

**○9番（吉川美加君）** 改正内容はわかりました。ただ、本町の実情としましては、本当に教員免許を持っていらっしゃるというよりも、第2番目の5年以上経験をされているという方のほうが主ではないかなというふうに思っているんですが、この指導員さんの実情について、福祉課長のほうで把握していらっしゃる部分があれば教えてください。

○議長（工藤文範君） 福祉課長、坂口広範君。

○福祉課長（坂口広範君） 現在、この指導員につきましては、事業所ごとに2名以上置くことというふうにされているところでございます、そのうち1名は、いわゆるこの有資格者、指導員の支援員、私が申し上げました資格を有する者を置かなければならないというふうに義務づけられております。

本町の支援員でございますけれども、7クラブございまして、登録者数は約40名ということでございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありますか。

9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 済みません、今の件について、もしわかれば、その40名の登録者のうち、教員免許を持っていらっしゃる方が何人いらっしゃるかわかりますか。

○議長（工藤文範君） 福祉課長、坂口広範君。

○福祉課長（坂口広範君） お答えいたします。少なくとも1名以上はということでございますけれども、先ほど申し上げました40名のうち、資格を持っていらっしゃる方、教員資格を持っていらっしゃる方が何名かということにつきましては、ちょっと現在把握をしておりませんので、後でまた御報告をさせていただきます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第40号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号「山都町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

## 日程第16 議案第41号 山都町土地改良事業換地委員会条例の制定について

○議長（工藤文範君） 日程第16、議案第41号「山都町土地改良事業換地委員会条例の制定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

農林振興課長、山本敏朗君。

○農林振興課長（山本敏朗君） それでは、議案第41号について御説明いたします。

議案第41号、山都町土地改良事業換地委員会条例の制定について。

山都町土地改良事業換地委員会条例を別紙のとおり定める。

平成30年6月7日提出。山都町長。

提案理由。

土地改良事業による換地処分に関する町長の諮問のための附属機関を新たに設置するため、地方自治法第138条の4第3項の規定により、条例を定める必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

次のページをごらんください。

山都町土地改良事業換地委員会条例。

この条例につきましては、町が実施します換地に関する事項を円滑に進めるため、換地委員会を設置するためのものがございます。

3枚目の裏のページのほうをごらんください。

換地のあらましということで、イメージ図のほうを示しております。

左側のほうが工事をする前の土地、右側が工事後に新しく割り当てられた土地ということになります。この新しく割り当てられた土地のことを、換地といいます。

2ページ目のほうにお戻りください。

第3条につきましては、換地委員会の事務事項について定めているところでございます。

また、第4条では、換地委員会委員はどういった方が構成するかということで、ここの中に定めているところでございます。

それと、裏のページでございますけれども、第5条から先につきましては、役員の任期であったり手続等について、それぞれ定めているところでございます。

また、この条例制定に合わせまして、山都町報酬及び費用弁償条例を一部改正し、山都町土地改良事業換地委員会委員の日額報酬を定めるものがございます。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** 議案第41号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第41号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号「山都町土地改良事業換地委員会条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

---

散会 午後2時46分

6 月 14 日（木曜日）

平成30年6月第2回山都町議会定例会会議録

1. 平成30年6月7日午前10時0分招集
2. 平成30年6月14日午前10時0分開議
3. 平成30年6月14日午前11時29分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第8日）（第4号）
  - 日程第1 議案第42号 平成30年度山都町一般会計補正予算（第1号）について
  - 日程第2 議案第43号 平成30年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について
  - 日程第3 議案第44号 平成30年度山都町水道事業会計補正予算（第1号）について
  - 日程第4 議案第45号 物品売買契約の締結について
  - 日程第5 議長報告 各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出について

---

7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 眞原 誠	2番 西田 由未子	3番 中村 五彦
4番 矢仁田 秀典	5番 興 梶 誠	6番 藤川 多美
7番 甲斐 重昭	8番 飯開 政俊	9番 吉川 美加
10番 藤原 秀幸	11番 後藤 壽廣	12番 藤川 憲治
13番 藤澤 和生	14番 工藤 文範	

---

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

---

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	梅田 穰	副 町 長	岡本 哲夫
教 育 長	井手 文雄	総 務 課 長	荒木 敏久
清和支所長	渡辺 八千代	蘇陽支所長	橋本 由紀夫
会 計 課 長	藤島 精吾	企画政策課長	藤原 千春
税務住民課長	田中 耕治	健康ほけん課長	山本 祐一
福祉課長	坂口 広範	環境水道課長	増田 公憲
農林振興課長	山本 敏朗	建設課長	佐藤 三己
山の都創造課長	藤原 章吉	地籍調査課長	玉目 秀二
学校教育課長	渡邊 尚子	生涯学習課長	工藤 宏二
そよう病院事務長	小屋迫 厚文	監 査 委 員	志賀 美枝子

---

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会議務局長 緒方 功 外2名

---

開議 午前10時0分

**○議長（工藤文範君）** おはようございます。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

**日程第1 議案第42号 平成30年度山都町一般会計補正予算（第1号）について**

**○議長（工藤文範君）** 日程第1、議案第42号「平成30年度山都町一般会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** おはようございます。

それでは、議案第42号、平成30年度山都町一般会計補正予算（第1号）を説明いたします。

予算書をお願いします。歳出から説明しますので、10ページをお願いします。

今回は人件費につきまして、当初予算編成後の人事異動に伴う補正も行っておりますので、給料、手当、共済等の説明は省略いたしますが、御了承いただきたいと思います。

では、12ページをお願い申し上げます。

2款1項11目企画費です。19節の負担金として、九州中央自動車道蘇陽高千穂間の整備促進を強化するため、宮崎県五ヶ瀬町、高千穂町、日之影町と4町で、新たに期成会を組織するために必要な2万円を計上しております。

次に、過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業補助金です。御岳西部地区、御岳西部自治振興会が事業主体でありまして、旧浜町第二保育園を拠点として農産加工品の販売や都市との交流移住促進のためのイベント展開に対する補助金876万円、定額補助でございます。

12目地域振興費ではコミュニティ助成事業費でございます。いわゆる宝くじ益金を財源としたもので、210万円を計上しております。下名連石自治振興会の備品購入、プロジェクター、コピー等に対するものでございます。

続いて、13ページの23目熊本地震復興基金交付金事業費については、矢部地区小原公民館の敷地のり面災害復旧工事に対するもので、事業費の3分の1を補助するものでございます。

17ページをお願い申し上げます。

3款1項5目老人福祉費です。高齢者の生きがい健康づくり事業でございます。エゴマの栽培に必要な育苗、搾油に関する経費を計上しております。

続いて20ページをお願いします。

4款1項6目環境衛生費です。19節の補助金として、矢部地区出野集落の水道貯水槽の整備事業への助成でございます。

続きまして22ページをお願いします。

5款1項3目農政費です。19節に新規親元就農を対象とした農業後継者就農交付金ですが、交付要綱等の整備で交付予定対象者がふえたことによりまして、今回320万円の追加での増額をお願いするものでございます。

次に、攻めの園芸生産対策事業補助金です。今回はイチゴ農家で組織します組合で、耐候性の連棟ハウス4棟を整備するものです。国と町で事業費の5割を補助するものでございます。

次に、産地パワーアップ事業費補助金です。矢部地区入佐に進出していますキングラン南国農園熊本株式会社が、ミニトマト栽培のために低コストハウスを導入、JAかみましきがサトイモ選果機を清和選果場に整備するものです。事業費の2分の1以内での国補助でございませう。

7目水田農業対策費です。山都町農業再生協議会事務費補助の追加分です。

続いて、13目中山間地域総合整備事業です。19節負担金ですが、菅地区の水路改修を県営事業によって行いますが、事業費が4,000万円と予定されており、その15%の負担金600万円を計上しております。町負担分が480万円、受益者負担分が120万円としております。

23ページの24目特定防衛施設周辺整備調整交付金事業でございませう。

13節委託料に金内堰の改修に伴う測量設計費を計上しております。

24ページをお願いします。

5款2項2目の林業振興費です。町の有害獣被害防止対策事業です。いわゆる電気柵等の防御に関する補助でございませう。当初予算500万円を予定しておりましたが、既に要望等が多くあり、今回600万円の追加をお願いするものでございませう。

25ページをお願い申し上げます。

6款1項5目山の都づくり事業費です。旧浜町庁舎等の宅地分譲地造成に伴い、隣接します土地・建物の寄付をいただきました。登記が終わりましたので、今回空き家の解体を行うものでございませう。

続いて26ページをお願いします。

7款1項1目土木管理総務費です。土砂災害危険区域内にあります住宅の移転に伴い助成金が交付されるものでございませう。島木平地区でございませう。

27ページです。

4項7目応急仮設住宅費です。原地区仮設住宅の外壁塗装や防腐・シロアリ対策を行うもので、熊本地震復興基金の交付対象になるものでございませう。

28ページをお願いします。

8款1項2目非常備消防費です。新入団員の追加12名分の報酬等を計上しております。

3目の消防施設費です。島木白木谷の防火水槽の漏水修繕工事でございませう。

29ページをお願いします。

9款1項3目教育振興費です。不登校児童への支援を行っておりますやまと教室につきまして、県の補助金を活用し、支援員の増員に伴う経費をそれぞれ計上しております。

30ページです。

19節の助成金は、本年度末で閉校になります御岳小学校の閉校事業に関するものでございます。  
6目の同和教育費は、高校生1名分の奨学金でございます。

続いて32ページをお願いします。

9款4項2目公民館費です。矢部地区小原公民館の敷地のり面復旧工事に、町単独で事業費の4割を助成するものです。先ほどありました熊本地震復興基金と合わせて7割が補助となります。事業費は約444万円ということでございます。

5目の文化財保護費です。清和文楽人形の衣装の修繕費を計上いたしました。

11目矢部高校応援事業費です。町外からの通学者の追加助成でございます。

9款5項保健体育費では、清和グラウンドトイレ改修工事と馬見原グラウンドナイター設備の修繕料を計上しております。

34ページから先は、特別職、一般職の給与明細書です。

続きまして、歳入を説明申し上げます。7ページをお願い申し上げます。

13款2項3目農林水産業費負担金でございます。先ほどありました県営中山間地域総合整備事業用水路改修に伴う地元負担金です。

以下、15款国庫支出金、16款県支出金、20款繰越金、21款諸収入でございます。

ページを戻りまして、4ページをお願い申し上げます。

第2表の継続費の補正でございます。

7款2項道路橋梁費の大矢野原演習場周辺民生安定事業、道路改良が上鶴線道路改良工事と水の田尾下鶴線改良工事がございますが、事業費の確定に伴いまして、平成30年度分の年割額の補正をしたものでございます。

続きまして、予算書表紙の次のページをお願い申し上げます。

平成30年度山都町一般会計補正予算。平成30年度山都町の一般会計補正予算（第1号）は、次の定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,700万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ116億7,900万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

継続費の補正。第2条、継続費の変更は、第2表、継続費補正による。

平成30年6月7日。山都町長。

以上で説明を終わります。

**○議長（工藤文範君）** 議案第42号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、藤川多美君。

**○6番（藤川多美君）** 17ページ老人福祉費のえごま栽培委託料、例えばどこの老人会に委託されとか、委託料の明細も含めて説明をお願いいたします。

**○議長（工藤文範君）** 福祉課長、坂口広範君。

**○福祉課長（坂口広範君）** お答えいたします。

この委託料は、育苗の委託、それから搾油といいますか締め油、油を搾る委託ということで、これはJAさんのほうに委託をするということにしております。今回は20地区ぐらいの老人クラブ連合会のほうに試験的に栽培をお願いするという形にしております。大体面積にして7反ぐらいですかね。そちらのほうで今回は試験的に栽培を行うと。老人クラブとは委託という関係ではございません。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑はありませんか。

11番、後藤壽廣君。

**○11番（後藤壽廣君）** 時間がゆっくりありますので。エゴマの栽培については、きのう、おとといか、課長のほうからも説明がありました。これの利用とか今後どのように普及していくのか。これは非常に効能があるということであれば、各地域の老人会のほうにも勧めていくような体制をとったほうがいいのかなどと思ひまして、この内容について、効能とか、販売はどのような形で幾らぐらいで、どこら辺に売ってあるのか、その内容がわかればお願いしたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** 福祉課長、坂口広範君。

**○福祉課長（坂口広範君）** お答えします。効能につきましては、まず動脈硬化ですとか脳梗塞の予防、それから認知症の予防にも効果があるというふうに言われております。それから、一般質問のときに甲斐議員のほうからもありましたように、非常ににおいが強いと、食物自体、エゴマ自体がですね。ですから、イノシシや鹿が嫌うということで、害獣の対策にも役立つのではないかというふうに言われているところでございます。

ただ、雑草の除去ですとか、虫の害の対策等々、若干多くの過程を要するというので、そこらあたり非常に心配はするところですけども、個人で、小さな畑で栽培を割と小規模にされる分については非常に育てやすいというふう考えております。

これをできますれば、先ほど言いましたように、今年度は試験的に実際やってみまして、そういったいろんなメリット、デメリットといいますか、内容を精査して、できれば次年度にもう少し大きな形でやっていきたいと思っております。ネットあたりで見ますと、この油が、今、申し上げましたような効果があるということで、非常に少量でかなり高額な単価で取引がなされているようでございますので、そういった経済的な効果にもつなげていければなという思いでおります。

**○議長（工藤文範君）** 11番、後藤壽廣君。

**○11番（後藤壽廣君）** きのも、区の中での今後のいい事例を発表してくれという話もしまして、話を聞いたわけですけども、各地区の老人会の中にも、各区の中にいろんな花を植えたり、いろんなことをやっている団体がいっぱいあるわけですね。そういう中で、今は高価で取引をされているというのは私もお聞きしております。

それで、集団で、五、六人、10人ぐらいでこれをやるとすれば、それも十分できるかなと思ひます。ぜひ、4番議員からも地域の振興という話もありましたけれども、ほかにない、やっぱりそういうものに取り組んでいくような。それがもし地域の、山都町の特産であれば、補助金出し

てでも何とか圃場整備ができるのであれば、ぜひそういうことも、先を踏まえながらの取り組みをしていただけたらと思っておりますし、非常に期待しているところでありますので、ぜひ一生懸命頑張ってくださいと思います。よろしくお願いします。

**○議長（工藤文範君）** 4番、矢仁田秀典君。

**○4番（矢仁田秀典君）** そのエゴマの話になりますけど、昨年、国営開パのパイロットチームがエゴマの試験をしております。大体100ccが二、三千円で売れるというところで試験をされて、たしか刈取りと脱穀か何かが大変だという話だったと思います。それで、そういったところは聞かれるとどうかと思います。

ただ、そのエゴマをつくって、老人会の方々が一生懸命体を動かしてお金になってというのは、健康増進とかそういったふうをいろいろ考えれば悪いことではないし、それがもう少しうまくいって山都町のブランドの1つとして売れていくのであれば大変いいことだと思いますので頑張ってください。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑はありますか。

9番、吉川美加君。

**○9番（吉川美加君）** 1点は給与関係だったので、先ほど説明のところには当たっていなかったんですが、19ページの子育て支援施設運営費というところに人件費が発生しております。この子育て支援施設というのが具体的にどこを指すのか教えてください。

それともう1点は、22ページの農政費のところ、産地パワーアップ事業補助金のところ、入佐地区のキングランというふう。それともう1カ所、JAのサトイモ選果機ということでしたが、キングランということについて何かよく私はわかっていないので。先日の5月30日のときも多分、立地企業の懇談会等々にはいらっしやっているし、まちなかのほうには、入佐地区の方々は特に御存じかなというふうにも思うんですが、私はちょっとその情報について疎いので、キングランという方が、今回ミニトマトということですが、そのほかにどういう事業を展開されているところなのか、よかったら教えてください。

**○議長（工藤文範君）** 福祉課長、坂口広範君。

**○福祉課長（坂口広範君）** それでは、まず前段の19ページの子育て支援施設運営費の給料の分でございますけれども、こちらは病後児保育に再任用1名、それから職員1名を、看護師を1名配置しました。その分が当初予算では計上をしておりませんでしたので、今回補正をお願いをしたということになります。

**○議長（工藤文範君）** 農林振興課長、山本敏朗君。

**○農林振興課長（山本敏朗君）** ただいまの質問にお答えいたします。キングランという会社のことでございますけれども、本来は病院関係のカーテン関係を扱う企業でございます。今回、入佐のほうで農作物の栽培をということで取り組まれますけれども、現在、九州の大分県ではイチゴの栽培をされておる会社でございます。

今回、山都町では5年前に開パのほうで、大根であったり、そういった農作物の栽培を始められております。今回は養液栽培のミニトマトということで、13連棟のハウスをつくって栽培を入

れたいと。とにかく農業面にも関心のある社長でございまして、そういった地域に貢献して、地域で雇用をやっていくということも考えておられるような会社でございます。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** ほかに。

4番、矢仁田秀典君。

**○4番（矢仁田秀典君）** そのキングランについてでございますけれども、私、農業委員を前回までやっております、そのときにこのキングランの圃場というのを見に行ったりしております。

一つ心配するのが、社員もころころ変わっておりますし、御所のほうとか清和のほうでは苦情も結構出ております。そういったところを考えると、町としてはやっぱり農業委員会あたりにしっかり、監視するじゃないですけども、指導あたりをしていただいて、入佐地区の人たちに迷惑がかからんように。多分ハウスが建ちますと、その水量というのは物すごいものになりますので、その下流域あたりとかも問題が出てくる可能性があります。仲たがいじゃないですけど、隣近所とかいろんな問題が出てきますので、その辺はしっかりうまくやっていただいて、育ててほしいと思います。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** いいですか、答弁は。

**○4番（矢仁田秀典君）** はい。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑はありませんか。13番、藤澤和生君。

**○13番（藤澤和生君）** 27ページです。私の勘違いだったら申しわけないんですけども、この応急仮設住宅の修繕費です。これは私は原村というのに聞いたつもりだったんですけど、これ6棟の仮設が今できていますよね。まだ180万円もかけにゃんごつ、もう修繕するところがあるかなと思いますけれども、修繕費はどういうような修繕をされるのか、その辺をお聞かせください。

**○議長（工藤文範君）** 建設課長、佐藤三己君。

**○建設課長（佐藤三己君）** お答えします。原地区に建設された応急仮設住宅修繕費として、今回計上させていただいております。この仮設住宅は熊本県で整備してもらっている分ですけども、プレハブ型と木造住宅型の2種で、県のほうで準備されていたわけですけども、本町では木造仮設型を選択し、平成28年6月に完成したところです。それで6名の方が入居されております。

それで、この木造仮設住宅は構造的にも長期的に活用できると、十分に耐えられる構造となっております。将来的には町の災害公営住宅として活用する予定としております。今回はさらに耐用度を高めるためということで、シロアリ対策としての防蟻処理として42万円、それから外壁の補修費、これは塗装になりますけれども、これで138万6,000円を計上しております。

財源は、県の復興基金から76万円、それから一般財源が106万円ということになります。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑ありませんか。

2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** 今回の応急仮設住宅についてお尋ねですけれども、6軒あるうち、たしか2軒はもう再建されて、出られているかと思えます。それで、まだいらっしゃる方の中に町外の方が一緒に住んでおられるところがあって、その辺のことについて心配されている声をお聞きしたんです。そのまま住めるのか、大きさも違うので、その町外の方が別に1軒空いているところに入れなにかとか、いろいろ建設課のほうにも御相談などがあっていると思うんですが、その辺の進捗状況とか聞かせていただけますか。

**○議長（工藤文範君）** 建設課長、佐藤三己君。

**○建設課長（佐藤三己君）** この仮設住宅の現在の入居の状況ですけれども、6名のうち1名の方は既にもう自宅を再建されて退去をされております。現在5名の方が入居をされております。それで、うち2名の方は本年中に新しい住宅が完成するというので、残り3名の方が後に残られるということになります。

今後のスケジュールとしては、県のほうで、ことし入居期限が1年延長されたことに伴いまして、来年6月まで、うちのほうでは仮設住宅として管理していきます。その後は、県から、これは無償で譲渡をすることになりますけれども、町営住宅として管理していくことになりますので、今後、その3名の方が延長の申請を出されましたので、本人の意向を聞きながら丁寧に対応をしていきたいというふうに考えております。

（「町外の」と呼ぶ者あり）

済みません、そこはちょっと私が把握しておりませんでした。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑はありませんか。

11番、後藤壽廣君。

**○11番（後藤壽廣君）** 3回目ですが、26ページ、よろしいですか。

26ページの土砂災害危険住宅移転促進事業補助金が300万円、これは全部国県補助になっておりますけれども、この認定費とかそういうのは本当に2件だったのか、その条件等々はどういうふうになっているのか、お聞かせ願いたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** 建設課長、佐藤三己君。

**○建設課長（佐藤三己君）** お答えします。まず、土砂災害危険住宅移転促進事業ですけれども、これは熊本県の独自の事業でありまして、土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンと呼ばれる区域にお住まいの方の県内の安全な区域への移転を支援する事業で、平成27年からの3カ年のモデル事業として実施されております。

それで、この3カ年間で、県内全域で実績が34件あったということから、これを延伸するということが決定されて、本年度においては1名の方が正式に申請されることになっております。財源は全て県支出金ということになります。それでよかったですでしょうか。

**○議長（工藤文範君）** ほかに。

**○建設課長（佐藤三己君）** もう少し説明させてもらいますと、国県では、これまでこういった危険区域の対策事業として、急傾斜地対策事業、それから砂防事業等で実施してきてあります

けれども、こういったハード面での対応では到底追いつけないということから、自分の住んでいるところが土砂災害に対してどれくらい危険なのかということのみずから認識していただいて、その地域において、自助・共助の意識を高めてもらうことを目的に指定されたものでございます。それで、これを補完する制度として県独自の制度で、この土砂災害危険住宅移転促進事業が施行されているということでございます。

ちなみに、本町でのレッドゾーンの指定箇所は、1,435カ所あります。うちの現時点での戸数が6,562戸ですので、半数近くの地域が指定されていることになるかと思われまます。

以上です。

(「3回までですか」と呼ぶ者あり)

**○議長(工藤文範君)** はい、終わりです。

ほかに質疑はありませんか。

10番、藤原秀幸君。

**○10番(藤原秀幸君)** 今、県の事業が延伸されたというような説明がありましたが、どれくらい延伸されたのか。

それと、この山都町内の危険地域がかなり、1,400区画か、おっしゃいましたが、そういった方、そういった箇所箇所、そういったところに対して、こういった事業がありますよというような、やっぱり広報か何かで今までしていたかどうかを、私も全部目を通して精査していませんのでわかりませんから、その点。

それと、私はまず、県の事業でございますが、これは町の財政とも絡みますけれども、町内に移転してもらうならば、町も少しは補助金を上乘せができないかという検討をできるかできないか、そのこともあわせてお尋ねしたいというふうに思います。

**○議長(工藤文範君)** 建設課長、佐藤三己君。

**○建設課長(佐藤三己君)** 町民に対しての広報ということですが、ホームページのほうに掲載しております。それから、これは平成27年度から施行されているもので、こういったチラシを配布させてもらったところであります。

これまでの実績ですけれども、平成29年度で2件あっております。移転の新築が1件、それから住宅への転居が1件、これは実績としてあっております。

それから、今、町でかさ上げして補助をするのはどうかという話ですけれども、これは検討させてもらうということで答えにさせていただきたいと思います。いいですか。

**○議長(工藤文範君)** ほかに質疑はありませんか。

1番、眞原誠君。

**○1番(眞原 誠君)** 12ページですけれども、中段で過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業補助金ということで876万円、これは国県支出金のほうから満額ということであるんですけども、この補助金を受けられて、その受けられた方々がなさろうとする事業の内容をもし御存じでしたら教えていただきたいということと、これはやはり800万円という結構な高額かなというふうに思いますので、このぐらいの金額の事業といいますか、補助金を国県のほうから持

ってこれられているということにつきまして、その事業をなさろうという方が単独で申請しながら持ってこれているのか、それともやはり町のほうから少しサポートが入りながら話をしているのか。今後の事例にいろいろ参考にさせていただければと思ひまして質問したいと思ひます。

**○議長（工藤文範君）** 企画政策課長、藤原千春君。

**○企画政策課長（藤原千春君）** 今回予算に上げております過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業につきましては、先ほど予算の説明の中にもありましたとおり、御岳西部自治振興区で申請されているところです。御岳西部自治振興区においては、御存じのとおり、先週もほたるまつりとか、そういう独自の地域づくりに取り組んでおられるところです。

いろいろな取り組みを展開されるに当たりまして、今回活用される補助金の補助事業の内容としましては、1点は拠点整備事業としまして、地域の農産物を使用した加工業務とかを行うために、旧第二保育園跡を拠点として活動されるため、そこの整備を行われることとなります。それと、ブランド化ということで、有機米とか農産物を活用した新たな加工品の開発ということで、その開発の研究費とかパッケージ等のデザイン、そこら辺を進めておられます。

それと、都市との交流事業ということで、この間行われましたほたるまつりを含めまして、いろんな地域のPRを行うフットパス、先週のお祭り以外にもフットパスとか、そこら辺の展開を考えておられるところです。ほかにそういうことに関しまして、今後継続可能になるように専門指導員のアドバイザー等も検討されております。

この事業に関しましては、毎年行われます自治振興区の会議の中で一応御説明を差し上げていまして、自治振興区の中でこういうふうな活動を考えていらっしゃる団体が、団体ごとで申請されているということでございます。

概要としましては、事業主体は集落ネットワーク圏を支える中心的な組織ということで地域コミュニティ組織となっております。交付額も1事業当たり2,000万円以内というふうなことでございます。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑はありますか。

13番、藤澤和生君。

**○13番（藤澤和生君）** 今の件に関して、私は以前、厚生常任委員会におりましたけれども、第二保育園は危険だから閉園という形をとられたと思ひます。子供の場合は危ないが、大人が仕事する場合は認めるというような形になるのかなと思ひまして、その辺の見解はどう考えておられるか。あそこは危険だから閉園という形になつとつとですよ、実際言うと。そこにまた、こういうように事業所とか何かをするようなことがでくるもんかということはいかがかな。

**○議長（工藤文範君）** 福祉課長、坂口広範君。

**○福祉課長（坂口広範君）** お答えいたします。危険地域それだけが理由ではないですけれども、閉園しましたのは浜町保育園のほうということございまして、第二保育園のほうはそういう危険地域ということではなかったというふうに認識をいたしております。

**○議長（工藤文範君）** 13番、藤澤和生君。

**○13番（藤澤和生君）** その当時、私はそこへ行ったことがございますけれども、第二保育園も非常に危険というようなことを私は認識しておりましたものですから、今回質問させていただきました。

**○議長（工藤文範君）** ほかに。

8番、飯開政俊君。

**○8番（飯開政俊君）** 今の関連のことでございますけれども、入佐の地区の方から何度となく私のほうにもお願いがございました。今は学校の閉校とか保育園の閉園とか、たくさん全国にあります。そのモデルの一つにもなるという事業だそうです。それで、あそこに、入佐地区だけではなく、矢部の多くの地区から農産物を集めて直売店を。前に壁があるんですけども、あれも今測量していただきまして、県のほうにお願いをいたしまして撤去できて、間口を広めまして、あそこに加工施設と直売店をつくりたいという計画です。

その中で、やはり地域の産物を多く発信できるような店としてやっていきたいというお話も伺っております。入佐の方々が自治振興会を中心にいろんなイベントをされて、先ほど課長から言われましたように、その一環として計画をされておりますので、ぜひ行政としてお手伝いのほうをよろしくお願ひしたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑はありませんか。

2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** 先ほど応急仮設住宅のことについてお尋ねしましたが、課長のほうから、いろんな入居されている方の居住地等についてはまだ御存じないようなお返事でしたので、入居されている方たちが安心して生活の見通しが立つように、聞き取り調査等ももう少し丁寧にやっていただきたいと思います。それをお願いしておきたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑はありませんか。

9番、吉川美加君。

**○9番（吉川美加君）** 大した内容ではないんですが、28ページの消防団員の報酬が新たに出て12名分と、大変うれしいニュースかなというふうに思いました。地域的なこととか、それから年齢構成、若い方が入られたのか、そこら辺の詳細がわかればちょっと教えていただきたいなと思ったところです。

それともう1点は、ちょっと苦言というか、先ほど佐藤課長のほうからも周知はどうしたのかというところで、ホームページには掲載しておりますというふうな話でしたが、やっぱりホームページに掲載してもなかなか見る人は限られているんじゃないかというふうに思いますので、役場執行部におかれましては、本当はこの周知の方法をあらゆるところで、やはり詳細に。私たちもホームページを詳細に眺めればいいでしょうけれども気づかない日もありますし、そういったところを町民の方から指摘されたり、あるいは熊日さんが最近早いので、新聞のほうが先で、私たちは何か後づけになってしまうようなこともたびたびございます。先ほどのいろんな事業展開におきましても、できるだけその情報を共有させていただくようお願いをします。

質問の点は消防団のことをよろしくお願ひいたします。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） お答えいたします。年齢の詳しくはわかりませんが、20代、30代中心だったというふうに記憶しております。

以上です。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

7番、甲斐重昭君。

○7番（甲斐重昭君） また先ほどのお話に戻ります。12ページでございますけれども、畑の第二保育園のことですが、私、一般質問の中でも、高速道路のインターが浜町におりてきたときに、そこで24時間対応のトイレもない、よければ何か物産、農産物を売るような場所を考えてみたらどうかということを、一応一般質問の中でも提案をしております。

その中でやっぱり、活動を現在されておる、この浜町保育園の第二保育園の跡地での御岳西部の振興会の事業が一番早いかと思えますけれども、ただあそこは今のままで入り口を広げたとしても、ちょっと手薄なんですよね。町として、本当に近くに何かがないと、山都町自体のブランドといいますか、売ることが実際できないと思っておりますので、せっかくあそこで拠点化をされるような形であれば、町としても何らかのですね。敷地の購入とか、そこあたりのお手伝いとかですね。もうちょっと広げる形で、一緒になって、そこを応援していくような形も考えてもらいたいというふうに思っております。

それから、消防の関係でございます。28ページですけれども、島木の防火水槽を修繕するということになっておりますが、今、町内にかなりの防火水槽がまだ残っております。その中で、今、地下方式でなっているやつはいいんですけれども、まだ上が無蓋、ふたがかぶさっていない昔からの防火水槽というのはかなりあるわけです。

それで、そこあたりはやっぱり年次計画を持ってでも、少しずつでも上をどうにかカバーするような形を検討していかなければ、何らかの形で。やっぱり事故が起きてからいろいろ考えてもいかなので、防火水槽の計画としては、新たにつくことも大事なんですけれども、昔からある防火水槽を維持する上でも、その上が雨ざらしになって開いているところの防火水槽が清和の大川地区にもありますけど、できるだけそこあたりを解消していくような形で計画的に考えてもらいたいと思います。

その2点をお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） 今回の御岳西部自治振興区の件に関しましては、振興区で、まずはできることからということで取り組まれるということでございます。今後の事業の展開を見まして、また町としてもいろんなことで御支援、御協力、連携を図りながら進めていきたいと思っております。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） お答えいたします。まず、防火水槽の整備でございますが、今、ここ数年、年に2基ずつ程度、40トンの地下式の耐震性の貯水槽を埋設しております。今、議員

ありましたとおり、地上式でございますが、まずは地元の消防団員等々で転落の危険性がないかということで、金網の補修ですとかを通年点検しているところでございます。

御指摘がありました上部の部分でございますが、やはり地上式となりますと老朽化も激しゅうございますので、なるべく地下式の耐震性貯水槽ということでまとめていっているような状況でございます。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑はありませんか。

6番、藤川多美君。

**○6番（藤川多美君）** 11ページの財産管理費で御説明がございませんでしたのでお尋ねいたします。

旧白糸第二小学校の浄化槽修繕料ということですが、財産管理費でございますので、体育館でなくて校舎のほうだと思いますが、現在の利用をお教えいただきたいと思えます。

**○議長（工藤文範君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** 現在は白糸菅自治振興会のほうで利用されているというところでございます。

**○議長（工藤文範君）** 6番、藤川多美君。

**○6番（藤川多美君）** 以前、あそこで食堂みたいなのをされていまして、前回行ったときはちゃんとお昼を食べられました。その後また昼食時間に、もしかしたらその日が定休日だったかわかりませんが行ったときは、お休みというか誰もいらっしゃらなくて、その前の庭あたりも雑草が生い茂ってましたので、もしかしたら今営業されていないのかなと思えました。その点もお尋ねしたいと思えます。

**○議長（工藤文範君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** 聞くところによりますと、不定期でされているというところでございます。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑はありませんか。

3番、中村五彦君。

**○3番（中村五彦君）** エゴマの栽培は老人会のほうから言い出されたことなんでしょうか。そして、これはあくまでも経済活動というか、お金を得るためのことなんでしょうか。

**○議長（工藤文範君）** 福祉課長、坂口広範君。

**○福祉課長（坂口広範君）** お答えします。これは先ほど矢仁田議員からもありましたけれども、昨年度、開パのほうで実際にエゴマの栽培をなされておまして、私どももその話は聞いておりました。また町長のほうからもぜひそのエゴマの栽培を老人会あたりで手がけることはどうだという御提案もございましたので、早速老人クラブ連合会のほうにお話を持っていったということでございます。老人クラブ連合会のほうでもいろいろと御自身でお調べになりまして、先ほど言いましたような効能、そういったこともあるというようなことで、ぜひ取り組んでいきたいということでございます。

先ほど6番議員からもありましたけれども、育苗等につきましてはJAさんのほうにお願いを

して、あと苗をそれぞれ20の老人クラブにお分けをして栽培をしていただくというような方法を  
とりたいというふうに考えております。

以上でございます。

失礼しました。それから、これは経済効果もちろん、これはもう副産物として考えておりま  
すけれども、私ども福祉課が推進するというので、これは生きがいつくり、それから健康づく  
り、そしてそういったことから介護予防にもつながればということが最終的な目標ということで  
考えております。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑はありますか。

5番、興梠誠君。

**○5番（興梠 誠君）** 教育費の中の30ページになりますが、御岳小学校の閉校事業助成金と  
いうことでございます。少子高齢化の中で、学校もいろいろ統合しながら進めている中でござい  
ますが、この小学校の閉校事業はどういった事業の中身で100万円という予算をつけておられる  
のか。

それと、やっぱり閉校していく学校がすごくふえてきておりますが、その後の利活用といいま  
すか、閉校して、よい思い出で終わったというような施設では困りますので、その後の活用とい  
うものを含めながら考えて統合あたりも進めていかないと、またいろいろ今あっていますね、修  
繕代とかいろんな形の中でかさんでくるという状況になると思いますので、こういった機会を捉  
えながら、やはり統合関係も進めていく必要があるんじゃないかというふうに思っております。  
ですので、その中身と利活用を考えておられれば答弁をいただきたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** 学校教育課長、渡邊尚子君。

**○学校教育課長（渡邊尚子君）** 御質問にお答えいたします。今回の御岳小学校統合に伴う閉  
校助成金につきましては、合併後閉校してまいりました学校の助成に合わせまして考えたところ  
です。内容的には地区の実行委員会等と協議しながら、そちらのほうで計画されます、例えば記  
念式典であるとか記念誌の作成、今までも記念碑の作成等をされておりますので、そちらの助成  
金に充てたいと考えております。

議員のほうから御質問のあっております廃校の利用については、確かに現在、たくさんのうち  
の施設のほうも残っておりまして、一般質問の中でも副町長のほうからお答えがありましたよう  
に、その有効活用については皆さんの意見を聞きながら考えていかなければいけないと考えてい  
るところです。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** 副町長、岡本哲夫君。

**○副町長（岡本哲夫君）** 廃止になった公共施設についての活用ということで御質問がござい  
ました。庁内に遊休財産の利活用の検討委員会を設けていますけれども、その中でフローチャー  
トというのをつくっております。それで、まず公共用に使わなくなった建物については、ほかの  
公共用途で使えないかということをもまず第一番に考えます。例えば、学校教育で使っていたもの  
を社会教育として、地域の体育館とかレクリエーションに使うと、生涯学習課で所管するという

ケース、あるいは浜町保育園のケースですと、保育園を廃止して現在は公文書の保管庫として使っております。

公用で使わない場合は公共用ということで、先ほど御質問にありましたような浜町第二保育園の御岳西部の自治振興区での活用ですとか、あるいは白糸保育園の白糸自治振興区の地域活動の拠点活用、そういった使い方があります。

公用・公共用で使わない場合には民間での活用ということで、例えば白糸第三小学校は、通信制の学校のスクーリングのときの校舎として使われております。

それでも用途がないときには解体ということで、優先順位を振りながら、優先順の高いものから順次解体を行っていくと。

そういった流れの中で有効活用を図っていきたいと考えております。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑はありませんか。

3番、中村五彦君。

**○3番（中村五彦君）** 先ほどの続きですが、30年、40年前に老人会でやっぱり薬草の栽培等をされたことがあるようです。地元にも林業研修センターといいますか、建物も補助金でつくられ、あるいはガラス温室等もありますが、物にはならなかったと思います。今、それらをどうやって解体しようかと部落の人はちょっと悩んだりしておりますので、このエゴマの栽培も最後まで面倒を見るというか、立ち消えにならないように手厚くやっていかんといかんだらうと思います。結局、後の時代に負の財産が残ってしまいますので、よろしくお願いします。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** これで質疑を終わります。

これから議案第42号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号「平成30年度山都町一般会計補正予算（第1号）について」は、原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩いたします。

---

休憩 午前10時52分

再開 午前11時0分

---

**○議長（工藤文範君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

**日程第2 議案第43号 平成30年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について**

○議長（工藤文範君） 日程第2、議案第43号「平成30年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長、増田公憲君。

○環境水道課長（増田公憲君） 議案第43号、平成30年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について御説明します。

今回の補正の内容につきましては、人事異動に伴う職員6名の給与等の減額補正と山都中央地区簡易水道事業の上稲生野地区への給水拡張工事の追加が補正の主な内容になります。

それでは、4ページをお願いします。

まず、歳出から説明します。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費、補正前の額1億2,357万1,000円、補正額82万3,000円の増です。補正後の額1億2,439万4,000円です。補正額の増財源内訳につきましては、一般財源になります。

2節給料114万8,000円の減、3節職員手当等7万9,000円の増、4節共済費10万8,000円の減。それぞれの詳細につきましては説明欄のとおりでございます。

15節工事請負費200万円の増です。内容につきまして少し説明させていただきます。

平成25年度から平成29年度において、山都中央地区簡易水道給水拡張工事にのっとり、上稲生野地区への給水工事を進めておりましたが、県道矢部阿蘇公園線の道路改良と重なり、改良工事の工法が盛土拡幅施工であるため同時施工ができませんでした。そこで、改良工事後に水道管工事をするということで先送りされておりました。

当初予算に計上できなかった理由としましては、本年2月上旬、地域振興局土木部から平成30年度に道路改良工事をするとの話があり、当初予算計上に間に合いませんでしたので、今回の補正予算をお願いをするものです。

道路改良につきましては、現在一部未改良部分74メートルと歩道の舗装工事が残っております。それで、舗装される前に、歩道の中に水道管を埋設するものです。

水道工事の内容につきましては、口径50ミリの水道用ポリエチレン管、深さ、舗装上部から約60センチメートルの地中に延長212メートルを埋設します。

道路工事完了後の歩道舗装工事につきましては、県の改良工事の経費の中で支払われることになっております。

それから、200万円の財源につきましては、国庫補助対象の期限内で施工することができませんでしたので、全額一般財源からになります。この工事が完了すれば、これまで長い間待っていた上稲生野地区への全戸に給水することになります。上稲生野地区には戸数6戸、22名の方が住んでおられるところです。

それでは、4ページの下段ですが、1目一般管理費の計です。

補正前の額で5億6,608万2,000円、補正が82万3,000円の増、補正後の額5億6,690万5,000円です。

それでは3ページをお願いしたいと思います。

次に、歳入です。

4款繰入金1項一般会計繰入金1目繰入金、補正の額1億8,019万1,000円、補正額82万3,000円の増、補正後の額が1億8,101万4,000円です。

1節繰入金82万3,000円です。

次に、1ページをお願いします。

1ページは、第1表、歳入歳出の予算補正表になります。歳入歳出の合計が、それぞれ補正前の額7億3,213万4,000円、補正額が82万3,000円の増になります。補正後の額7億3,295万7,000円です。

それでは、表の次のページをごらんいただきたいと思います。読み上げます。

平成30年度山都町簡易水道特別会計補正予算。平成30年度山都町簡易水道特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ82万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億3,295万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

平成30年6月7日提出。山都町長です。

よろしくをお願いします。

**○議長(工藤文範君)** 議案第43号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

8番、飯開政俊君。

**○8番(飯開政俊君)** きょうの補正につきましては、特別に水道の関係で、起債がやはり20億円を超えているということで、今後、今の水道料金でいいのかということも、先の見通しとして、やはり考えていかなければならないんじゃないかと非常に心配をしております。今後、こういうふうに事業をしていけば、もうどんどんふえていくばかりですので、今の水道料金を少し改定していく必要があるんじゃないかと思っておりますけれども、その辺のところを少しお伺いします。

**○議長(工藤文範君)** 環境水道課長、増田公憲君。

**○環境水道課長(増田公憲君)** お答えします。簡易水道事業債につきましては、当初予算では一応起債残は今のところ21億円ほどあります。それで、今は平成32年度に上水道事業と簡易水道事業の統合というのを予定しております。今工事しているのが、統合するから簡易水道の区域で給水拡張していいですよという補助金にのっかってやっているわけです。

この前も簡易水道審議会と上水道運営協議会の合同会議もしましたけれども、一応31年度まで工事をするものですから、またさらに二、三億円の起債がふえることになるかと思っております。シミュレーションあたりも立てておりますけれども、大体今の水道料金の1.7から2倍ぐらいにはなるだろうという形になります。

起債が毎年1億6,500万円ほど返しておりますので、一般繰入金が、今言いましたように1億

8,000万円ほど入れておりますので、起債、一般繰り入れに頼っているところが現状というところでございます。

今後、来年度の12月に条例改正あたりを目指しておりますので、十分その辺も含めて検討していかなければならないということで考えております。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑はありませんか。

4番、矢仁田秀典君。

**○4番（矢仁田秀典君）** 私は水道の委員をしておりますので、この水道関係ですけれども、私のところの下名連石というところは水道が昔から引っ張ってあります。これが下名連石の簡易水道組合ではいけないという話になりまして、今、町の水道にかたっているわけですけれども、今考えますと水道料金がその当時の2.5倍になっています。それがあと2倍になるということは、5倍になるという話です。もし、今から水道工事をされるところに水道料金がこのくらいかかりますよという話をしたら、果たして全員水道を欲しいとおっしゃるんだろうか。

その当時は、水道関係は厚生省か何かの勧めで、今、税務課長がいらっしゃいますけれども、その当時水道課長で、どうでん、国のお達しでこれはせんといかんと。せん、今後、町が地元で水道工事するときに補助金は出せませんと、そういう話があって、やむなく水道が町に入ったわけですけれども、ただその当時の話と違うのは、中島関係は今でも自分たちでやっていらっしゃる。もし下名連石がそのままだったらどうかというと、5倍ですから毎年えらいお金が残るわけです。そしたら、自分たちだけでやっていっとったほうがよかったんじゃないかという話になってしまいます。

そういったところも含めて、過去の経験、現在、今後、いろいろ考えられて水道を引いたがいか、引かないほうがいいのかとか、そういったところも考えての工事を進めるべきじゃないかなという部分も思いますので、よろしく願いいたします。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** これで質疑を終わります。

これから議案第43号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号「平成30年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について」は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第3 議案第44号 平成30年度山都町水道事業会計補正予算（第1号）について

**○議長（工藤文範君）** 日程第3、議案第44号「平成30年度山都町水道事業会計補正予算（第

1号) について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長、増田公憲君。

**○環境水道課長（増田公憲君）** それでは、議案第44号、平成30年度山都町水道事業会計補正予算（第1号）について御説明します。

今回の補正の内容につきましては、人事異動に伴う職員1名分の給与等の不足額に関して補正するものでございます。企業会計の経理上、収益的支出と水道事業費用内において組み替えるものでございます。収益的支出内に予備費が含まれており、不足する額については予備費から充てておるところでございます。

それでは4ページをごらんいただきたいと思います。

まず、収益的支出のほうから説明します。

職員の人件費については、収益的支出の1款水道事業費用1項営業費用4目総係費において計上しております。

4目総係費補正前の額1,223万9,000円、補正額32万円の増です。補正後の額1,255万9,000円、1節給料20万円の減、2節手数料41万9,000円の増、6節法定福利費10万1,000円の増、それぞれの詳細については備考欄のとおりでございます。

次に、4項予備費1目予備費補正前の額850万円、補正額32万円の減、補正後の額818万円です。1節予備費32万円の減。

一番下の段をお願いします。収益的支出合計8,784万5,000円、補正額ゼロ、補正後の額8,784万5,000円です。

それから3ページ、前のページをごらんいただきたいと思います。

次に、収益的収入です。

収益的収入合計補正前の額8,784万5,000円、補正額ゼロ、補正後の額8,784万5,000円です。

それから、1ページをお願いします。読み上げます。

平成30年度山都町水道事業会計補正予算（第1号）。

第1条、平成30年度水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、平成30年度水道事業会計予算、以下予算、予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、既決予定額、補正予定額計の順でいきます。

まず、収入です。第1款水道事業収益8,784万5,000円、ゼロ。8,784万5,000円です。

次に、支出です。第1款水道事業費8,784万5,000円、ゼロ。8,784万5,000円。

第1項営業費用7,257万6,000円、32万円の増、7,289万6,000円。

第4項予備費です。8,500万円、32万円の減、818万円です。

次のページをお願いします。

第3条、予算第6条に定めた経費の金額を次のように定める。

科目、職員給与費、既決予定額597万4,000円、補正予定額32万円の増、計629万4,000円です。

平成30年6月7日提出。山都町長です。

よろしくお願ひします。

○議長（工藤文範君） 議案第44号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

これから議案第44号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号「平成30年度山都町水道事業会計補正予算（第1号）について」は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第45号 物品売買契約の締結について

○議長（工藤文範君） 日程第4 議案第45号「物品売買契約の締結について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） 議案第45号について御説明いたします。

議案第45号、物品売買契約の締結について。

次の物品について売買契約を締結することとする。平成30年6月14日提出。山都町長。

1、番号、山企備第1号。2、品名、山都町コミュニティバス。3、規格・数量、29人乗りマイクロバス1台。4、契約金額、702万円。5、契約の相手方、上益城郡山都町上寺1822番地、込山自動車販売株式会社、代表取締役込山憲太郎。6、入札の方法、指名競争入札。

提案理由。本県の物品売買契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

次のページをお願いいたします。物品売買契約概要です。

番号、山企備第1号。品名、山都町コミュニティバス。規格・数量、29人乗りマイクロバス1台です。入札年月日、平成30年6月6日。納入期限、平成31年1月30日。指名業者、指名業者は記載してあります18社です。

次のページをお願いいたします。開札調書です。開札状況は記載のとおりです。

次のページをお願いいたします。物品売買（仮）契約書。

山都町と込山自動車販売株式会社とは、山都町コミュニティバス1台を乙が甲に売り渡し、甲が受けることについて、次のとおり契約する。なお、議会の議決を得られたとき、本契約として

の効力を生ずるものとする。

契約の要項。第1条、この契約の要項は次のとおりとする。1、番号、山企備第1号。2、品名、山都町コミュニティバス。3、規格及び数量、29人乗りマイクロバス1台。4、売買代金702万円。5、納入期限、平成31年1月30日。6、納入場所、山都町役場企画政策課。

契約書の3枚目をごらんください。この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、各自記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。平成30年6月8日。甲、上益城郡山都町浜町6番地、山都町長。乙、上益城郡山都町上寺1822番地、込山自動車販売株式会社、代表取締役込山憲太郎。

次のページからが仕様書となっております。仕様書の3ページ目をごらんください。

今回のバスは、平成30年度電源立地地域対策交付金事業で購入するものです。車体に事業名をステッカーで表示いたします。

次のページが、購入車両と同型の車両写真です。

最後のページをごらんください。町有バスのリストです。

今回購入する車両は車両番号13番にあります葛原線の入れかえを予定しております。同路線には1便当たり利用者数が20人以上であることから、29人乗りのバスを必要としております。現在の車両は、初年度登録が平成9年となっており、21年を経過し老朽化のため買いかえを行うものです。

よろしくお願いたします。

**○議長（工藤文範君）** 議案第45号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** 今回の購入車両は、車椅子の方が安全に乗れる仕様になっていないような気がするんですけども、今回はこれで仕方がないとして、今まであるコミュニティバス全体を見ても、多分そういう仕様にはなっていないのかなと思いますので、その確認と、やはりスクールバスでもありますし、病院の送迎車にはそういう対応があるかもしれませんが、これから先のニーズとしては、そういう車椅子対応のバスも必要であると思います。子供たちも車椅子に乗った子供が入学するということもあると思いますので、その辺をお尋ねしたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** 企画政策課長、藤原千春君。

**○企画政策課長（藤原千春君）** バス購入の際は、スクールバスということで、議員がおっしゃったように障害者対応ということをおまできしていませんでしたけれども、高齢者が利用しやすいように乗降口にステップを設置するなど、そこら辺の仕様は、今、特別仕様ということで具体的にお願しているところです。車椅子の利用についても今後検討していきたいと思っております。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑はありませんか。

9番、吉川美加君。

**○9番（吉川美加君）** 済みません、私が余りよくわからないのでお尋ねしますが、納入期限

について平成31年1月30日という、結構長いスパンが用意されているんですが、これは通常どおりなのでしょうか。

**○議長（工藤文範君）** 企画政策課長、藤原千春君。

**○企画政策課長（藤原千春君）** お答えいたします。納入期限につきましては、バスは受注生産のため、通常でありまして五、六カ月はかかるということでお答えをいただいているところで、その後、乗り合いバスに必要となる備品設備を設置するために、運転手用の認識灯や下車告知ボタンなどのいろいろな取り付けをいたしますので、そのために時間を要しまして、最大で平成31年1月30日ということで設定しております。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑ありませんか。

13番、藤澤和生君。

**○13番（藤澤和生君）** 開札調書の件についてお尋ねなんですけれども、これは18社で辞退はわかりますけれども、失格と。欠席のためと書いてございますが、次に入札する場合はこの欠席された方々も入札にかたられるんですか、そのあたりは何か規定がございますでしょうか。その辺をちょっとお知らせください。

**○議長（工藤文範君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** 物品の入札の失格とございましたけれども、ちょっと把握しておりませんので、後ほど説明をさせていただきます。済みません。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑はありませんか。

7番、甲斐重昭君。

**○7番（甲斐重昭君）** 私も開札調書からちょっとお伺いいたします。

予定価格から落札金額を計算いたしますと87.49%と、かなり落とされております。込山自動車さんが消費税抜きで650万円で落札されておられるわけでございますけれども、言うなれば、その後のメリットがなければ業者さんとしてもとらないかと思っておりますけれども、車検とか整備の状況というのは、やっぱりこういう買ったところに優先的にどうかお願いしていくのか、それとは全く別に考えておられるのか、そこだけちょっとお聞きしたいと思っております。

**○議長（工藤文範君）** 企画政策課長、藤原千春君。

**○企画政策課長（藤原千春君）** 今、購入後の車検の整備、車の整備ということでお尋ねでしたけれども、山都町においては山都交通さんに車両を含めた上での運行管理を委託しているところで、整備等は山都交通さんで行っていらっしゃるということです。

しかし、1台の車を回していろんな整備工場さんがされることになれば、毎年違った整備というか、車の情報とかがつながらないと思っておりますので、ちょっとそこは私のほうも済みません、確認が不足しているところですので、ある程度台数ごと、それぞれ旧清和、蘇陽、矢部とありますので、そこら辺で分けて整備されているというふうに思っております。

またその件につきましては、整備の内容についてはどうされているのか、具体的に調べまして御報告申し上げたいと思っております。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第45号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号「物品売買契約の締結について」は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（工藤文範君） 日程第5、各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

お手元に配付しました申出書のとおり、会議規則第75条の規定により、各委員長から所管事務について閉会中の継続調査の申し出がありました。当該申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成30年第2回山都町議会定例会を閉会します。

---

閉会 午前11時29分

平成30年6月定例会に議した事件のてんまつは、次のとおりである。

報告第1号	平成29年度山都町一般会計継続費繰越計算書について	6月7日	報告	済
報告第2号	平成29年度山都町一般会計繰越明許費繰越計算書について	6月7日	報告	済
報告第3号	平成29年度山都町一般会計事故繰越し繰越計算書について	6月7日	報告	済

報告第4号	平成29年度山都町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書について	6月7日	報告済
議案第46号	町長及び副町長の給与の特例に関する条例の制定について	6月7日	原案可決
報告第5号	有限会社「虹の通潤館」の経営状況について	6月13日	報告済
報告第6号	株式会社「まちづくりやべ」の経営状況について	6月13日	報告済
報告第7号	一般財団法人「清和文楽の里協会」の経営状況について	6月13日	報告済
報告第8号	有限会社「そよ風遊学協会」の経営状況について	6月13日	報告済
報告第9号	有限会社「清和資源」の経営状況について	6月13日	報告済
議案第32号	専決処分事項（平成29年度山都町一般会計補正予算第6号）の報告並びにその承認を求めることについて	6月13日	原案承認
議案第33号	専決処分事項（平成29年度山都町介護保険特別会計補正予算第4号）の報告並びにその承認を求めることについて	6月13日	原案承認
議案第34号	専決処分事項（山都町税条例等の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて	6月13日	原案承認
議案第35号	専決処分事項（山都町税等の減免に関する条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて	6月13日	原案承認
議案第36号	専決処分事項（山都町国民健康保険税条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて	6月13日	原案承認
議案第37号	専決処分事項（山都町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて	6月13日	原案承認
議案第38号	山都町営体育館条例の一部改正について	6月13日	原案可決
議案第39号	山都町短期滞在施設条例の一部改正について	6月13日	原案可決
議案第40号	山都町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	6月13日	原案可決
議案第41号	山都町土地改良事業換地委員会条例の制定について	6月13日	原案可決
議案第42号	平成30年度山都町一般会計補正予算（第1号）について	6月14日	原案可決
議案第43号	平成30年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について	6月14日	原案可決
議案第44号	平成30年度山都町水道事業会計補正予算（第1号）について	6月14日	原案可決
議案第45号	物品売買契約の締結について	6月14日	原案可決
議長報告	各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出について	6月14日	原案可決

会議規則第120条の規定によりここに署名する。

山都町議長

---

山都町議員

---

山都町議員

---